

令和 2年 6月

# 新・全国統一指標について

---

令和 2年 6月  
近畿地方整備局



# 全国統一指標の新たな設定方針

- 令和元年品確法の改正に伴い、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた「新たな全国統一指標」を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

## 工事

## 測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定 【既存指標】
- ② 歩切りの根絶 【達成】
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】 【既存指標】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更 【既存指標】
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

対応災害

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携



「新・全国統一指標」 + 「地域独自指標」の設定

## 工事

### ①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の全ての工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表  
※コリンズデータを用いて前年度実績により算出

### ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の全ての工事に対する週休2日対象工事の設定割合  
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、  
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

### ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策) (調整中)

都道府県・市区町村の価格競争で発注する全ての工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合  
(県域単位で公表)

※価格競争:価格のみで落札者を決定する方式

## 測量、調査及び設計(業務)

### ①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の全ての業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※テクリスデータ等を用いて集計時の前年度実績により算出

### ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の価格競争で発注する全ての業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合  
(県域単位で公表)

※価格競争:価格のみで落札者を決定する方式

## 5月中旬 新・全国統一指標の決定(本省発表)

※公表イメージとして、H30実績の地域平準化率(工事)を添付

## 5月以降 発注者協議会において以下を検討

○新・全国統一指標:基準値(R1実績値)、目標値等

○地域独自指標:項目、基準値(R1実績値)、目標値等

## R2. 秋頃 発注者協議会において上記について決定し、公表

※指標の実績値について、毎年度公表予定



# 令和元年度 地域平準化率(工事、地域ブロック単位)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

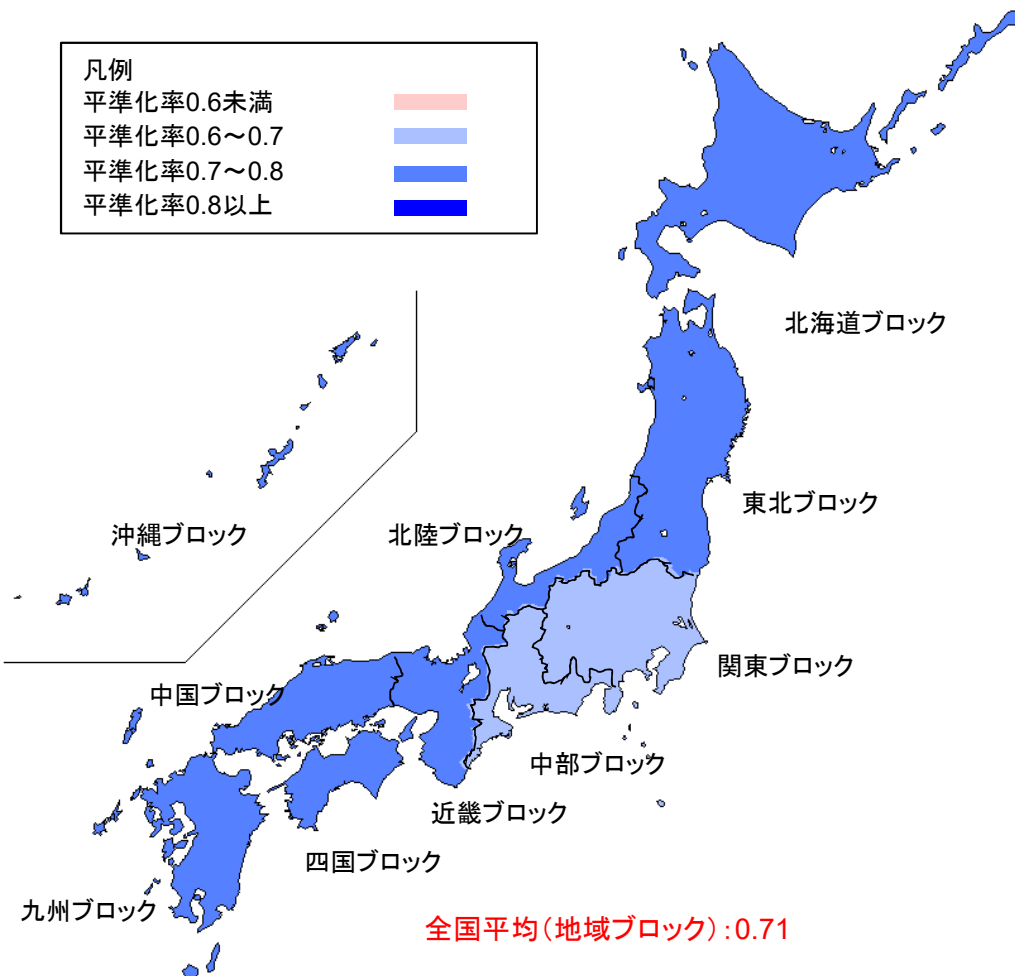
※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事  
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

- 凡例
- 平準化率0.6未満 ■
  - 平準化率0.6~0.7 ■
  - 平準化率0.7~0.8 ■
  - 平準化率0.8以上 ■



地域ブロック	地域平準化率	対象範囲
北海道	0.71	北海道
東北	0.73	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、山形県、福島県
関東	0.68	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.78	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.76	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.70	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75	沖縄県

※平準化率のデータ抽出時点: 令和2年4月16日

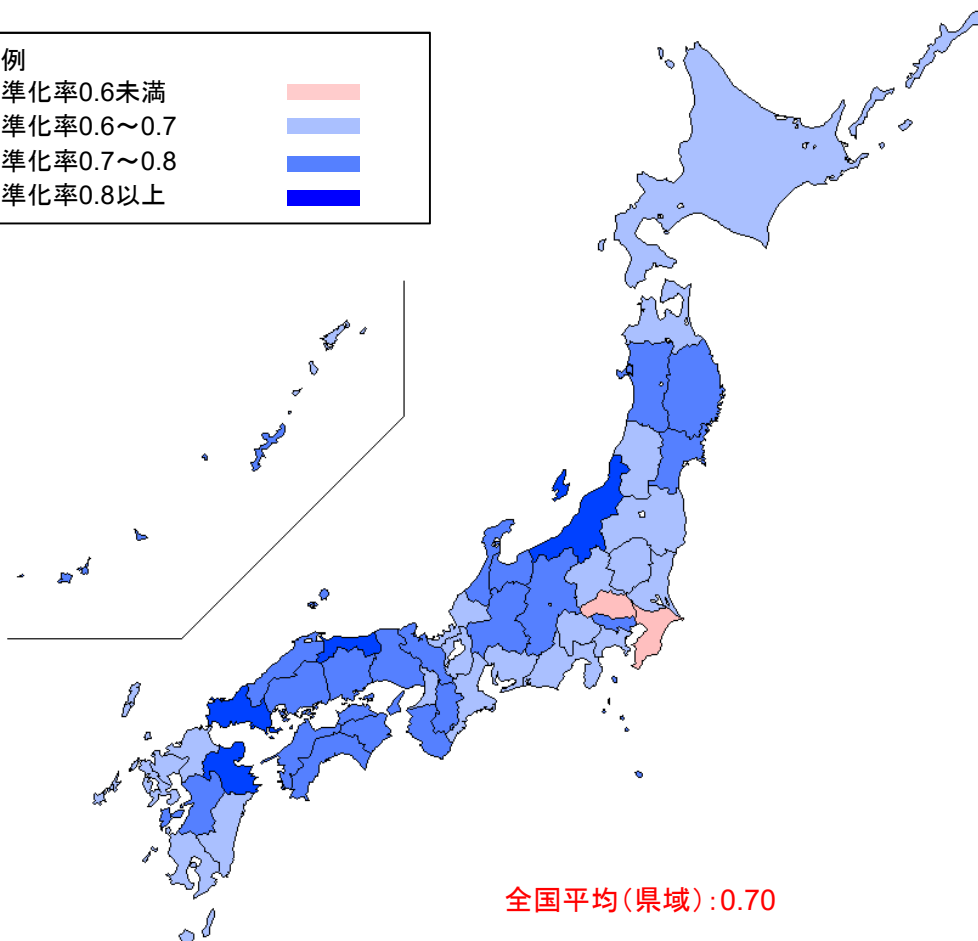
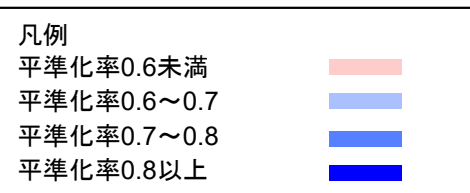
# 令和元年度 地域平準化率(工事、県域単位)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ  
・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事  
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの



地域	地域平準化率	地域	地域平準化率	地域	地域平準化率
北海道	0.68	石川県	0.75	岡山県	0.72
青森県	0.65	福井県	0.68	広島県	0.74
岩手県	0.75	山梨県	0.68	山口県	0.81
宮城県	0.77	長野県	0.74	徳島県	0.74
秋田県	0.75	岐阜県	0.77	香川県	0.77
山形県	0.68	静岡県	0.60	愛媛県	0.78
福島県	0.65	愛知県	0.66	高知県	0.70
茨城県	0.65	三重県	0.61	福岡県	0.69
栃木県	0.60	滋賀県	0.65	佐賀県	0.67
群馬県	0.63	京都府	0.73	長崎県	0.65
埼玉県	0.59	大阪府	0.67	熊本県	0.78
千葉県	0.59	兵庫県	0.78	大分県	0.80
東京都	0.72	奈良県	0.73	宮崎県	0.67
神奈川県	0.64	和歌山県	0.73	鹿児島県	0.61
新潟県	0.80	鳥取県	0.81	沖縄県	0.70
富山県	0.73	島根県	0.74		

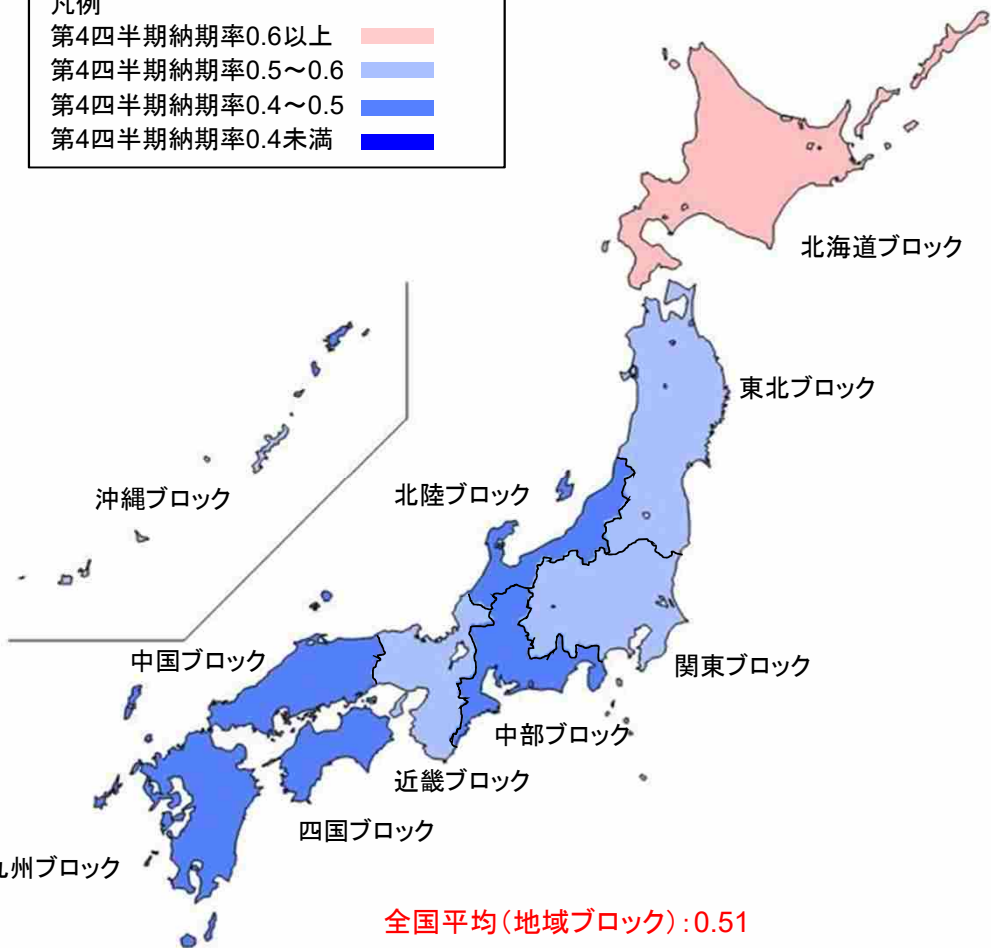
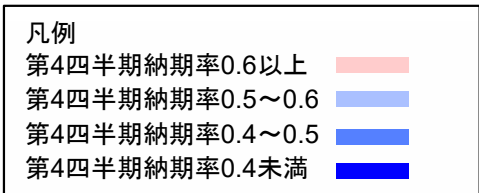
$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月])に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

**「一般財団法人 日本建設情報総合センター」テクリス登録データを活用**

対象: 契約金額100万円以上の測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務  
稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国の出先機関等(国土交通省以外含む)、都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。



全国平均(地域ブロック): 0.51

地域ブロック	第4四半期納期率	対象範囲
北海道	0.68	北海道
東北	0.53	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.51	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.48	新潟県、富山県、石川県
中部	0.48	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.53	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.47	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.48	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.47	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.54	沖縄県

※データ抽出時点: 令和2年5月1日

# 令和元年度 第4四半期納期率の状況(業務、県域単位)

$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月])に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

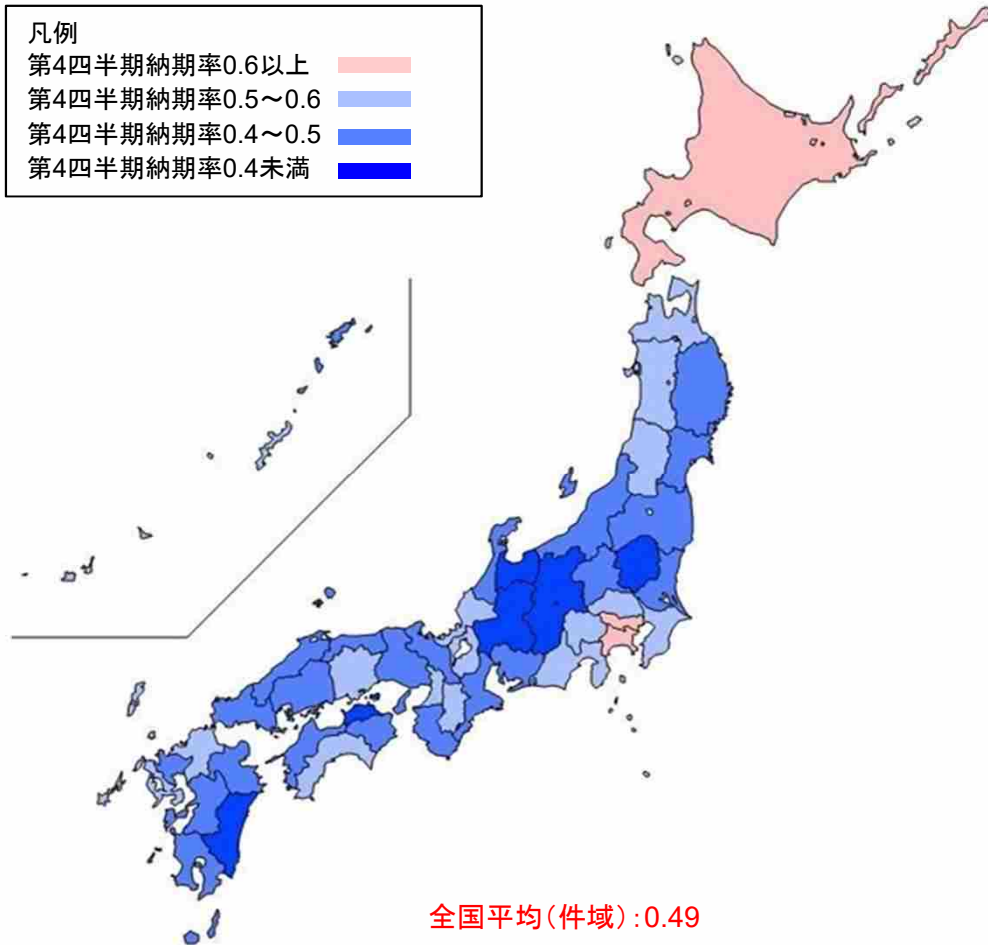
※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を  
足し合わせて算出

「一般財団法人 日本建設情報総合センター」テクリス登録データを活用

対象:契約金額100万円以上の測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務

稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

凡例	
第4四半期納期率0.6以上	<span style="color: #f8766d;">■</span>
第4四半期納期率0.5~0.6	<span style="color: #7eb8e3;">■</span>
第4四半期納期率0.4~0.5	<span style="color: #4a90e2;">■</span>
第4四半期納期率0.4未満	<span style="color: #0070c0;">■</span>



全国平均(件域):0.49

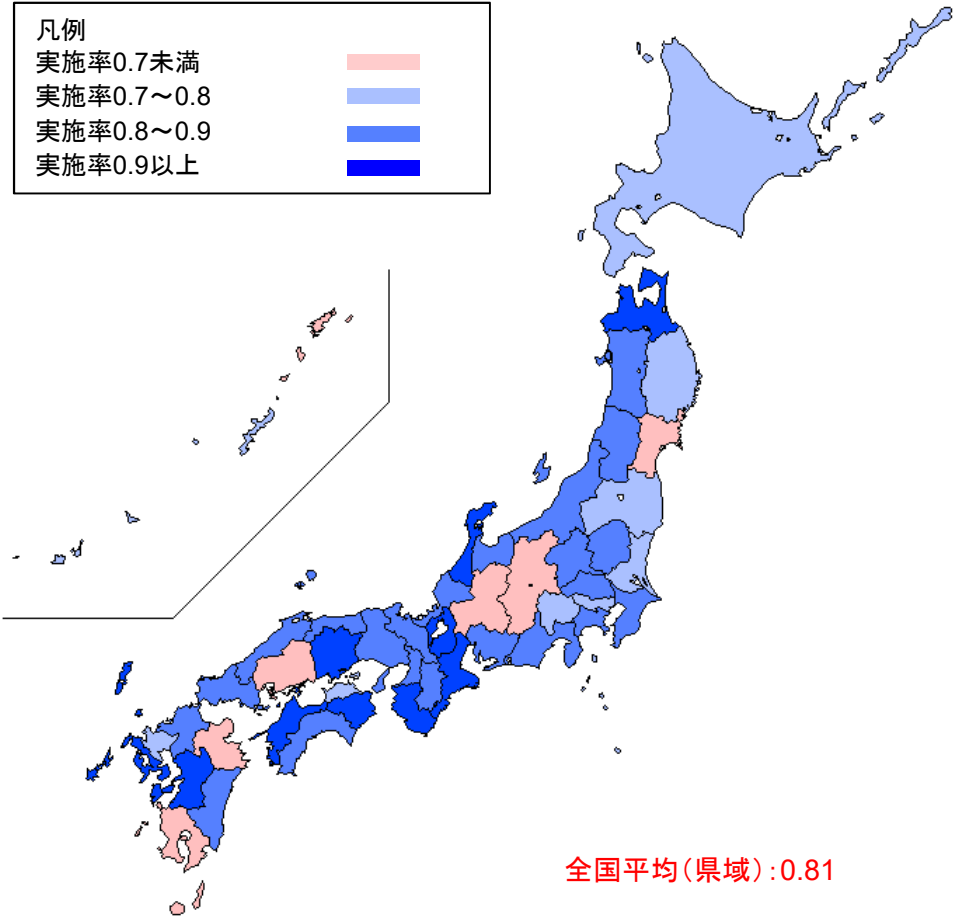
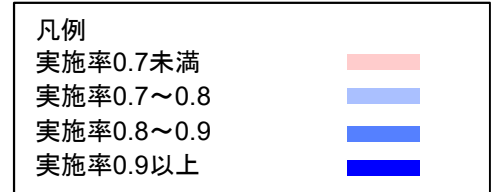
地域	第4四半期納期率	地域	第4四半期納期率	地域	第4四半期納期率
北海道	0.67	石川県	0.46	岡山県	0.50
青森県	0.53	福井県	0.51	広島県	0.45
岩手県	0.49	山梨県	0.50	山口県	0.49
宮城県	0.47	長野県	0.35	徳島県	0.47
秋田県	0.53	岐阜県	0.39	香川県	0.35
山形県	0.53	静岡県	0.51	愛媛県	0.46
福島県	0.47	愛知県	0.43	高知県	0.53
茨城県	0.44	三重県	0.46	福岡県	0.53
栃木県	0.39	滋賀県	0.51	佐賀県	0.44
群馬県	0.40	京都府	0.49	長崎県	0.52
埼玉県	0.51	大阪府	0.55	熊本県	0.49
千葉県	0.51	兵庫県	0.49	大分県	0.40
東京都	0.60	奈良県	0.53	宮崎県	0.35
神奈川県	0.62	和歌山県	0.45	鹿児島県	0.41
新潟県	0.46	鳥取県	0.40	沖縄県	0.52
富山県	0.36	島根県	0.41		

※データ抽出時点:令和2年5月1日

$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注工事件数)}}$$

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データを活用  
 ※平成30年度工事実績

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出



地域	実施率	地域	実施率	地域	実施率
北海道	0.76	石川県	0.95	岡山県	0.92
青森県	0.92	福井県	0.86	広島県	0.64
岩手県	0.79	山梨県	0.75	山口県	0.80
宮城県	0.63	長野県	0.69	徳島県	0.94
秋田県	0.84	岐阜県	0.65	香川県	0.74
山形県	0.84	静岡県	0.80	愛媛県	0.91
福島県	0.78	愛知県	0.86	高知県	0.82
茨城県	0.73	三重県	0.90	福岡県	0.83
栃木県	0.89	滋賀県	0.93	佐賀県	0.71
群馬県	0.83	京都府	0.87	長崎県	0.92
埼玉県	0.86	大阪府	0.84	熊本県	0.90
千葉県	0.85	兵庫県	0.89	大分県	0.69
東京都	0.75	奈良県	0.86	宮崎県	0.87
神奈川県	0.89	和歌山県	0.91	鹿児島県	0.53
新潟県	0.88	鳥取県	0.83	沖縄県	0.77
富山県	0.88	島根県	0.84		

※入札契約適正化法等に基づく実施状況調査データ:令和元年11月



# 【参考資料】新・全国統一指標に対する近畿ブロックからの意見と回答

指標(案)	自治体	意見	回答案	回答の理由(または自由記入欄)
①地域平準化率(施工時期の平準化)	福井県	市町では、公共工事の発注量が少なく平準化の取組みに固有の課題があり、一律の指標で評価することは難しい。当面、府県・政令市のみを対象とできないか。	意見の反映は致しかねます。	発注者ごとの平準化の進捗状況の公表は、品確法の一部を改正する法律の附帯決議となっていること、また、品確法運用指針(関係省庁申し合わせ)においても規定されているところ。平準化の取組は、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するもので、発注者は地域特性や施工時期の制約条件を十分に考慮した上で取組を進める必要がある。
①地域平準化率(施工時期の平準化)	独立行政法人都市再生機構西日本支社	コリンズデータを用いて前年度実績データより算出とされていますが、別途送付頂いた公表イメージに当支社の記載がありませんでした。(関東地整の当機構のデータに一元化されているという理解でよろしいでしょうか。)	ご指摘のとおりです。	(JACIC確認済み?)
①地域平準化率(施工時期の平準化)	大阪府(環境農林水産部)	例えば平準化率の集計について、コリンズやテクリス、アグリズ等のシステムデータを活用するなど、発注機関に過度な負担を強いないような効率的な調査手法の検討をお願いしたい。	今後、対応を検討します。	工事は、コリンズデータ(500万円以上の工事を対象)の使用を基本とすることで、事務局において機械的に算出可能。業務は、当面はテクリスデータの使用を基本とし、同様に事務局において機械的に算出。今後、アグリズデータの活用等についても検討して参りたい。
①地域平準化率(施工時期の平準化)	鉄道・運輸機構大阪支社	鉄道工事は、用地取得状況、設計状況、地元協議の状況により発注を実施するため、平準化は困難	意見の反映は致しかねます。	平準化の取組は、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するもので、発注者は地域特性や施工時期の制約条件を十分に考慮した上で取組を進める必要がある。
②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)	鉄道・運輸機構大阪支社	鉄道工事は、完成予定時期が決められるため、完成予定時期の決定にあたって、週休2日を考慮した工期でなければ、指標としてはふさわしくない。	無回答	
③低入札価格調査基準又は最低制限価格の地域内設定状況	福井県	低入札価格調査基準や最低制限価格は、各自治体の判断により設定しており、金額の設定方法を一律の全国統一指標とすることは相応しくないのではないか。	回答自由欄に記載	価格競争で実施する全ての工事について、低入札価格調査基準や最低制限価格を設定しているかどうかを指標とするものであり、金額の設定方法については問いません(最新モデル等を適用されているかどうかなどは次の課題として認識しています)。
①地域平準化率(履行期限の分散)	独立行政法人都市再生機構西日本支社	テクリスデータ等を用いとはありますが、PUBDISへの登録実績も反映されるのでしょうか。	今後、対応を検討します。	当面はテクリス登録データのみで平準化を算出
①地域平準化率(履行期限の分散)	大阪府(環境農林水産部)	例えば平準化率の集計について、コリンズやテクリス、アグリズ等のシステムデータを活用するなど、発注機関に過度な負担を強いないような効率的な調査手法の検討をお願いしたい。	ご指摘のとおりです。	業務は、テクリスデータ(100万円以上の業務を対象)の使用を基本とすることで、事務局において機械的に算出可能。業務は、当面はテクリスデータの使用を基本とし、同様に事務局において機械的に算出。今後、アグリズデータの活用等についても検討して参りたい。
①地域平準化率(履行期限の分散)	鉄道・運輸機構大阪支社	鉄道関係業務は、全体工程を考慮したうえで、地元協議の状況により発注を実施するため、平準化は困難	回答自由欄に記載	平準化の取組は、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するもので、発注者は地域特性や施工時期の制約条件を十分に考慮した上で取組を進める必要がある。
②低入札価格調査基準又は最低制限価格の地域内設定状況	福井県	低入札価格調査基準や最低制限価格は、各自治体の判断により設定しており、金額の設定方法を一律の全国統一指標とすることは相応しくないのではないか。	意見の反映は致しかねます。	価格競争で実施する全ての業務について、低入札価格調査基準や最低制限価格を設定しているかどうかを指標とするものであり、金額の設定方法については問いません(最新モデル等を適用されているかどうかなどは次の課題として認識しています)。

令和2年 6月

資料-5

# 地方公共団体における平準化の状況 (平準化率・取組状況の「見える化」概要)

令和2年4月

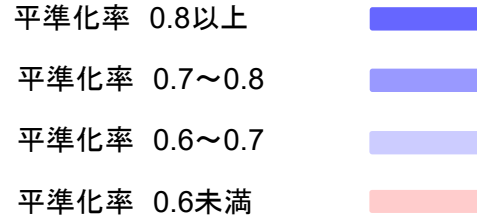
総務省自治行政局行政課  
国土交通省大臣官房技術調査課  
国土交通省土地・建設産業局建設業課

# 1. 平準化の進捗状況(平準化率)

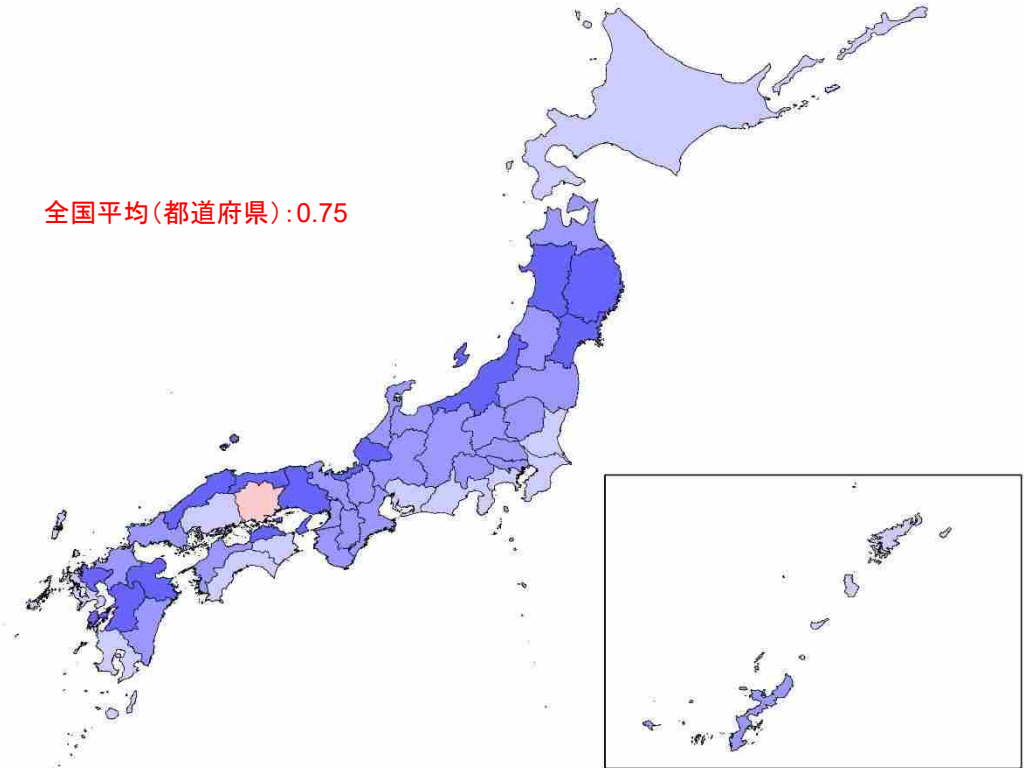


# 平準化率の状況（都道府県）

## 都道府県の平準化率の状況



全国平均(都道府県):0.75



$$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{(4～6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事  
稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数

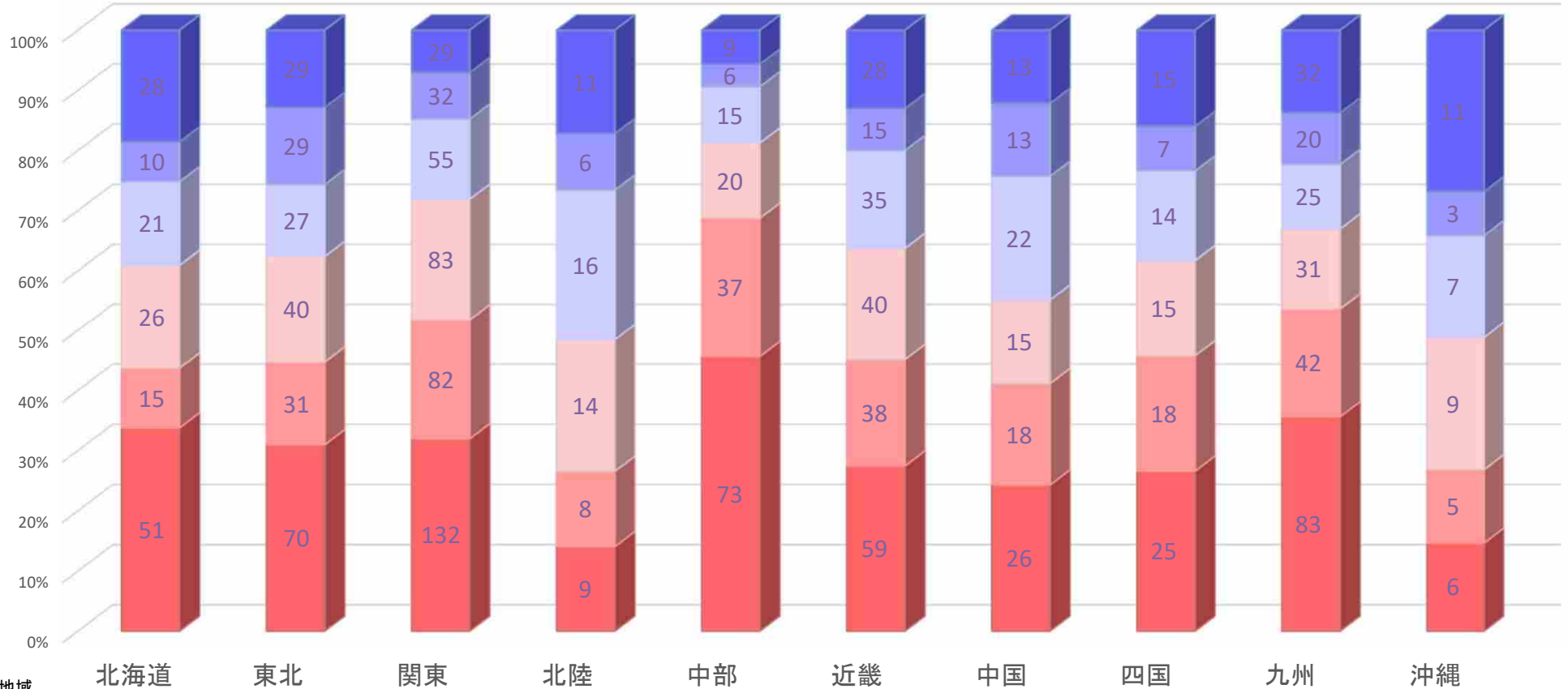
## 都道府県の平準化率一覧

北海道	0.70	栃木県	0.72	石川県	0.71	滋賀県	0.75	岡山県	0.56	佐賀県	0.81
青森県	0.73	群馬県	0.75	福井県	0.84	京都府	0.79	広島県	0.61	長崎県	0.65
岩手県	0.88	埼玉県	0.70	山梨県	0.72	大阪府	0.76	山口県	0.80	熊本県	0.87
宮城県	0.93	千葉県	0.60	長野県	0.80	兵庫県	0.81	徳島県	0.68	大分県	0.87
秋田県	0.84	東京都	0.76	岐阜県	0.78	奈良県	0.77	香川県	0.82	宮崎県	0.76
山形県	0.77	神奈川県	0.64	静岡県	0.67	和歌山県	0.72	愛媛県	0.72	鹿児島県	0.65
福島県	0.76	新潟県	0.88	愛知県	0.66	鳥取県	0.83	高知県	0.63	沖縄県	0.71
茨城県	0.64	富山県	0.79	三重県	0.76	島根県	0.82	福岡県	0.71		

# 市区町村における平準化率の状況（地域別）

## 各地域における平準化率別の市区町村の構成割合

平準化率の区分： ■ ~0.4 ■ 0.4~0.5 ■ 0.5~0.6 ■ 0.6~0.7 ■ 0.7~0.8 ■ 0.8~ ※グラフ内の数字は地方公共団体数



※対象地域

- 北海道ブロック：北海道
- 東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
- 北陸ブロック：新潟県、石川県、富山県
- 中部ブロック：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

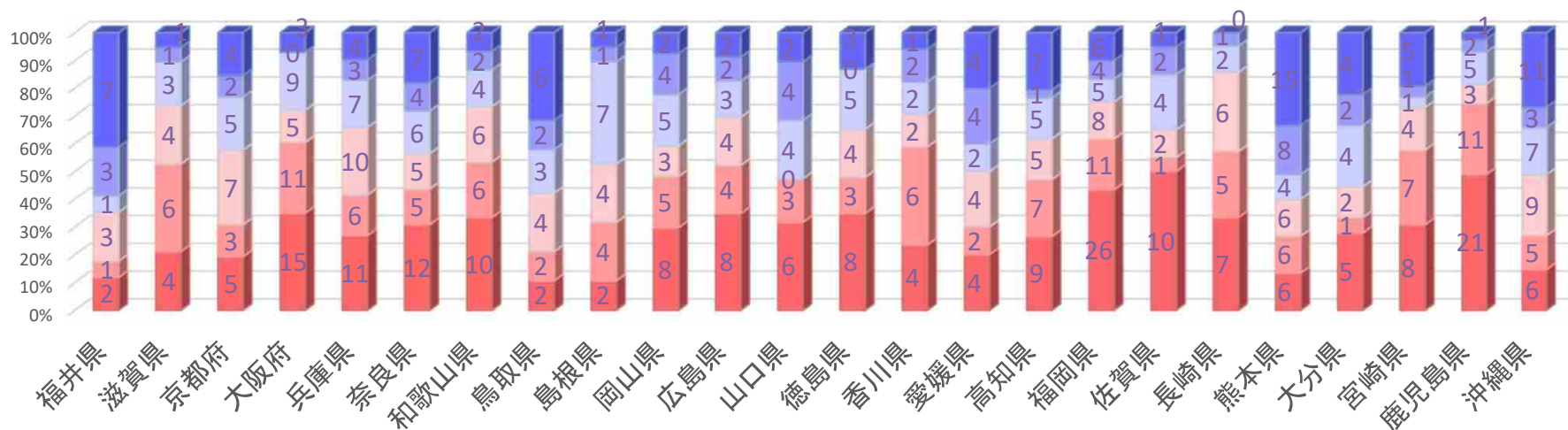
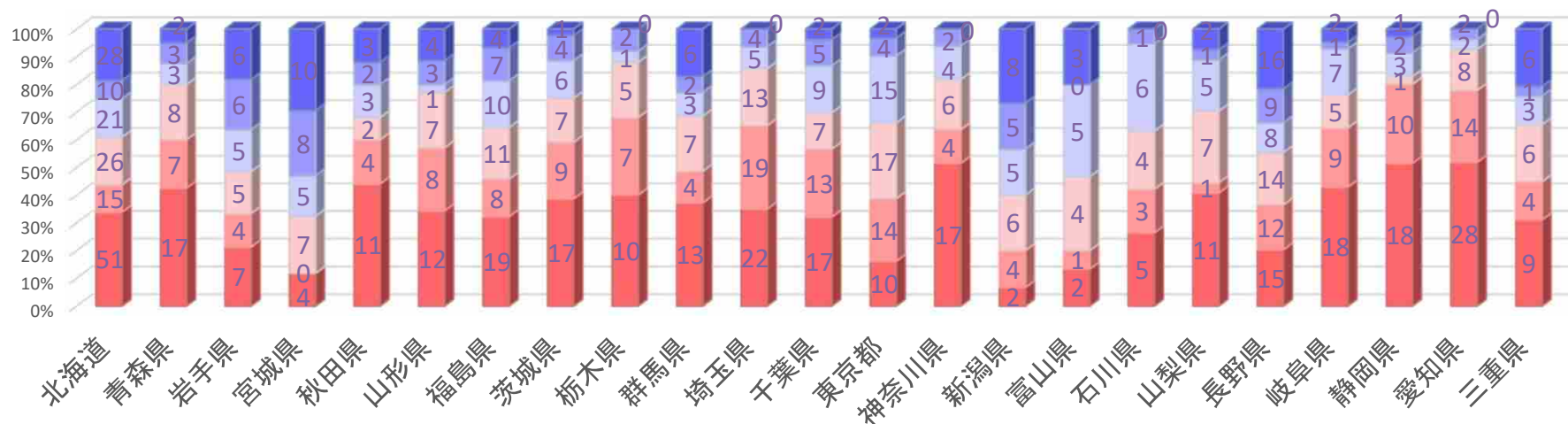
- 近畿ブロック：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国ブロック：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 沖縄ブロック：沖縄県

※平準化率の定義：4~6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数  
 ※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)(一部未登録の地方公共団体あり)

# 市区町村における平準化率の状況（都道府県別）

## 各都道府県における平準化率別の市区町村の構成割合

平準化率の区分： ■ ~0.4 ■ 0.4~0.5 ■ 0.5~0.6 ■ 0.6~0.7 ■ 0.7~0.8 ■ 0.8~ ※グラフ内の数字は地方公共団体数



※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

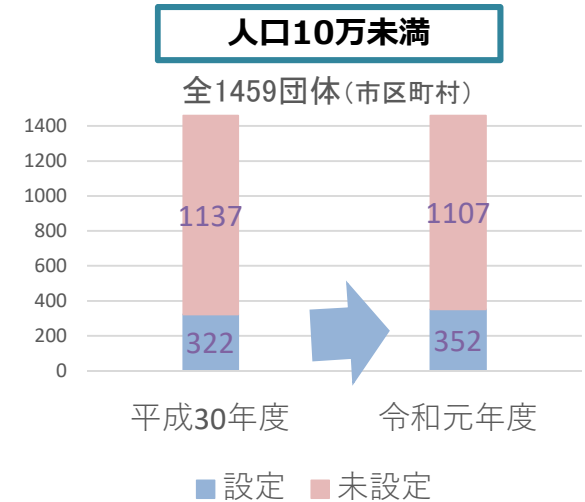
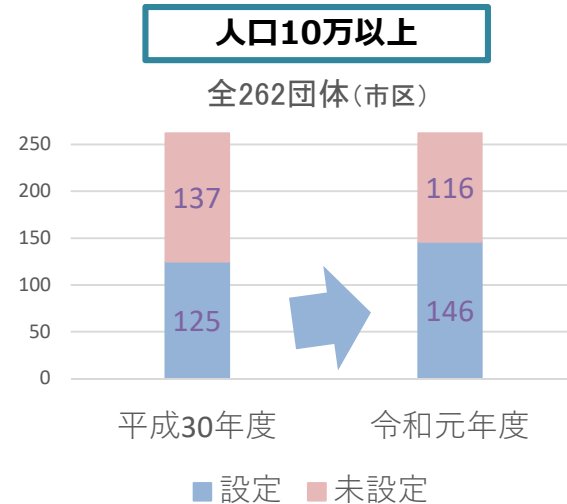
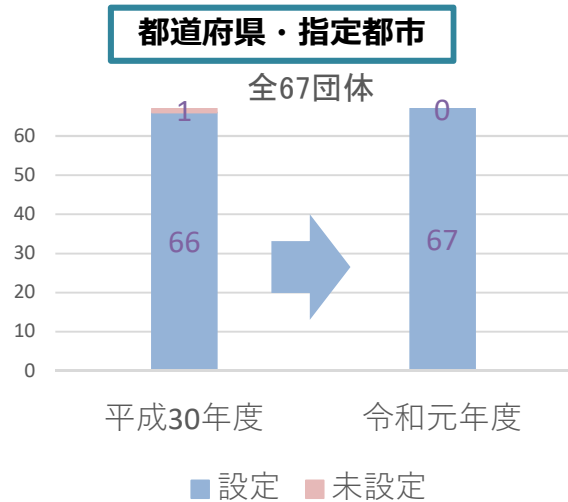
※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テグリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)(一部未登録の地方公共団体あり)

## 2. 平準化の取組状況

# 債務負担行為の活用

## 債務負担行為の設定の有無

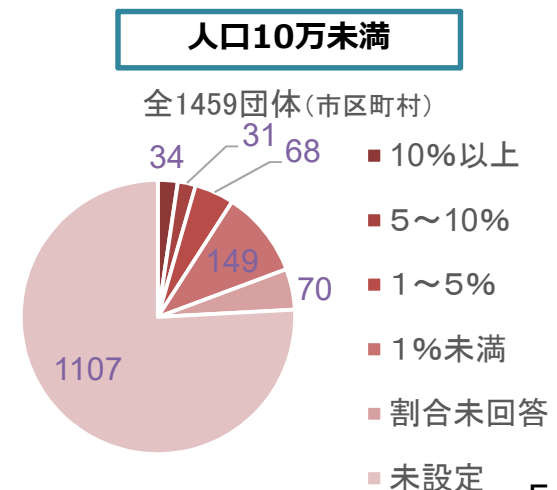
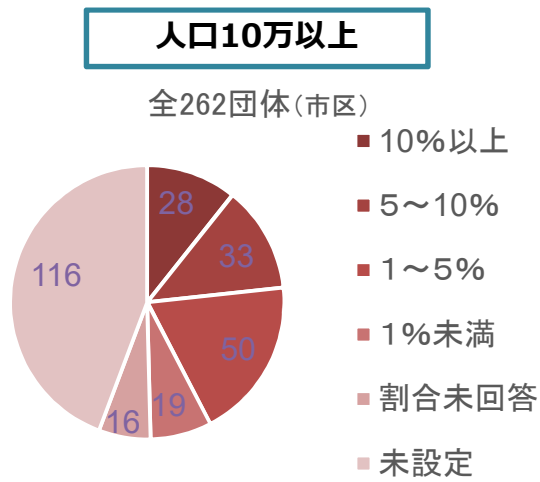
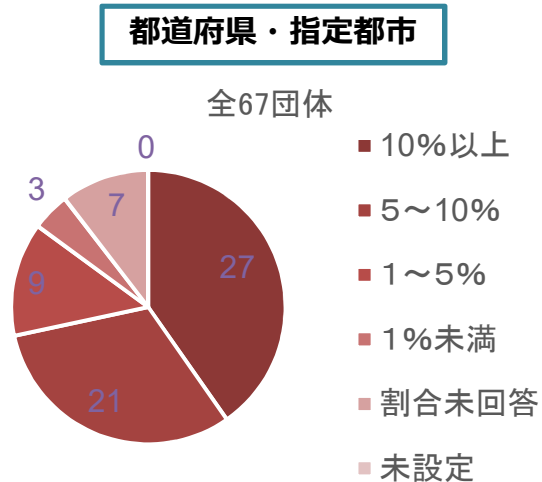
※グラフ内の数字は地方公共団体数



## 債務負担行為の設定状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

(年間の工事発注件数に占める債務負担行為の設定件数比)



※件数比: 債務負担行為の設定件数 / 工事の年間発注件数

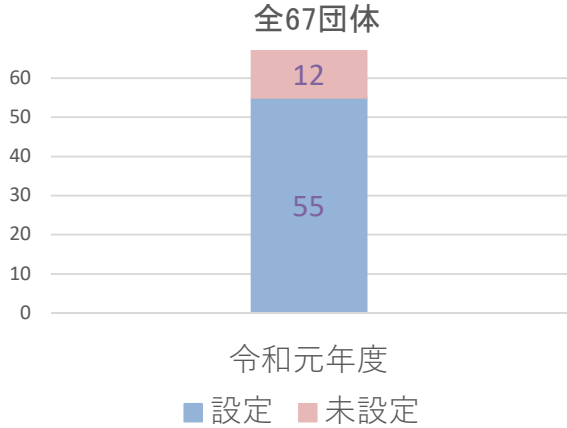
出典: 令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点) ※件数比については平成30年度実績

# 工期1年未満工事における債務負担行為の活用

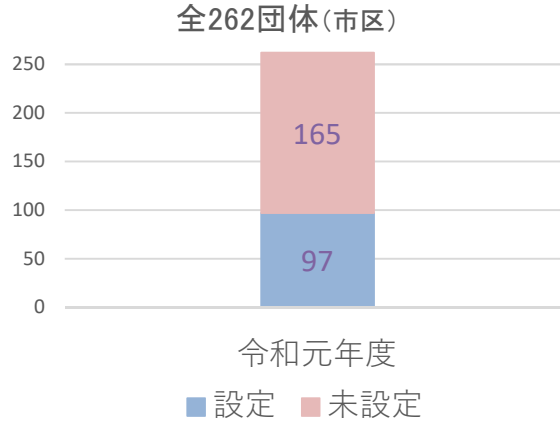
## 工期1年未満の工事における債務負担行為の設定の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

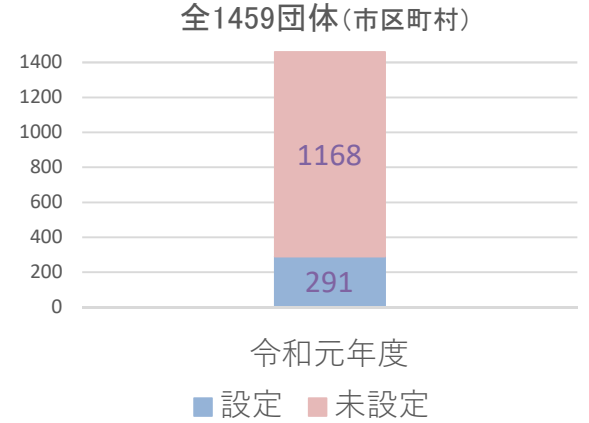
### 都道府県・指定都市



### 人口10万以上



### 人口10万未満

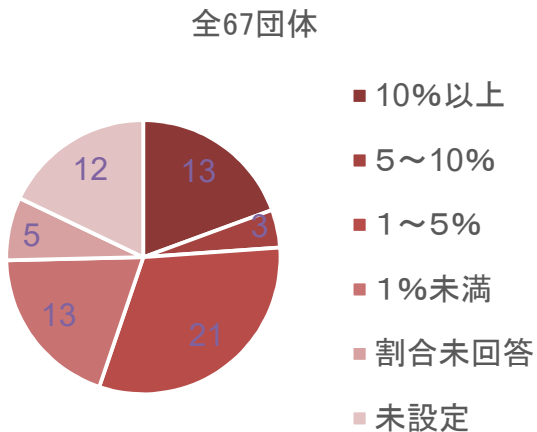


## 工期1年未満の工事における債務負担行為の設定の状況

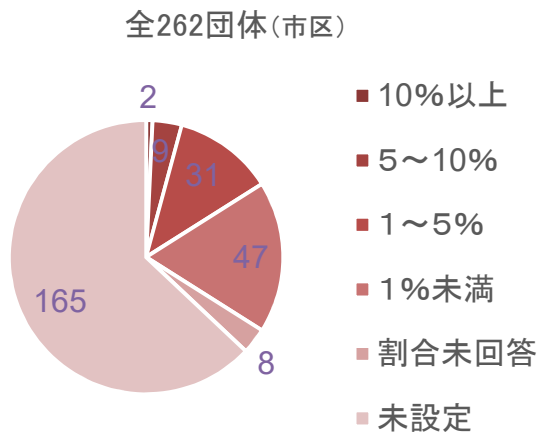
※グラフ内の数字は地方公共団体数

(工期1年未満の工事の年間の工事発注件数に占める債務負担行為の設定件数比)

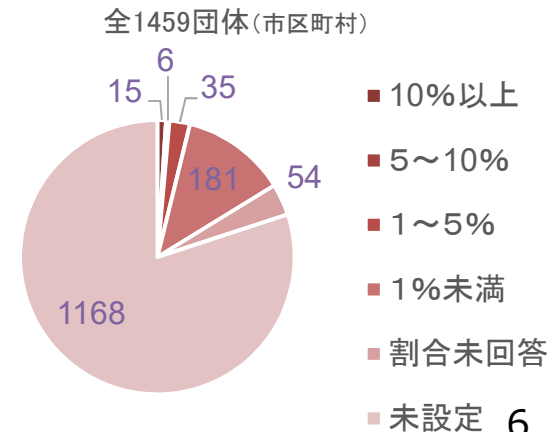
### 都道府県・指定都市



### 人口10万以上



### 人口10万未満



※実施の有無について平成30年度以前は未調査

※件数比: 工期1年未満の工事の債務負担行為の設定件数(ゼロ債務負担行為を除く) / 工期1年未満の工事の年間発注件数

出典: 令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点)

※件数比については平成30年度実績

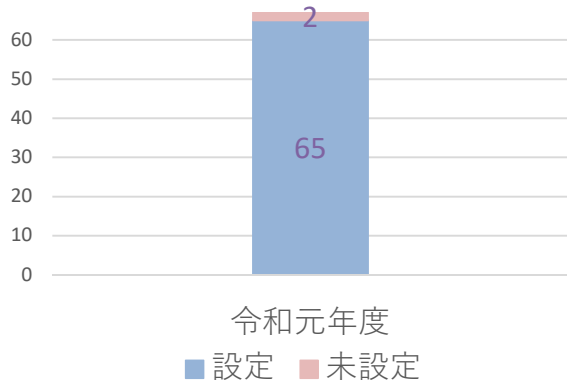
# ゼロ債務負担行為の活用

## ゼロ債務負担行為の設定の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

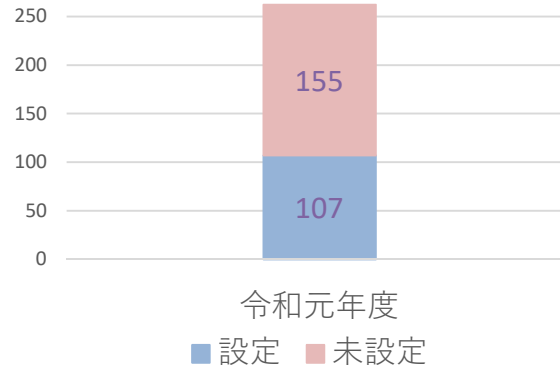
### 都道府県・指定都市

全67団体



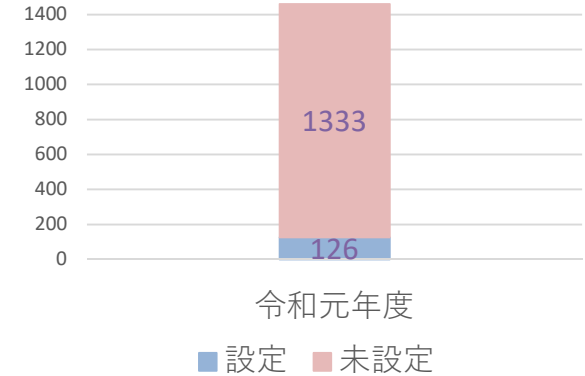
### 人口10万以上

全262団体(市区)



### 人口10万未満

全1459団体(市区町村)



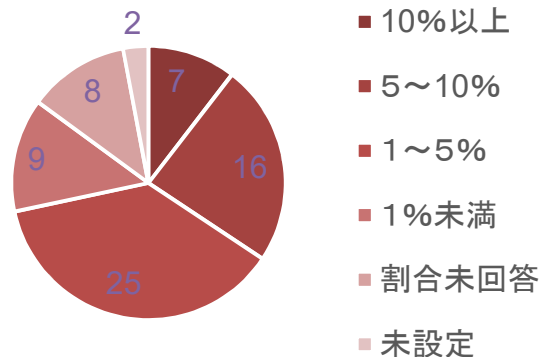
## ゼロ債務負担行為の設定の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

(年間の工事発注件数に占めるゼロ債務負担行為の設定件数比)

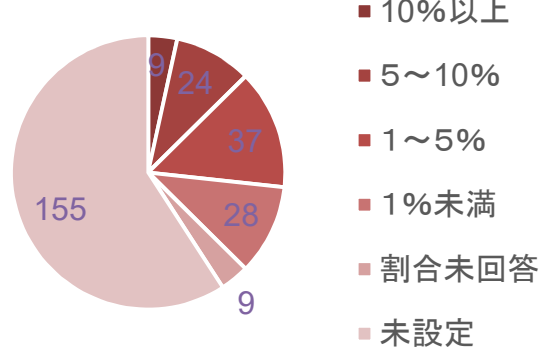
### 都道府県・指定都市

全67団体



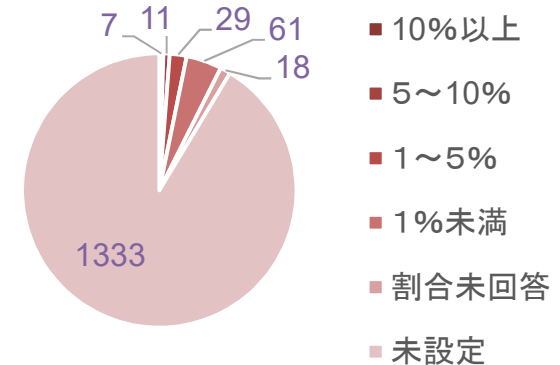
### 人口10万以上

全262団体(市区)



### 人口10万未満

全1459団体(市区町村)



※実施の有無について平成30年度以前は未調査  
 ※件数比:ゼロ債務負担行為の設定件数/年間の工事発注件数

出典:令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点) ※件数比については平成30年度実績

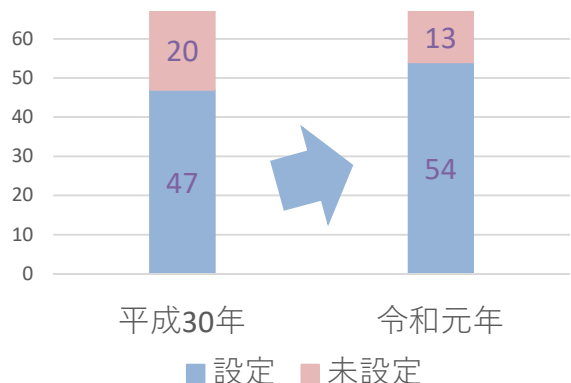
# 柔軟な工期設定（余裕期間制度の活用）

## 柔軟な工期の設定の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

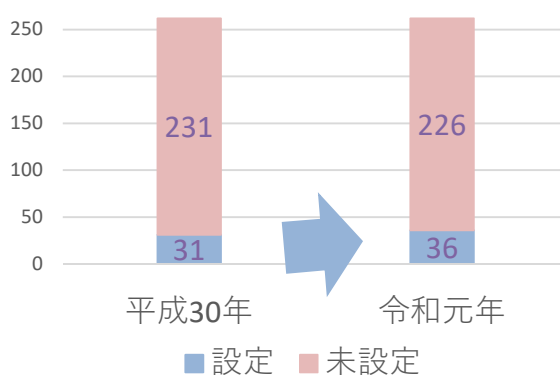
### 都道府県・指定都市

全67団体



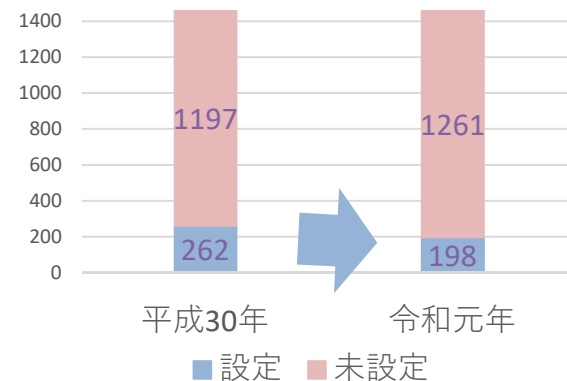
### 人口10万以上

全262団体(市区)



### 人口10万未満

全1459団体(市区町村)



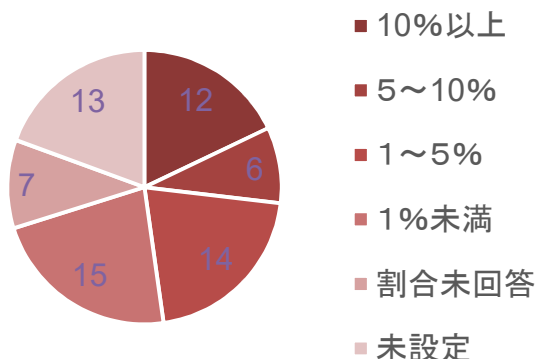
## 柔軟な工期の設定の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

(年間の工事発注件数に占める柔軟な工期の設定件数比)

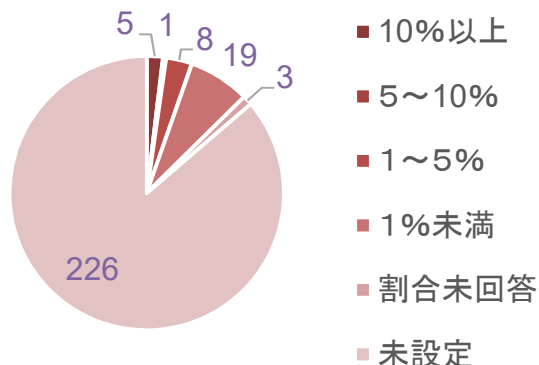
### 都道府県・指定都市

全67団体



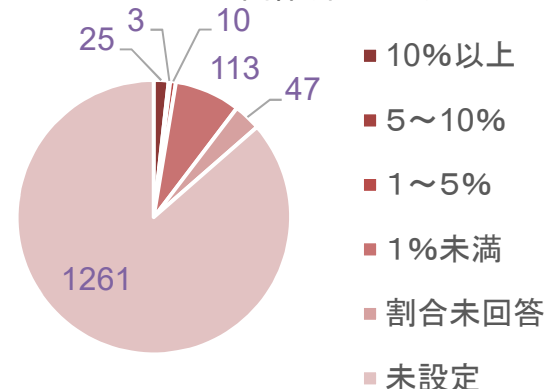
### 人口10万以上

全262団体(市区)



### 人口10万未満

全1459団体(市区町村)



※件数比:柔軟な工期の設定件数/工事の年間発注件数  
 ※「柔軟な工期の設定」について、令和元年度調査より解釈を明確化

出典:令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点) ※件数比については平成30年度実績



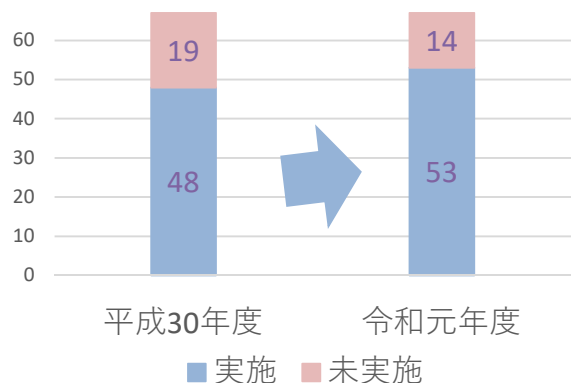
# 速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）

## 速やかな繰越手続の実施の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

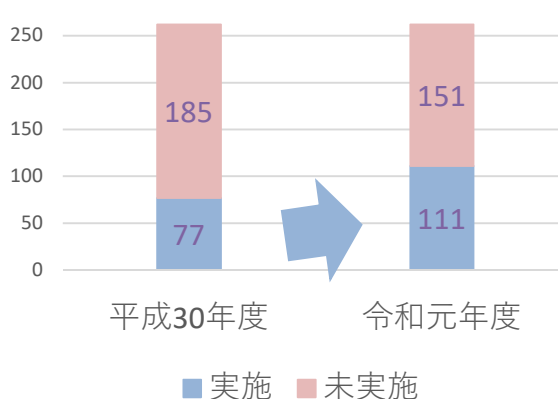
### 都道府県・指定都市

全67団体



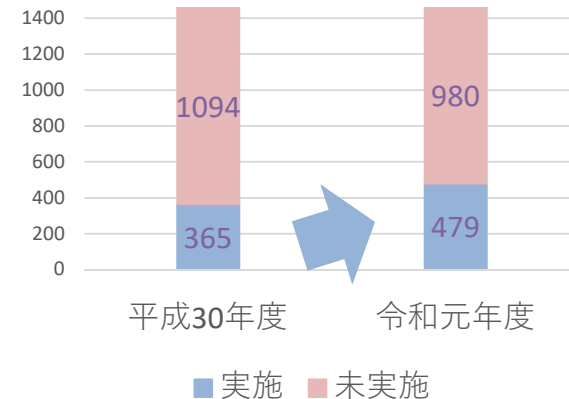
### 人口10万以上

全262団体(市区)



### 人口10万未満

全1459団体(市区町村)



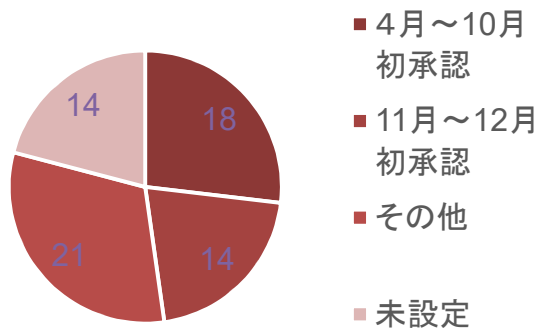
## 速やかな繰越手続の実施の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

(速やかな繰越手続の実施時期)

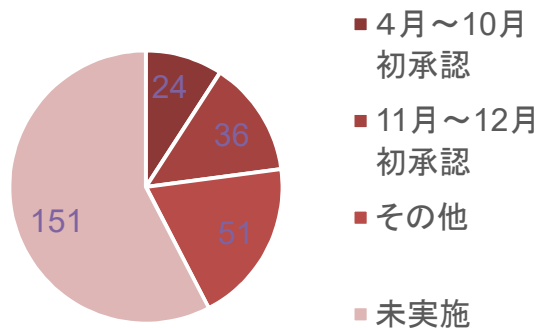
### 都道府県・指定都市

全67団体



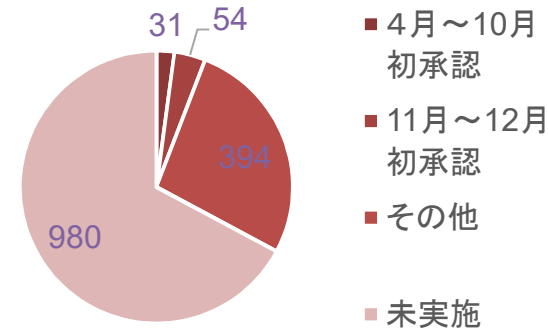
### 人口10万以上

全262団体(市区)



### 人口10万未満

全1459団体(市区町村)



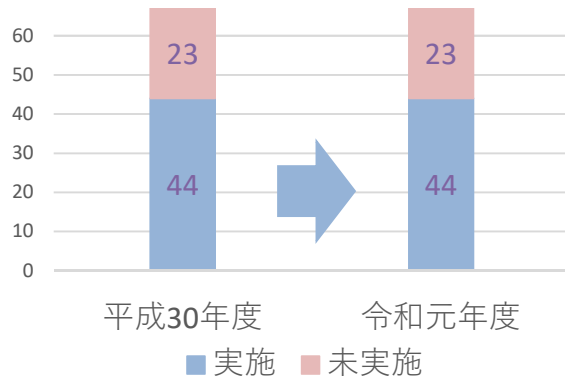
# 積算の前倒し／早期執行のための目標設定・公表

## 積算の前倒しの実施の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

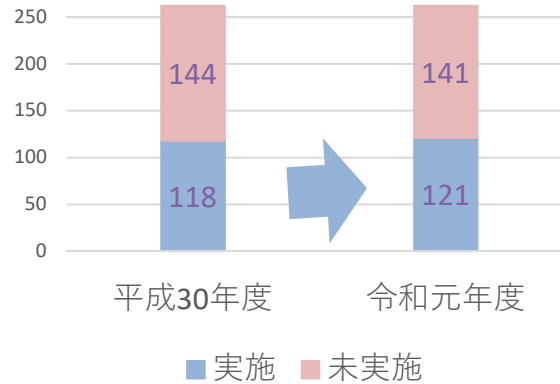
### 都道府県・指定都市

全67団体



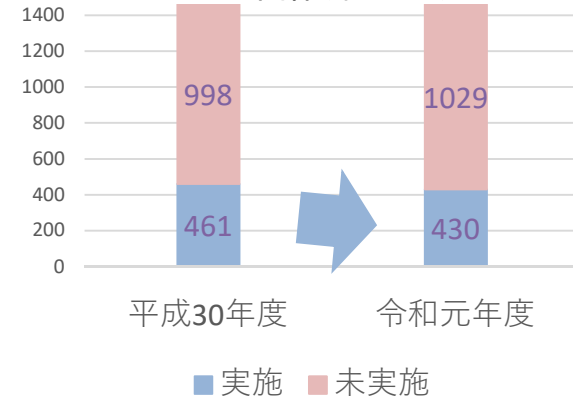
### 人口10万以上

全262団体(市区)



### 人口10万未満

全1459団体(市区町村)

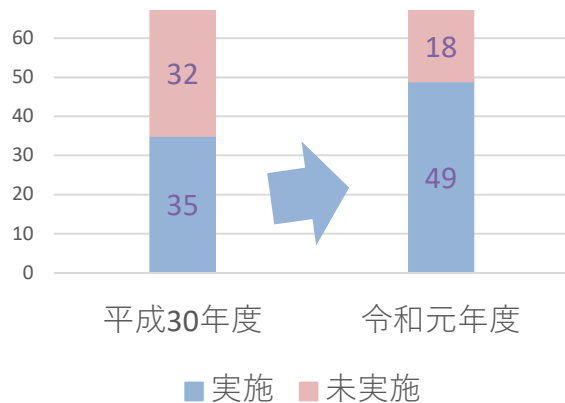


## 早期執行のための目標設定・公表の実施の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

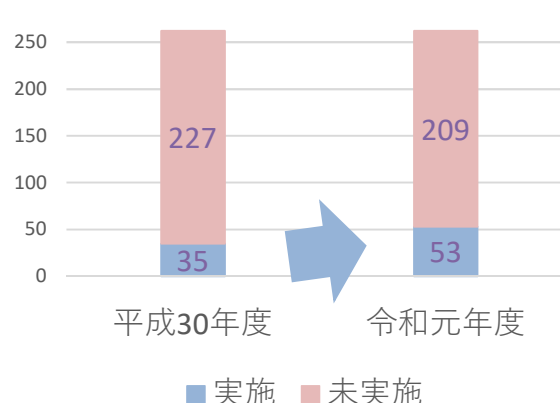
### 都道府県・指定都市

全67団体



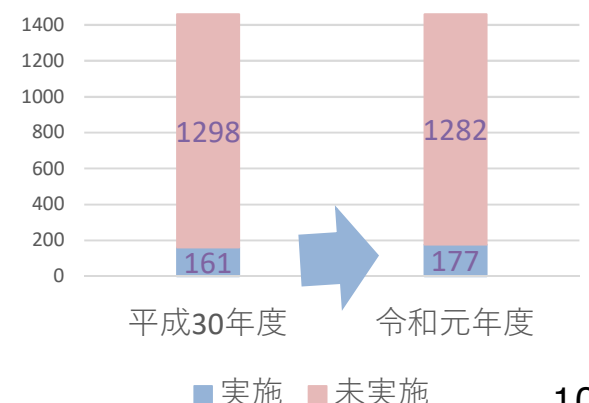
### 人口10万以上

全262団体(市区)



### 人口10万未満

全1459団体(市区町村)



## **（参考）都道府県別の市区町村の進捗・取組状況**

## 北海道における各市町村の平準化率①

札幌市	0.79	紋別市	0.46	新篠津村	0.69	寿都町	-	南幌町	0.89
函館市	0.43	士別市	0.63	松前町	0.22	黒松内町	0.31	奈井江町	0.00
小樽市	0.51	名寄市	0.51	福島町	0.31	蘭越町	0.5	上砂川町	-
旭川市	0.67	三笠市	0.58	知内町	0.43	二セコ町	0.00	由仁町	0.40
室蘭市	0.31	根室市	0.52	木古内町	0.63	真狩村	0.57	長沼町	0.84
釧路市	0.63	千歳市	0.64	七飯町	0.57	留寿都村	-	栗山町	0.67
帯広市	0.80	滝川市	0.68	鹿部町	0.00	喜茂別町	1.07	月形町	-
北見市	0.64	砂川市	0.67	森町	0.33	京極町	0.19	浦臼町	0.00
夕張市	0.30	歌志内市	-	八雲町	0.39	倶知安町	3.00	新十津川町	0.00
岩見沢市	0.65	深川市	0.56	長万部町	0.00	共和町	1.00	妹背牛町	0.00
網走市	1.74	富良野市	0.46	江差町	0.38	岩内町	0.51	秩父別町	0.44
留萌市	0.29	登別市	0.5	上ノ国町	0.62	泊村	0.38	雨竜町	2.00
苫小牧市	0.51	恵庭市	0.47	厚沢部町	0.24	神恵内村	0.00	北竜町	0.00
稚内市	0.44	伊達市	0.21	乙部町	0.00	積丹町	0.00	沼田町	0.36
美唄市	0.40	北広島市	0.54	奥尻町	0.57	古平町	1.20	鷹栖町	0.75
芦別市	0.84	石狩市	0.71	今金町	0.94	仁木町	0.57	東神楽町	0.55
江別市	0.57	北斗市	0.60	せたな町	0.53	余市町	0.69	当麻町	0.79
赤平市	1.20	当別町	0.24	島牧村	-	赤井川村	-	比布町	1.74

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※データ未登録の地方公共団体については、「-」と表示

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 北海道における各市町村の平準化率②

愛別町	0.00	羽幌町	-	訓子府町	-	平取町	0.44	池田町	-
上川町	0.24	初山別村	-	置戸町	0.00	新冠町	0.60	豊頃町	0.00
東川町	1.33	遠別町	0.73	佐呂間町	0.50	浦河町	0.41	本別町	0.80
美瑛町	0.85	天塩町	1.60	遠軽町	0.53	様似町	-	足寄町	0.00
上富良野町	0.61	猿払村	-	湧別町	0.73	えりも町	-	陸別町	-
中富良野町	1.12	浜頓別町	0.67	滝上町	-	新ひだか町	0.54	浦幌町	0.00
南富良野町	-	中頓別町	0.78	興部町	0.61	音更町	0.69	釧路町	0.00
占冠村	-	枝幸町	0.60	西興部村	-	士幌町	0.40	厚岸町	0.56
和寒町	0.31	豊富町	0.80	雄武町	0.33	上士幌町	0.80	浜中町	0.33
剣淵町	0.00	礼文町	0.55	大空町	0.68	鹿追町	0.00	標茶町	0.54
下川町	0.00	利尻町	-	豊浦町	0.84	新得町	0.55	弟子屈町	0.64
美深町	-	利尻富士町	0.91	壮瞥町	-	清水町	1.00	鶴居村	0.21
音威子府村	1.14	幌延町	0.31	白老町	0.31	芽室町	0.53	白糠町	0.22
中川町	0.58	美幌町	0.82	厚真町	0.44	中札内村	0.40	別海町	0.54
幌加内町	-	津別町	0.00	洞爺湖町	0.00	更別村	-	中標津町	-
増毛町	-	斜里町	0.71	安平町	0.73	大樹町	0.33	標津町	0.00
小平町	0.00	清里町	2.00	むかわ町	0.09	広尾町	0.00	羅臼町	-
苫前町	4.00	小清水町	1.00	日高町	0.96	幕別町	-		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※データ未登録の地方公共団体については、「-」と表示

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 青森県における各市町村の平準化率

青森市	0.74	つがる市	0.29	西目屋村	0.55	七戸町	0.62	風間浦村	0.00
弘前市	0.35	平川市	0.43	藤崎町	0.45	六戸町	0.45	佐井村	0.00
八戸市	0.75	平内町	0.55	大鰐町	0.12	横浜町	0.42	三戸町	1.00
黒石市	0.14	今別町	0.73	田舎館村	0.53	東北町	0.54	五戸町	0.11
五所川原市	0.60	蓬田村	0.00	板柳町	0.48	六ヶ所村	0.26	田子町	0.27
十和田市	0.67	外ヶ浜町	0.00	鶴田町	0.07	おいらせ町	0.56	南部町	0.37
三沢市	0.52	鱒ヶ沢町	0.26	中泊町	0.16	大間町	0.41	階上町	0.19
むつ市	0.42	深浦町	0.57	野辺地町	1.03	東通村	0.38	新郷村	0.53

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※データ未登録の地方公共団体については、「-」と表示

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 岩手県における各市町村の平準化率

盛岡市	0.55	一関市	0.45	雫石町	0.34	平泉町	0.25	普代村	1.25
宮古市	0.79	陸前高田市	0.71	葛巻町	0.77	住田町	0.38	軽米町	0.44
大船渡市	0.70	釜石市	0.88	岩手町	0.46	大槌町	0.73	野田村	0.66
花巻市	0.71	二戸市	0.59	紫波町	0.18	山田町	0.65	九戸村	0.86
北上市	0.51	八幡平市	0.57	矢巾町	0.67	岩泉町	0.98	洋野町	0.29
久慈市	0.89	奥州市	0.38	西和賀町	0.69	田野畑村	0.82	一戸町	0.47
遠野市	0.52	滝沢市	0.62	金ヶ崎町	0.00				

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 宮城県における各市町村の平準化率

仙台市	0.66	多賀城市	0.70	蔵王町	0.17	亘理町	0.65	大衡村	0.59
石巻市	0.79	岩沼市	0.59	七ヶ宿町	0.87	山元町	0.91	色麻町	0.26
塩竈市	0.69	登米市	0.59	大河原町	0.58	松島町	0.79	加美町	0.77
気仙沼市	0.88	栗原市	0.63	村田町	0.00	七ヶ浜町	0.87	涌谷町	1.03
白石市	0.88	東松島市	0.77	柴田町	0.77	利府町	0.86	美里町	0.21
名取市	0.65	<u>大崎市</u>	0.55	川崎町	0.55	大和町	0.51	女川町	0.80
角田市	0.83	富谷市	-	丸森町	0.71	大郷町	0.74	南三陸町	0.95

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※データ未登録の地方公共団体については、「-」と表示

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)



## 秋田県における各市町村の平準化率

秋田市	0.62	湯沢市	0.38	北秋田市	0.55	藤里町	0.00	井川町	0.00
能代市	0.34	鹿角市	0.48	にかほ市	0.34	三種町	0.00	大潟村	0.57
横手市	0.62	由利本荘市	0.81	仙北市	0.83	八峰町	0.64	美郷町	0.44
大館市	0.74	潟上市	0.15	小坂町	0.33	五城目町	0.48	羽後町	0.46
男鹿市	0.80	大仙市	0.78	上小阿仁村	0.00	八郎潟町	0.22	東成瀬村	0.38

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 山形県における各市町村の平準化率

山形市	0.44	村山市	0.97	中山町	0.33	最上町	0.41	川西町	1.60
米沢市	0.73	長井市	0.43	河北町	0.58	舟形町	0.00	小国町	0.06
鶴岡市	0.55	天童市	0.30	西川町	0.55	真室川町	0.24	白鷹町	0.82
酒田市	0.46	東根市	0.47	朝日町	1.00	大蔵村	0.56	飯豊町	0.29
新庄市	0.63	尾花沢市	0.78	大江町	0.24	鮭川村	0.57	三川町	0.31
寒河江市	0.56	南陽市	0.49	大石田町	0.43	戸沢村	0.80	庄内町	0.59
上山市	0.46	山辺町	0.00	金山町	0.28	高畠町	0.34	遊佐町	0.31

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 福島県における各市町村の平準化率

<u>福島市</u>	0.56	本宮市	0.48	西会津町	0.46	中島村	0.00	小野町	0.58
<u>会津若松市</u>	0.59	桑折町	0.20	磐梯町	0.57	矢吹町	0.49	広野町	0.68
<u>郡山市</u>	0.32	国見町	0.62	猪苗代町	0.50	棚倉町	0.06	檜葉町	1.05
<u>いわき市</u>	0.53	川俣町	0.51	会津坂下町	0.24	矢祭町	0.53	富岡町	0.76
白河市	0.45	大玉村	0.26	湯川村	0.00	埴町	0.32	川内村	0.75
須賀川市	0.69	鏡石町	0.00	柳津町	0.41	鮫川村	0.74	大熊町	0.96
喜多方市	0.46	天栄村	0.48	三島町	0.63	石川町	0.39	双葉町	0.23
相馬市	0.78	下郷町	0.66	金山町	0.77	玉川村	0.00	浪江町	0.58
二本松市	0.61	檜枝岐村	0.42	昭和村	2.40	平田村	0.24	葛尾村	0.51
田村市	0.36	只見町	0.90	会津美里町	0.28	浅川町	0.05	新地町	0.71
南相馬市	0.54	南会津町	0.75	西郷村	0.65	古殿町	0.37	飯舘村	0.62
伊達市	0.35	北塩原村	0.69	泉崎村	0.00	三春町	0.63		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線で表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

## 茨城県における各市町村の平準化率

水戸市	0.70	常陸太田市	0.15	潮来市	0.72	神栖市	0.29	東海村	0.42
日立市	0.42	高萩市	0.64	守谷市	0.96	行方市	0.25	大子町	0.16
土浦市	0.51	北茨城市	0.51	常陸大宮市	0.43	鉾田市	0.62	美浦村	0.44
古河市	0.44	笠間市	0.50	那珂市	0.37	つくばみらい市	0.53	阿見町	0.75
石岡市	0.46	取手市	0.71	筑西市	0.37	小美玉市	0.46	河内町	0.13
結城市	0.22	牛久市	0.50	坂東市	0.68	茨城町	0.24	八千代町	0.24
龍ヶ崎市	0.27	つくば市	0.70	稲敷市	0.53	大洗町	0.69	五霞町	0.50
下妻市	0.25	ひたちなか市	0.40	かすみがうら市	0.27	城里町	0.60	境町	0.38
常総市	0.60	鹿嶋市	0.39	桜川市	0.39				

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線で表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

## 栃木県における各市町村の平準化率

宇都宮市	0.38	日光市	0.50	那須塩原市	0.66	益子町	0.39	野木町	0.55
足利市	0.73	小山市	0.41	さくら市	0.19	茂木町	0.38	塩谷町	0.77
栃木市	0.35	真岡市	0.35	那須烏山市	0.31	市貝町	0.00	高根沢町	0.59
佐野市	0.32	大田原市	0.51	下野市	0.39	芳賀町	0.59	那須町	0.50
鹿沼市	0.49	矢板市	0.40	上三川町	0.48	壬生町	0.47	那珂川町	0.44

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 群馬県における各市町村の平準化率

前橋市	0.39	渋川市	0.35	上野村	0.00	孺恋村	0.86	みなかみ町	0.41
高崎市	0.61	藤岡市	0.56	神流町	0.00	草津町	0.33	玉村町	0.77
桐生市	0.39	富岡市	0.51	下仁田町	1.11	高山村	0.22	板倉町	1.16
伊勢崎市	0.55	安中市	0.36	南牧村	0.85	東吾妻町	0.75	明和町	0.50
太田市	0.51	みどり市	0.29	甘楽町	0.48	片品村	1.71	千代田町	0.24
沼田市	0.50	榛東村	0.37	中之条町	0.68	川場村	0.65	大泉町	0.12
館林市	0.24	吉岡町	0.49	長野原町	0.84	昭和村	0.59	邑楽町	0.59

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

## 埼玉県における各市町村の平準化率

<u>さいたま市</u>	0.63	羽生市	0.18	桶川市	0.63	白岡市	0.27	横瀬町	0.16
川越市	0.43	<u>鴻巣市</u>	0.23	<u>久喜市</u>	0.25	伊奈町	0.49	皆野町	0.38
熊谷市	0.37	<u>深谷市</u>	0.35	北本市	0.44	三芳町	0.73	長瀨町	0.17
<u>川口市</u>	0.59	<u>上尾市</u>	0.43	八潮市	0.50	毛呂山町	0.41	小鹿野町	0.59
行田市	0.43	<u>草加市</u>	0.57	<u>富士見市</u>	0.44	越生町	0.35	東秩父村	0.00
秩父市	0.58	<u>越谷市</u>	0.39	<u>三郷市</u>	0.66	滑川町	0.37	美里町	0.53
<u>所沢市</u>	0.28	蕨市	0.75	蓮田市	0.56	嵐山町	0.21	神川町	0.53
飯能市	0.48	<u>戸田市</u>	0.60	<u>坂戸市</u>	0.48	小川町	0.43	上里町	0.24
<u>加須市</u>	0.48	<u>入間市</u>	0.70	幸手市	0.52	川島町	0.39	寄居町	0.26
本庄市	0.43	<u>朝霞市</u>	0.69	鶴ヶ島市	0.56	吉見町	0.40	宮代町	0.40
東松山市	0.43	志木市	0.42	日高市	0.59	鳩山町	0.42	杉戸町	0.52
<u>春日部市</u>	0.40	和光市	0.64	吉川市	0.48	ときがわ町	0.20	松伏町	0.00
<u>狭山市</u>	0.43	<u>新座市</u>	0.79	<u>ふじみ野市</u>	0.51				

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コルンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 千葉県における各市町村の平準化率

千葉市	0.42	東金市	0.37	君津市	0.45	香取市	0.61	横芝光町	0.10
銚子市	0.72	旭市	0.55	富津市	0.39	山武市	0.45	一宮町	0.75
市川市	0.41	<u>習志野市</u>	0.65	<u>浦安市</u>	0.66	いすみ市	0.48	睦沢町	0.68
船橋市	0.74	柏市	0.50	四街道市	0.64	大網白里市	0.57	長生村	0.23
館山市	0.37	勝浦市	0.29	袖ヶ浦市	0.41	酒々井町	0.63	白子町	0.00
木更津市	0.43	<u>市原市</u>	0.38	八街市	0.45	栄町	0.40	長柄町	0.06
松戸市	0.49	<u>流山市</u>	0.62	<u>印西市</u>	0.27	神崎町	-	長南町	0.32
野田市	0.16	<u>八千代市</u>	0.38	白井市	0.42	多古町	0.51	大多喜町	0.67
茂原市	0.40	<u>我孫子市</u>	0.54	富里市	0.72	東庄町	0.00	御宿町	1.60
成田市	0.58	鴨川市	0.49	南房総市	0.53	九十九里町	0.71	鋸南町	0.98
佐倉市	0.49	<u>鎌ヶ谷市</u>	0.62	匝瑳市	0.24	芝山町	0.00		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※データ未登録の地方公共団体については、「-」と表示

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)



## 東京都における各市区町村の平準化率

千代田区	0.65	中野区	0.51	三鷹市	0.39	福生市	0.66	日の出町	0.32
中央区	0.66	杉並区	0.72	青梅市	0.46	狛江市	0.75	檜原村	0.49
港区	0.45	豊島区	0.61	府中市	0.54	東大和市	0.86	奥多摩町	0.30
新宿区	0.50	北区	0.53	昭島市	0.54	清瀬市	0.49	大島町	0.32
文京区	0.58	荒川区	0.55	調布市	0.67	東久留米市	0.56	利島村	0.86
台東区	0.69	板橋区	0.53	町田市	0.47	武蔵村山市	0.68	新島村	0.55
墨田区	0.59	練馬区	0.67	小金井市	0.47	多摩市	0.70	神津島村	0.12
江東区	0.50	足立区	0.55	小平市	0.67	稲城市	0.44	三宅村	0.53
品川区	0.44	葛飾区	0.30	日野市	0.43	羽村市	0.65	御蔵島村	0.18
目黒区	0.31	江戸川区	0.41	東村山市	0.80	あきる野市	0.48	八丈町	0.45
大田区	0.56	八王子市	0.37	国分寺市	0.67	西東京市	0.65	青ヶ島村	0.00
世田谷区	0.71	立川市	0.62	国立市	0.60	瑞穂町	0.51	小笠原村	0.65
渋谷区	0.50	武蔵野市	0.45						

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 神奈川県における各市町村の平準化率

横浜市	0.75	小田原市	0.43	伊勢原市	0.42	大磯町	0.26	開成町	0.14
川崎市	0.67	茅ヶ崎市	0.60	海老名市	0.29	二宮町	0.53	箱根町	0.33
相模原市	0.45	逗子市	0.59	座間市	0.26	中井町	0.24	真鶴町	0.00
横須賀市	0.57	三浦市	0.53	南足柄市	0.13	大井町	0.13	湯河原町	0.37
平塚市	0.64	秦野市	0.64	綾瀬市	0.45	松田町	0.26	愛川町	0.14
鎌倉市	0.79	厚木市	0.50	葉山町	0.28	山北町	0.07	清川村	0.52
藤沢市	0.37	大和市	0.38	寒川町	0.35				

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

## 山梨県における各市町村の平準化率

甲府市	0.68	南アルプス市	0.57	中央市	0.56	富士川町	0.51	山中湖村	0.35
富士吉田市	0.40	北杜市	0.73	市川三郷町	0.68	昭和町	0.51	鳴沢村	0.00
都留市	0.55	甲斐市	0.34	早川町	0.60	道志村	0.00	富士河口湖町	0.63
山梨市	0.45	笛吹市	0.68	身延町	0.68	西桂町	0.34	小菅村	0.29
大月市	0.90	上野原市	0.55	南部町	0.00	忍野村	0.37	丹波山村	3.00
韮崎市	0.39	甲州市	0.24						

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 長野県における各市町村の平準化率

長野市	0.78	千曲市	0.92	原村	0.67	天龍村	-	筑北村	0.86
松本市	0.54	東御市	0.59	辰野町	0.55	泰阜村	0.00	池田町	0.40
上田市	0.74	安曇野市	0.49	箕輪町	0.84	喬木村	0.00	松川村	0.56
岡谷市	0.22	小海町	1.00	飯島町	0.49	豊丘村	0.88	白馬村	0.58
飯田市	0.59	川上村	0.69	南箕輪村	0.31	大鹿村	2.00	小谷村	0.43
諏訪市	0.28	南牧村	1.33	中川村	0.26	上松町	0.45	坂城町	0.64
須坂市	0.67	南相木村	1.23	宮田村	0.43	南木曾町	0.72	小布施町	0.75
小諸市	0.73	北相木村	0.00	松川町	0.62	木祖村	0.60	高山村	1.29
伊那市	0.51	佐久穂町	0.80	高森町	0.17	王滝村	0.80	山ノ内町	0.68
駒ヶ根市	0.58	軽井沢町	0.57	阿南町	0.19	大桑村	0.35	木島平村	0.00
中野市	0.58	御代田町	0.49	阿智村	1.09	木曾町	0.45	野沢温泉村	0.86
大町市	0.44	立科町	0.77	平谷村	-	麻績村	-	信濃町	0.31
飯山市	0.62	青木村	0.00	根羽村	2.00	生坂村	0.78	小川村	0.47
茅野市	0.96	長和町	0.43	下條村	0.24	山形村	0.57	飯綱町	0.32
塩尻市	0.73	下諏訪町	0.43	売木村	2.00	朝日村	0.57	栄村	1.16
佐久市	0.51	富士見町	0.50						

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※データ未登録の地方公共団体については、「-」と表示

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 新潟県における各市町村の平準化率

新潟市	0.69	加茂市	0.93	妙高市	0.61	南魚沼市	0.71	出雲崎町	2.25
長岡市	0.70	十日町市	0.79	五泉市	0.63	胎内市	0.43	湯沢町	1.12
三条市	0.78	見附市	0.90	<u>上越市</u>	0.72	聖籠町	0.00	津南町	0.57
柏崎市	0.59	村上市	0.56	阿賀野市	0.36	弥彦村	1.00	刈羽村	0.88
新発田市	0.50	燕市	0.49	佐渡市	0.86	田上町	0.65	関川村	0.98
小千谷市	0.74	糸魚川市	0.56	魚沼市	0.58	阿賀町	0.53	粟島浦村	0.43

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 石川県における各市町村の平準化率

金沢市	0.64	珠洲市	0.42	白山市	0.61	津幡町	0.24	中能登町	0.47
七尾市	0.66	加賀市	0.37	能美市	0.52	内灘町	0.12	穴水町	0.30
小松市	0.75	羽咋市	0.50	野々市市	0.64	志賀町	0.67	能登町	0.58
輪島市	0.53	かほく市	0.60	川北町	0.00	宝達志水町	0.44		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 富山県における各市町村の平準化率

富山市	0.61	氷見市	0.54	砺波市	0.85	射水市	0.58	立山町	0.85
高岡市	0.61	滑川市	0.25	小矢部市	0.45	舟橋村	0.24	入善町	0.64
魚津市	0.68	黒部市	0.56	南砺市	0.65	上市町	0.59	朝日町	0.93

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

## 岐阜県における各市町村の平準化率

岐阜市	0.37	恵那市	0.51	郡上市	0.38	神戸町	0.67	富加町	0.00
大垣市	0.38	美濃加茂市	0.33	下呂市	0.60	輪之内町	0.10	川辺町	0.40
高山市	0.50	土岐市	0.70	海津市	0.42	安八町	1.02	七宗町	0.44
多治見市	0.70	各務原市	0.46	岐南町	0.45	揖斐川町	0.27	八百津町	0.33
関市	0.40	可児市	0.45	笠松町	0.70	大野町	0.83	白川町	0.73
中津川市	0.64	山県市	0.33	養老町	0.58	池田町	0.22	東白川村	0.22
美濃市	0.32	瑞穂市	0.52	垂井町	0.36	北方町	0.48	御嵩町	0.43
瑞浪市	0.58	飛騨市	0.57	関ヶ原町	0.31	坂祝町	0.00	白川村	0.64
羽島市	0.12	本巣市	0.28						

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)



## 静岡県における各市町村の平準化率

静岡市	0.70	島田市	0.33	袋井市	0.29	伊豆の国市	0.25	函南町	0.32
浜松市	0.46	富士市	0.33	下田市	0.45	牧之原市	0.38	清水町	0.46
沼津市	0.45	磐田市	0.46	裾野市	0.27	東伊豆町	0.35	長泉町	0.36
熱海市	0.43	焼津市	0.34	湖西市	0.44	河津町	0.68	小山町	0.63
三島市	0.50	掛川市	0.46	伊豆市	0.41	南伊豆町	0.73	吉田町	0.16
富士宮市	0.28	藤枝市	0.27	御前崎市	0.11	松崎町	1.41	川根本町	0.77
伊東市	0.34	御殿場市	0.54	菊川市	0.31	西伊豆町	0.39	森町	0.29

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 愛知県における各市町村の平準化率

<u>名古屋市</u>	0.71	<u>豊田市</u>	0.62	大府市	0.51	北名古屋市	0.50	飛島村	0.29
<u>豊橋市</u>	0.56	<u>安城市</u>	0.75	知多市	0.36	弥富市	0.28	阿久比町	0.34
<u>岡崎市</u>	0.47	<u>西尾市</u>	0.40	知立市	0.19	みよし市	0.31	東浦町	0.38
<u>一宮市</u>	0.29	蒲郡市	0.37	尾張旭市	0.63	あま市	0.26	南知多町	0.43
<u>瀬戸市</u>	0.28	犬山市	0.25	高浜市	0.27	長久手市	0.49	美浜町	0.48
<u>半田市</u>	0.43	常滑市	0.47	岩倉市	0.17	東郷町	0.28	武豊町	0.16
<u>春日井市</u>	0.44	<u>江南市</u>	0.48	豊明市	0.54	豊山町	0.13	幸田町	0.48
<u>豊川市</u>	0.44	<u>小牧市</u>	0.50	日進市	0.34	大口町	0.19	設楽町	0.57
津島市	0.18	<u>稲沢市</u>	0.57	田原市	0.47	扶桑町	0.52	東栄町	0.16
碧南市	0.31	新城市	0.45	愛西市	0.17	大治町	0.28	豊根村	0.06
<u>刈谷市</u>	0.38	<u>東海市</u>	0.51	清須市	0.33	蟹江町	0.45		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 三重県における各市町村の平準化率

津市	0.48	名張市	0.83	志摩市	0.34	川越町	0.38	大紀町	1.85
四日市市	0.42	尾鷲市	0.28	伊賀市	0.78	多気町	0.96	南伊勢町	0.63
伊勢市	0.64	亀山市	0.56	木曽岬町	0.25	明和町	0.52	紀北町	0.34
松阪市	0.47	鳥羽市	0.32	東員町	0.37	大台町	1.41	御浜町	0.55
桑名市	0.48	熊野市	0.84	菰野町	0.56	玉城町	0.63	紀宝町	1.20
鈴鹿市	0.59	いなべ市	0.60	朝日町	0.32	度会町	0.39		

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線で表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 福井県における各市町村の平準化率

福井市	0.83	勝山市	0.59	坂井市	0.60	南越前町	0.31	高浜町	0.34
敦賀市	0.52	鯖江市	0.56	永平寺町	0.80	越前町	0.95	おおい町	0.42
小浜市	1.08	あわら市	0.80	池田町	1.52	美浜町	0.99	若狭町	0.86
大野市	0.71	越前市	0.79						

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 滋賀県における各市町村の平準化率

大津市	0.59	草津市	0.47	野洲市	0.33	米原市	0.53	豊郷町	0.08
彦根市	0.49	守山市	0.44	湖南市	0.67	日野町	0.28	甲良町	0.00
長浜市	0.54	栗東市	0.62	高島市	0.52	竜王町	0.77	多賀町	0.41
近江八幡市	0.64	甲賀市	0.43	東近江市	0.47	愛荘町	0.87		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 京都府における各市町村の平準化率

京都市	0.65	亀岡市	0.57	京田辺市	0.43	久御山町	0.13	精華町	0.60
福知山市	0.67	城陽市	0.82	京丹後市	0.53	井手町	0.65	南山城村	0.12
舞鶴市	0.59	向日市	0.58	南丹市	0.35	宇治田原町	0.25	京丹波町	0.77
綾部市	0.81	長岡京市	0.43	木津川市	0.50	笠置町	1.27	伊根町	0.88
宇治市	0.55	八幡市	0.19	大山崎町	0.41	和束町	0.63	与謝野町	0.50
宮津市	0.70								

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 大阪府における各市町村の平準化率

大阪市	0.64	守口市	0.27	大東市	0.41	東大阪市	0.59	能勢町	0.31
堺市	0.65	枚方市	0.43	和泉市	0.51	泉南市	0.40	忠岡町	0.00
岸和田市	0.38	茨木市	0.44	箕面市	0.52	四條畷市	0.36	熊取町	0.33
豊中市	0.62	八尾市	0.67	柏原市	0.47	交野市	0.70	田尻町	0.38
池田市	0.30	泉佐野市	0.46	羽曳野市	0.39	大阪狭山市	0.47	岬町	0.35
吹田市	0.60	富田林市	0.41	門真市	0.81	阪南市	0.19	太子町	0.00
泉大津市	0.42	寝屋川市	0.49	摂津市	0.57	島本町	0.64	河南町	1.01
高槻市	0.44	河内長野市	0.42	高石市	0.67	豊能町	0.37	千早赤阪村	3.00
貝塚市	0.62	松原市	0.40	藤井寺市	0.62				

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 兵庫県における各市町村の平準化率

神戸市	0.61	豊岡市	0.64	小野市	0.36	淡路市	0.52	市川町	0.88
姫路市	0.54	加古川市	0.69	三田市	0.46	宍粟市	0.34	福崎町	0.62
尼崎市	0.42	赤穂市	0.26	加西市	0.55	加東市	0.40	神河町	0.64
明石市	0.80	西脇市	0.54	篠山市	0.48	たつの市	0.37	太子町	1.04
西宮市	0.56	宝塚市	0.69	養父市	0.80	猪名川町	0.58	上郡町	0.18
洲本市	0.52	三木市	0.60	丹波市	0.80	多可町	0.37	佐用町	0.33
芦屋市	0.39	高砂市	0.51	南あわじ市	0.67	稲美町	0.38	香美町	0.76
伊丹市	0.41	川西市	0.56	朝来市	0.09	播磨町	0.47	新温泉町	0.47
相生市	0.75								

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)



## 奈良県における各市町村の平準化率

奈良市	0.51	生駒市	0.62	安堵町	0.78	上牧町	0.91	天川村	1.20
大和高田市	0.54	香芝市	0.44	川西町	0.39	王寺町	0.60	野迫川村	0.00
大和郡山市	0.37	葛城市	0.53	三宅町	1.74	広陵町	0.38	十津川村	0.83
天理市	0.70	宇陀市	0.72	田原本町	0.34	河合町	0.40	下北山村	0.23
橿原市	0.65	山添村	0.00	曾爾村	0.21	吉野町	0.65	上北山村	0.00
桜井市	0.91	平群町	0.22	御杖村	0.28	大淀町	0.32	川上村	0.60
五條市	0.48	三郷町	0.46	高取町	1.18	下市町	1.00	東吉野村	0.65
御所市	0.76	斑鳩町	0.48	明日香村	0.56	黒滝村	0.76		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線で表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 和歌山県における各市町村の平準化率

和歌山市	0.60	新宮市	0.41	高野町	0.51	由良町	0.94	すさみ町	0.29
海南市	0.36	紀の川市	0.42	湯浅町	0.29	印南町	0.61	那智勝浦町	0.68
橋本市	0.61	岩出市	0.45	広川町	0.58	みなべ町	0.54	太地町	0.07
有田市	0.10	紀美野町	0.54	有田川町	0.70	日高川町	0.42	古座川町	0.56
御坊市	0.71	かつらぎ町	1.31	美浜町	0.29	白浜町	0.32	北山村	0.10
田辺市	0.48	九度山町	0.27	日高町	0.48	上富田町	0.18	串本町	0.75

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線で表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 鳥取県における各市町村の平準化率

鳥取市	0.56	岩美町	0.52	三朝町	0.84	日吉津村	0.13	日南町	0.83
米子市	0.50	若桜町	0.20	湯梨浜町	0.81	大山町	0.65	日野町	0.73
倉吉市	0.64	智頭町	0.56	琴浦町	0.72	南部町	0.68	江府町	0.81
境港市	0.81	八頭町	0.47	北栄町	0.89	伯耆町	0.57		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

## 島根県における各市町村の平準化率

松江市	0.51	大田市	0.47	奥出雲町	0.65	邑南町	0.62	西ノ島町	0.67
浜田市	0.67	安来市	0.49	飯南町	0.39	津和野町	0.60	知夫村	1.14
出雲市	0.48	江津市	0.55	川本町	0.53	吉賀町	0.65	隠岐の島町	0.39
益田市	0.77	雲南市	0.56	美郷町	0.43	海士町	0.69		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

## 岡山県における各市町村の平準化率

岡山市	0.69	総社市	0.52	真庭市	0.48	里庄町	0.48	奈義町	0.25
倉敷市	0.74	高梁市	0.49	美作市	0.23	矢掛町	0.27	西粟倉村	0.00
津山市	0.52	新見市	0.53	浅口市	0.22	新庄村	0.67	久米南町	0.71
玉野市	0.61	備前市	0.68	和気町	1.14	鏡野町	0.36	美咲町	0.71
笠岡市	0.31	瀬戸内市	0.62	早島町	0.09	勝央町	0.86	吉備中央町	0.49
井原市	0.46	赤磐市	0.77						

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

## 広島県における各市町村の平準化率

広島市	0.80	福山市	0.55	東広島市	0.66	海田町	0.30	北広島町	0.91
呉市	0.40	府中市	0.75	廿日市市	0.47	熊野町	0.29	大崎上島町	0.39
竹原市	0.31	三次市	0.64	安芸高田市	0.52	坂町	0.75	世羅町	0.55
三原市	0.46	庄原市	0.62	江田島市	0.29	安芸太田町	0.38	神石高原町	0.48
尾道市	0.53	大竹市	0.22	府中町	0.38				

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 山口県における各市町村の平準化率

下関市	0.69	防府市	0.76	長門市	0.71	山陽小野田市	0.74	田布施町	0.40
宇部市	0.73	下松市	0.68	柳井市	0.28	周防大島町	0.34	平生町	0.00
山口市	0.68	岩国市	0.48	美祢市	0.37	和木町	1.03	阿武町	1.31
萩市	0.42	光市	0.49	周南市	0.64	上関町	0.31		

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 徳島県における各市町村の平準化率

徳島市	0.60	阿波市	0.24	佐那河内村	0.00	美波町	0.85	板野町	0.38
鳴門市	0.64	美馬市	0.61	石井町	1.00	海陽町	0.59	上板町	0.34
小松島市	0.50	三好市	0.57	神山町	0.28	松茂町	0.20	つるぎ町	0.81
阿南市	0.65	勝浦町	-	那賀町	0.68	北島町	0.42	東みよし町	0.38
吉野川市	0.68	上勝町	0.46	牟岐町	0.44	藍住町	0.26		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※データ未登録の地方公共団体については、「-」と表示

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)



## 香川県における各市町村の平準化率

高松市	0.79	観音寺市	0.32	土庄町	0.44	直島町	0.44	琴平町	0.00
丸亀市	0.67	さぬき市	0.70	小豆島町	0.49	宇多津町	0.95	多度津町	0.44
坂出市	0.63	東かがわ市	0.54	三木町	0.57	綾川町	0.32	まんのう町	0.46
善通寺市	0.48	三豊市	0.39						

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線で表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 愛媛県における各市町村の平準化率

松山市	0.86	新居浜市	0.75	四国中央市	0.70	久万高原町	0.88	伊方町	0.30
今治市	0.62	西条市	0.25	西予市	0.73	松前町	0.52	松野町	0.81
宇和島市	0.66	大洲市	0.73	東温市	0.49	砥部町	0.52	鬼北町	0.18
八幡浜市	0.48	伊予市	0.90	上島町	0.19	内子町	0.59	愛南町	0.50

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 高知県における各市町村の平準化率

高知市	0.54	土佐清水市	0.27	安田町	1.03	大川村	0.34	日高村	0.21
室戸市	0.54	四万十市	0.32	北川村	0.65	いの町	0.60	津野町	0.40
安芸市	0.98	香南市	0.42	馬路村	0.89	仁淀川町	0.49	四万十町	0.53
南国市	0.47	香美市	0.84	芸西村	0.00	中土佐町	0.49	大月町	0.99
土佐市	0.63	東洋町	0.46	本山町	0.68	佐川町	0.51	三原村	0.23
須崎市	0.51	奈半利町	0.73	大豊町	0.32	越知町	1.09	黒潮町	0.29
宿毛市	0.42	田野町	0.29	土佐町	0.93	梶原町	0.67		

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線で表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 福岡県における各市町村の平準化率

北九州市	0.61	豊前市	0.50	嘉麻市	0.72	芦屋町	1.10	香春町	0.10
福岡市	0.59	中間市	0.48	朝倉市	0.83	水巻町	0.42	添田町	1.02
大牟田市	0.34	小郡市	0.44	みやま市	0.24	岡垣町	0.41	糸田町	0.78
久留米市	0.36	筑紫野市	0.44	糸島市	0.20	遠賀町	0.66	川崎町	0.50
直方市	0.66	春日市	0.75	那珂川市	0.67	小竹町	0.63	大任町	0.81
飯塚市	0.47	大野城市	0.27	宇美町	0.55	鞍手町	0.07	赤村	0.76
田川市	0.47	宗像市	0.52	篠栗町	0.57	桂川町	0.31	福智町	0.06
柳川市	0.37	太宰府市	0.15	志免町	0.25	筑前町	0.27	苅田町	0.48
八女市	0.35	古賀市	0.27	須恵町	0.03	東峰村	0.81	みやこ町	0.57
筑後市	0.59	福津市	0.36	新宮町	0.98	大刀洗町	0.22	吉富町	0.58
大川市	0.28	うきは市	0.46	久山町	0.12	大木町	0.10	上毛町	0.07
行橋市	0.29	宮若市	0.10	粕屋町	0.28	広川町	0.43	築上町	0.28

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 佐賀県における各市町村の平準化率

佐賀市	0.76	伊万里市	0.36	嬉野市	0.31	上峰町	0.36	大町町	0.40
唐津市	0.38	武雄市	0.62	神埼市	0.67	みやき町	0.63	江北町	0.61
鳥栖市	0.35	鹿島市	0.45	吉野ヶ里町	0.15	玄海町	0.77	白石町	0.26
多久市	0.56	小城市	0.58	基山町	0.17	有田町	0.89	太良町	0.21

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

## 長崎県における各市町村の平準化率

長崎市	0.50	平戸市	0.57	五島市	0.40	長与町	0.32	波佐見町	0.36
佐世保市	0.45	松浦市	0.56	西海市	0.34	時津町	0.52	小値賀町	0.08
島原市	0.42	対馬市	0.62	雲仙市	0.28	東彼杵町	0.27	佐々町	0.55
諫早市	0.55	壱岐市	0.71	南島原市	0.61	川棚町	0.46	新上五島町	0.36
大村市	0.48								

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 熊本県における各市町村の平準化率

熊本市	0.75	上天草市	0.65	和水町	0.44	御船町	0.95	多良木町	0.75
八代市	0.60	宇城市	0.63	大津町	0.81	嘉島町	0.85	湯前町	0.30
人吉市	0.73	阿蘇市	1.12	菊陽町	0.61	益城町	0.98	水上村	0.45
荒尾市	0.59	天草市	0.41	南小国町	1.02	甲佐町	0.96	相良村	0.00
水俣市	0.49	合志市	0.40	小国町	1.24	山都町	0.84	五木村	0.84
玉名市	0.38	美里町	0.92	産山村	0.74	氷川町	0.25	山江村	0.66
山鹿市	0.43	玉東町	0.56	高森町	1.09	芦北町	0.56	球磨村	0.37
菊池市	0.50	南関町	0.83	西原村	0.76	津奈木町	0.73	あさぎり町	0.59
宇土市	0.74	長洲町	0.00	南阿蘇村	0.77	錦町	1.16	苓北町	0.88

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

## 大分県における各市町村の平準化率

大分市	0.50	佐伯市	0.81	豊後高田市	0.27	由布市	1.07	日出町	0.29
別府市	0.36	臼杵市	0.90	杵築市	0.62	国東市	0.39	九重町	0.53
中津市	0.71	津久見市	0.60	宇佐市	0.66	姫島村	0.39	玖珠町	0.72
日田市	0.56	竹田市	1.04	豊後大野市	0.66				

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)



## 宮崎県における各市町村の平準化率

宮崎市	0.42	串間市	0.56	国富町	0.32	木城町	0.16	椎葉村	0.44
都城市	0.40	西都市	0.16	綾町	1.08	川南町	0.45	美郷町	0.41
延岡市	0.65	えびの市	0.43	高鍋町	0.48	都農町	0.70	高千穂町	0.56
日南市	0.50	三股町	0.32	新富町	0.00	門川町	1.00	日之影町	0.39
小林市	0.29	高原町	0.38	西米良村	0.82	諸塚村	1.71	五ヶ瀬町	1.05
日向市	0.52								

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 鹿児島県における各市町村の平準化率

鹿児島市	0.46	日置市	0.83	始良市	0.45	南大隅町	0.40	龍郷町	0.42
鹿屋市	0.75	曾於市	0.46	三島村	0.12	肝付町	0.40	喜界町	0.64
枕崎市	0.24	霧島市	0.41	十島村	0.60	中種子町	0.29	徳之島町	0.31
阿久根市	0.33	いちき串木野市	0.31	さつま町	0.56	南種子町	0.24	天城町	0.26
出水市	0.34	南さつま市	0.63	長島町	0.14	屋久島町	0.41	伊仙町	0.15
指宿市	0.45	志布志市	0.37	湧水町	0.28	大和村	0.46	和泊町	0.13
西之表市	0.30	奄美市	0.69	大崎町	0.38	宇検村	0.76	知名町	0.00
垂水市	0.43	南九州市	0.35	東串良町	0.63	瀬戸内町	0.60	与論町	0.00
薩摩川内市	0.61	伊佐市	0.45	錦江町	0.21				

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

## 沖縄県における各市町村の平準化率

那覇市	0.86	宮古島市	0.60	宜野座村	0.52	西原町	0.62	北大東村	0.80
宜野湾市	0.56	南城市	0.95	金武町	0.42	与那原町	0.31	伊平屋村	1.92
石垣市	0.46	国頭村	0.58	伊江村	0.16	南風原町	0.43	伊是名村	0.24
浦添市	0.58	大宜味村	0.51	読谷村	0.21	渡嘉敷村	1.00	久米島町	0.70
名護市	0.71	東村	0.69	嘉手納町	0.72	座間味村	1.00	八重瀬町	0.52
糸満市	0.91	今帰仁村	0.67	北谷町	0.53	粟国村	0.48	多良間村	0.59
沖縄市	0.74	本部町	0.47	北中城村	0.97	渡名喜村	0.00	竹富町	0.88
豊見城市	0.96	恩納村	0.61	中城村	0.66	南大東村	0.99	与那国町	0.29
うるま市	0.64								

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

# 都道府県による平準化の取組状況①

団体名	(さ)債務負担行為の活用				(し)柔軟な工期設定		(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定	(参考)平準化率
	工期1年未満工事における債務負担行為の設定		ゼロ債務負担行為の設定		有無	状況				
	有無	状況	有無	状況						
北海道	○	14.8%	○	4.3%	○	47.6%	11月～12月初承認	○	×	0.70
青森県	×	×	○	7.0%	○	10.4%	その他	○	○	0.73
岩手県	○	14.8%	○	3.7%	○	39.0%	その他	○	○	0.88
宮城県	○	12.2%	○	2.9%	○	100.0%	×	○	×	0.93
秋田県	×	×	○	8.6%	○	2.8%	11月～12月初承認	○	○	0.84
山形県	○	0.3%	○	4.8%	○	3.0%	11月～12月初承認	×	○	0.77
福島県	○	-	○	-	○	-	4月～10月初承認	○	○	0.76
茨城県	○	0.1%	○	6.6%	○	6.6%	×	○	○	0.64
栃木県	○	0.0%	○	3.5%	○	62.8%	その他	○	○	0.72
群馬県	○	1.7%	○	15.1%	○	10.2%	その他	○	○	0.75
埼玉県	○	3.5%	○	6.0%	○	29.2%	4月～10月初承認	○	○	0.70
千葉県	×	×	○	5.3%	○	7.5%	4月～10月初承認	○	○	0.60
東京都	○	-	○	-	○	-	その他	○	○	0.76
神奈川県	○	4.0%	○	11.4%	×	×	4月～10月初承認	×	○	0.64
新潟県	○	-	○	-	○	-	×	×	○	0.88
富山県	×	×	○	-	○	-	その他	×	×	0.79
石川県	○	3.4%	○	1.7%	×	×	11月～12月初承認	○	×	0.71
福井県	○	0.4%	○	2.4%	○	0.0%	4月～10月初承認	○	×	0.84
山梨県	○	4.5%	○	1.8%	○	0.0%	4月～10月初承認	○	○	0.72
長野県	○	35.2%	○	8.3%	○	6.4%	×	×	○	0.80
岐阜県	○	17.7%	○	4.4%	○	10.1%	4月～10月初承認	○	○	0.78
静岡県	○	17.1%	○	10.7%	○	0.8%	11月～12月初承認	×	○	0.67
愛知県	○	1.7%	○	1.8%	×	×	その他	×	×	0.66
三重県	○	38.6%	×	×	○	1.6%	11月～12月初承認	×	○	0.76

※(さ)～(そ)の項目については、令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点)より算出 ※(さ)～(す)の設定状況、(せ)については平成30年度実績

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※(さ)・(し)における各取組状況について、割合未回答の地方公共団体は「-」と表示

## 都道府県による平準化の取組状況②

団体名	(さ)債務負担行為の活用				(し)柔軟な工期設定		(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定	(参考)平準化率
	工期1年未満工事における債務負担行為の設定		ゼロ債務負担行為の設定		有無	状況				
	有無	状況	有無	状況						
滋賀県	○	31.6%	○	7.0%	×	×	その他	○	○	0.75
京都府	○	7.4%	○	1.0%	○	5.3%	11月～12月初承認	×	○	0.79
大阪府	○	0.8%	○	0.1%	×	×	その他	○	○	0.76
兵庫県	○	13.4%	○	10.8%	○	2.1%	×	○	○	0.81
奈良県	○	14.5%	○	3.1%	○	2.9%	4月～10月初承認	○	○	0.77
和歌山県	○	13.2%	○	0.6%	○	0.0%	4月～10月初承認	○	○	0.72
鳥取県	○	1.0%	○	4.5%	○	1.8%	4月～10月初承認	×	○	0.83
島根県	○	4.4%	○	3.0%	○	0.4%	その他	×	×	0.82
岡山県	○	-	○	-	○	0.6%	4月～10月初承認	×	○	0.56
広島県	○	37.4%	×	×	○	0.0%	4月～10月初承認	○	○	0.61
山口県	×	×	○	3.5%	×	×	11月～12月初承認	○	○	0.80
徳島県	○	13.0%	○	1.6%	○	1.3%	×	×	○	0.68
香川県	○	-	○	-	○	-	その他	○	○	0.82
愛媛県	○	0.0%	○	2.7%	○	12.6%	4月～10月初承認	○	○	0.72
高知県	○	0.0%	○	0.4%	○	5.5%	その他	○	○	0.63
福岡県	○	0.7%	○	6.2%	○	1.9%	11月～12月初承認	○	×	0.71
佐賀県	×	×	○	3.9%	○	0.0%	4月～10月初承認	×	○	0.81
長崎県	○	3.3%	○	9.0%	×	×	その他	×	○	0.65
熊本県	○	0.0%	○	0.5%	○	49.8%	×	×	×	0.87
大分県	○	5.9%	○	7.2%	×	×	4月～10月初承認	○	○	0.87
宮崎県	○	1.2%	○	3.7%	○	7.5%	その他	○	○	0.76
鹿児島県	○	1.6%	○	14.4%	○	10.5%	×	○	○	0.65
沖縄県	×	×	○	-	○	-	その他	○	○	0.71

※(さ)～(そ)の項目については、令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点)より算出 ※(さ)～(す)の設定状況、(せ)については平成30年度実績

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※(さ)・(し)における各取組状況について、割合未回答の地方公共団体は「-」と表示

# 指定都市による平準化の取組状況

団体名	(さ)債務負担行為の活用				(し)柔軟な工期設定		(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定	(参考)平準化率
	工期1年未満工事における債務負担行為の設定		ゼロ債務負担行為の設定		有無	状況				
	有無	状況	有無	状況						
札幌市	○	1.2%	○	12.2%	○	0.9%	その他	○	○	0.79
仙台市	○	2.3%	○	1.7%	○	2.7%	×	○	×	0.66
さいたま市	×	×	○	9.5%	×	×	11月～12月初承認	○	○	0.63
千葉市	×	×	○	7.6%	○	0.0%	×	○	○	0.42
横浜市	×	×	○	1.1%	○	1.1%	×	○	○	0.75
川崎市	○	1.6%	○	0.0%	○	0.0%	その他	○	×	0.67
相模原市	×	×	○	-	○	-	その他	×	×	0.45
新潟市	○	3.3%	○	1.2%	×	×	その他	×	×	0.69
静岡市	○	1.1%	○	5.4%	○	4.3%	4月～10月初承認	×	○	0.70
浜松市	○	0.7%	○	8.7%	○	1.6%	11月～12月初承認	○	○	0.46
名古屋市	○	6.4%	○	7.5%	○	0.2%	4月～10月初承認	○	×	0.71
京都市	○	4.0%	○	0.6%	○	0.0%	11月～12月初承認	○	○	0.65
大阪市	○	0.0%	○	0.3%	○	0.0%	×	×	○	0.64
堺市	○	3.4%	○	12.5%	×	×	その他	○	×	0.65
神戸市	○	2.4%	○	2.7%	○	3.3%	11月～12月初承認	○	○	0.61
岡山市	○	0.8%	○	5.0%	×	×	4月～10月初承認	○	×	0.69
広島市	○	4.8%	○	2.0%	○	3.1%	×	×	×	0.80
北九州市	○	1.4%	○	0.8%	○	0.0%	11月～12月初承認	○	○	0.61
福岡市	○	2.4%	○	6.9%	×	×	その他	×	○	0.59
熊本市	×	×	○	0.3%	○	17.6%	×	×	×	0.75

※(さ)～(そ)の項目については、令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点)より算出 ※(さ)～(す)の設定状況、(せ)については平成30年度実績

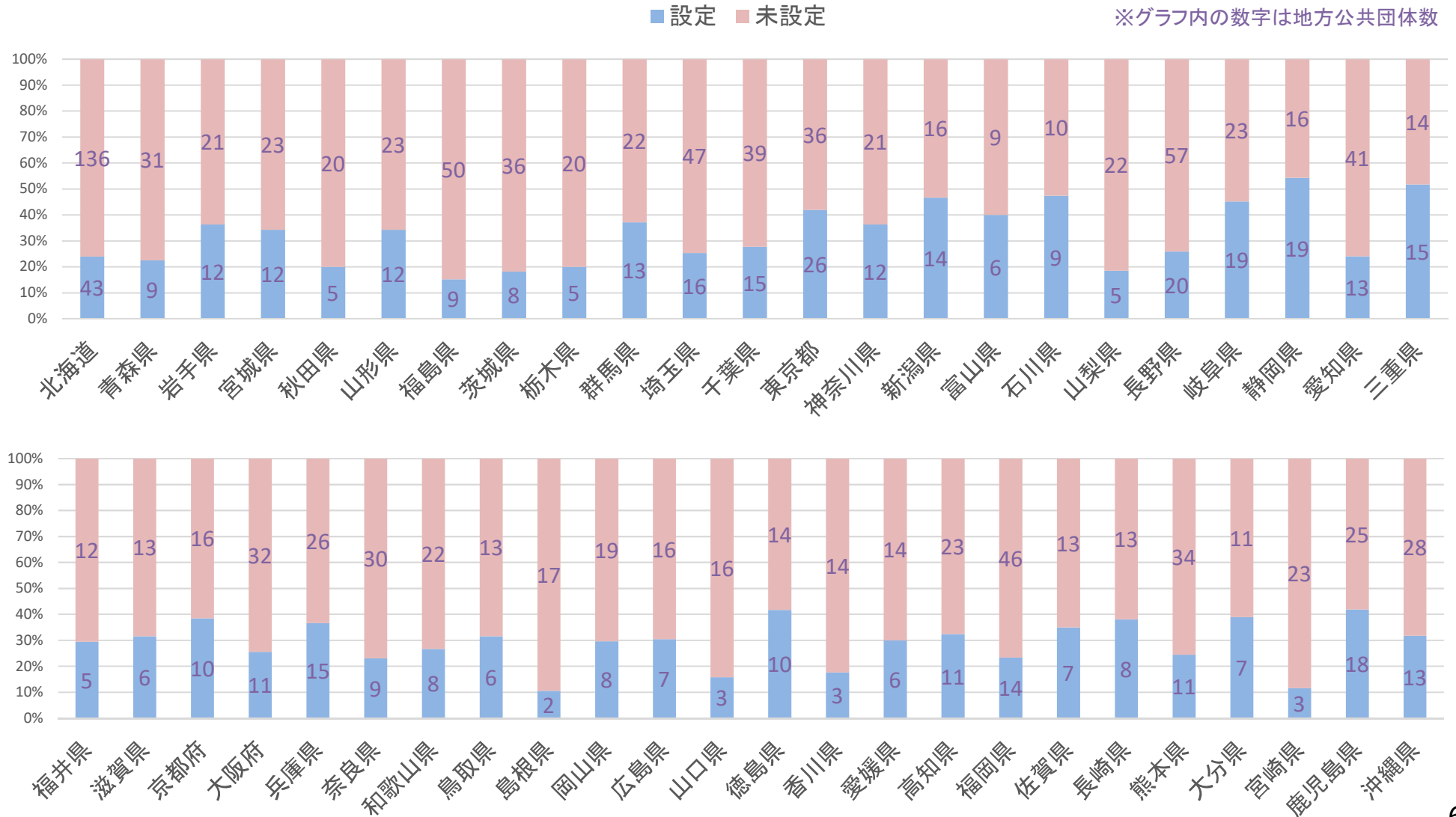
※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※(さ)・(し)における各取組状況について、割合未回答の地方公共団体は「-」と表示

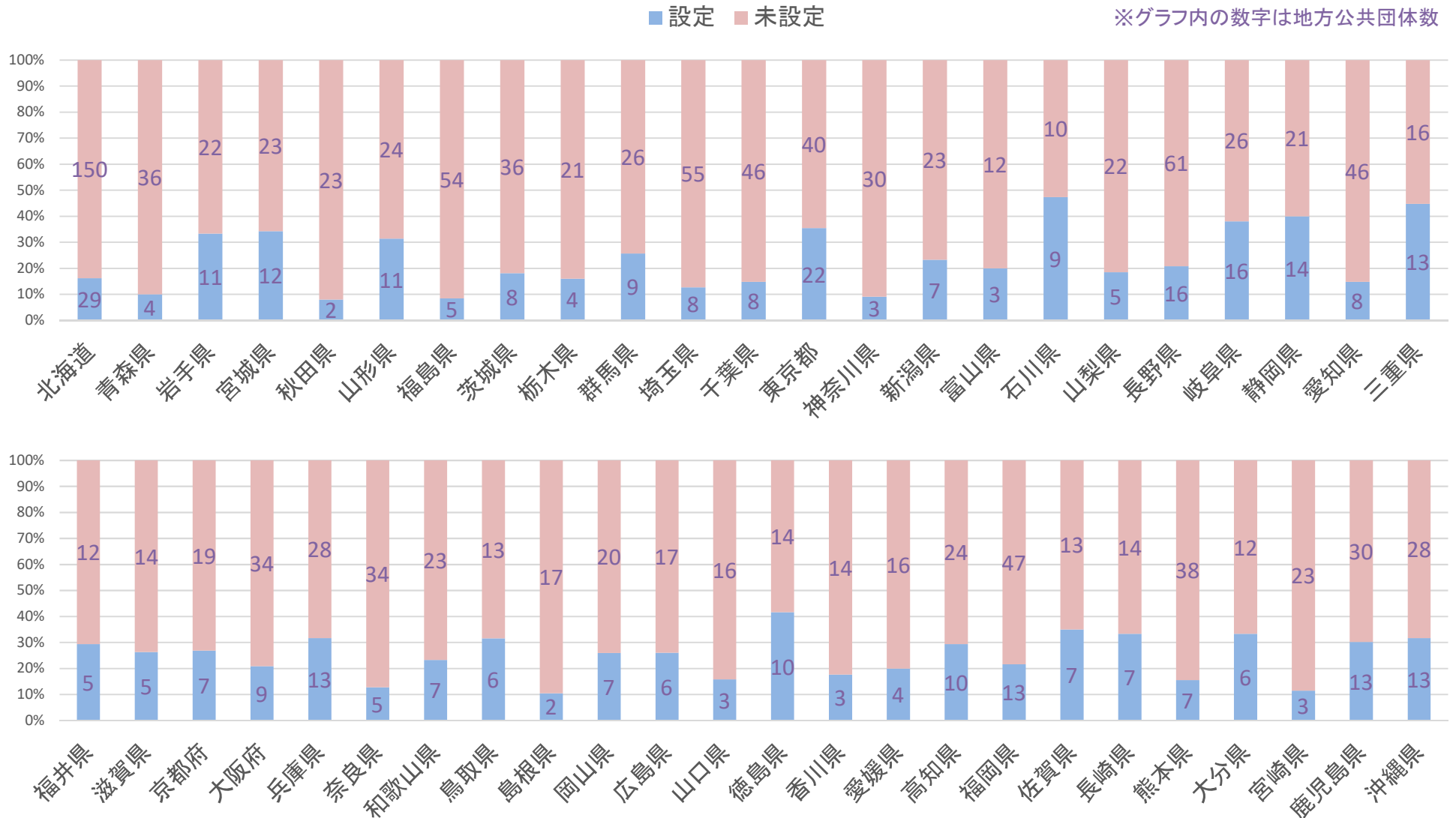
# 市区町村による取組状況（債務負担行為の活用）

## 都道府県別の市区町村による債務負担行為設定の有無の状況



# 市区町村による取組状況（工期1年未満工事での債務負担行為の活用）

都道府県別の市区町村による工期1年未満の工事での債務負担行為の設定の有無の状況



出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月1日時点）

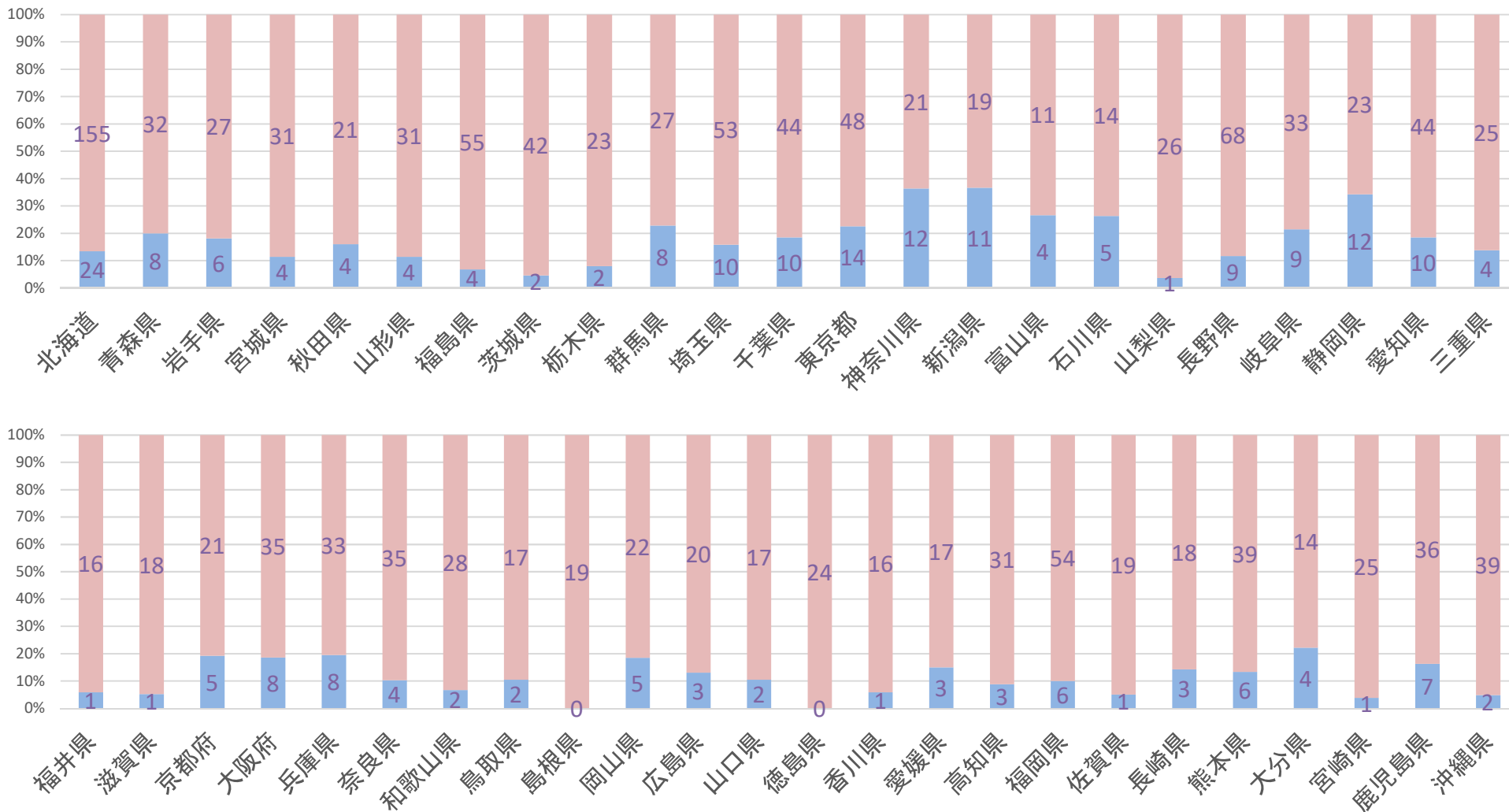


# 市区町村による取組状況（ゼロ債務負担行為の活用）

都道府県別の市区町村によるゼロ債務負担行為の設定の有無の状況

■ 設定 ■ 未設定

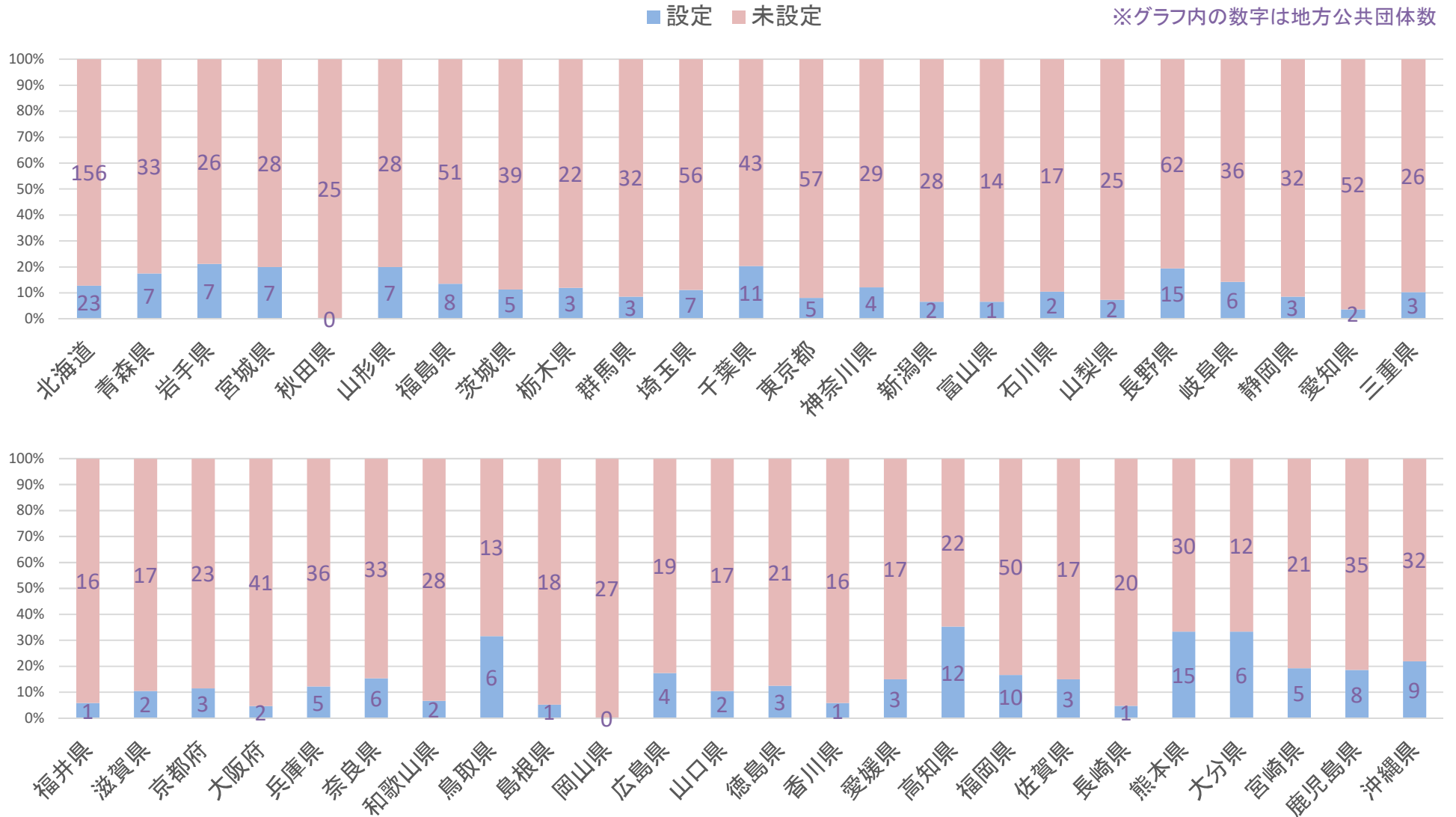
※グラフ内の数字は地方公共団体数



出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月1日時点）

# 市区町村による取組状況（柔軟な工期設定）

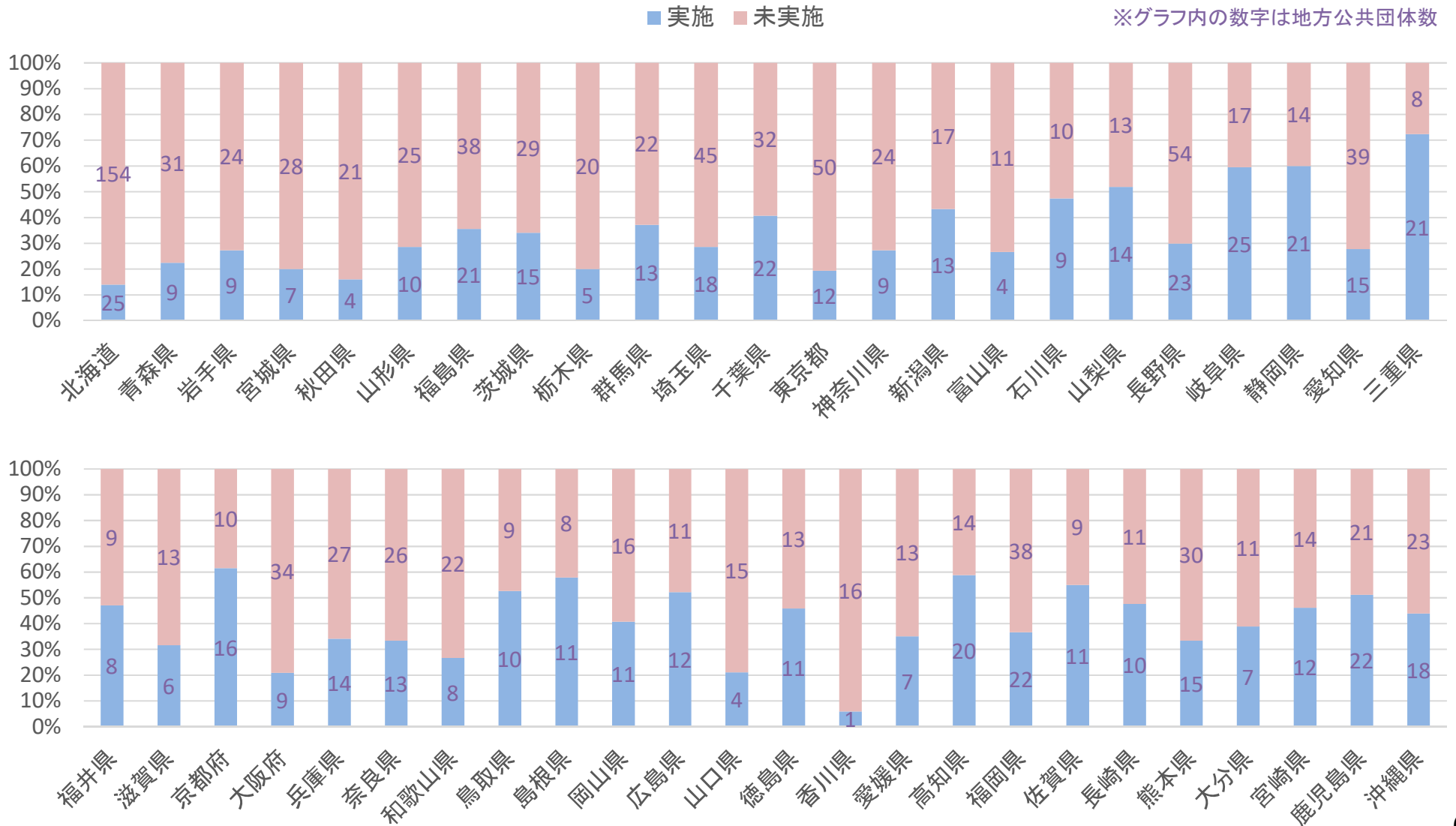
都道府県別の市区町村による柔軟な工期設定の有無の状況



出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月1日時点）

# 市区町村による取組状況（速やかな繰越手続）

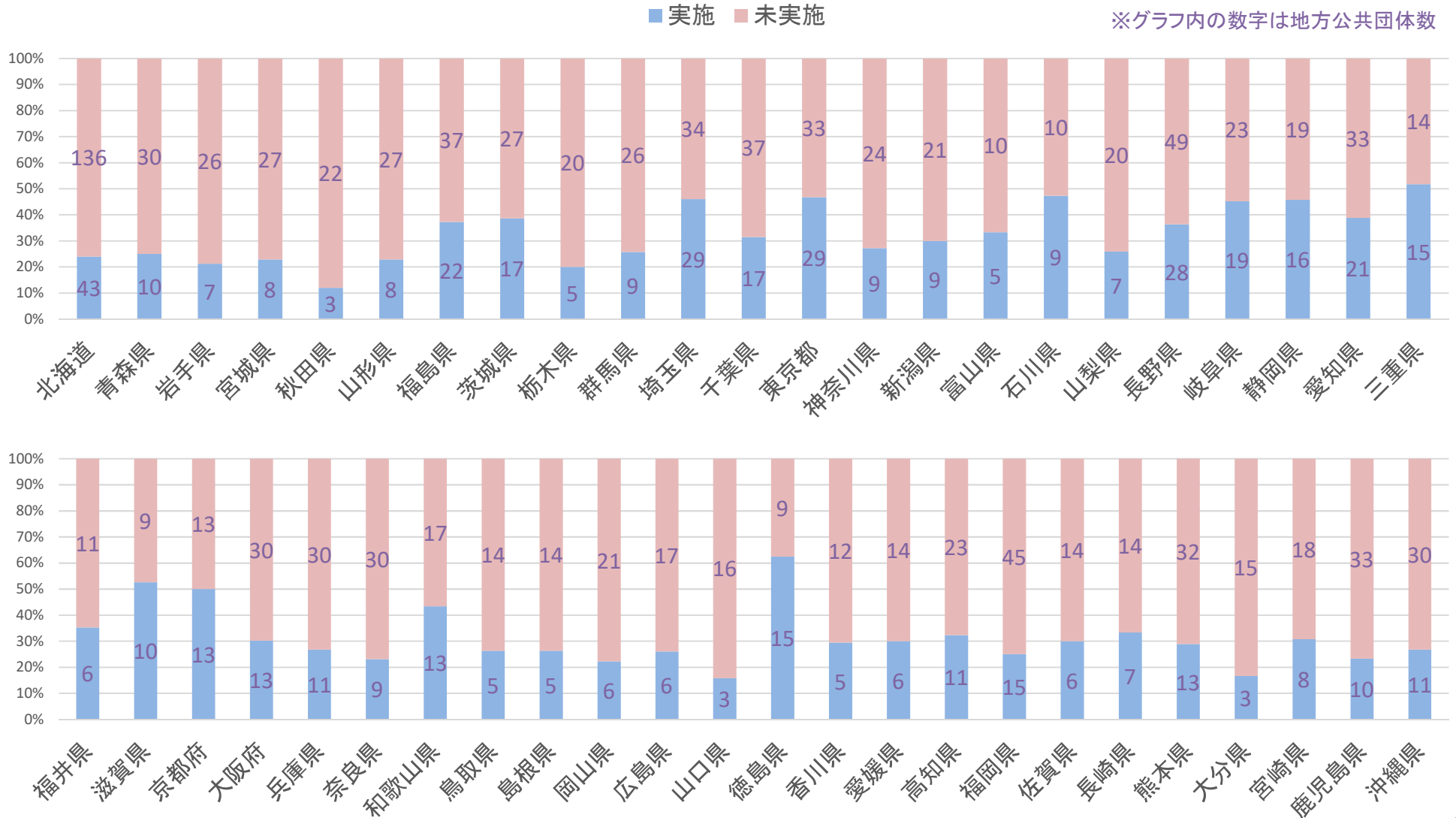
都道府県別の市区町村による速やかな繰越手続の実施の有無の状況



出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月1日時点）

# 市区町村による取組状況（積算の前倒し）

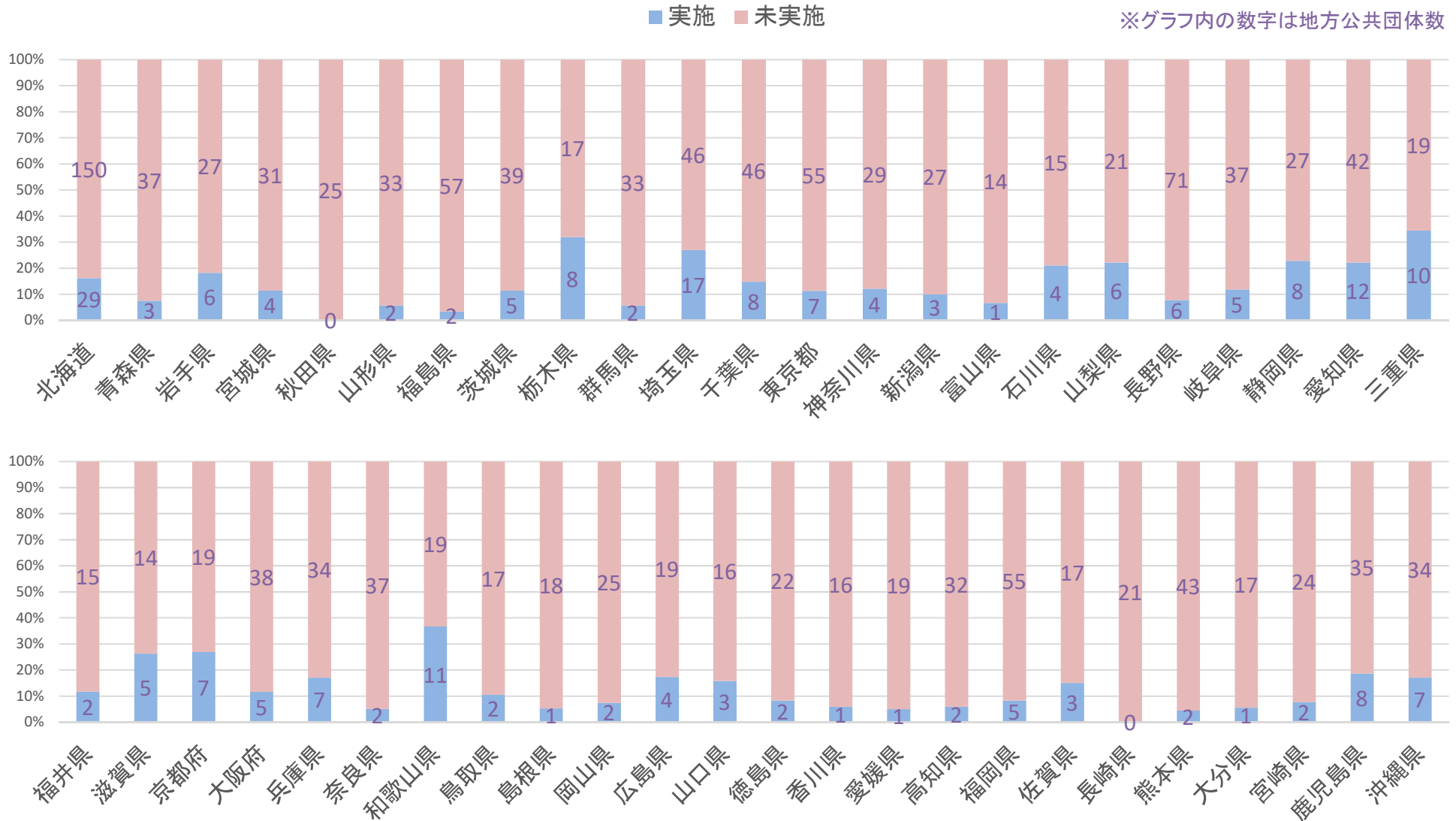
都道府県別の市区町村による積算の前倒しの実施の有無の状況



出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月1日時点）

# 市区町村による取組状況（早期執行のための目標設定・公表）

## 都道府県別の市区町村による早期執行のための目標設定・公表の実施の有無の状況



令和 2年 6月

# 新型コロナウイルス感染症対策に向けた 直轄工事及び業務の取扱いについて

令和 2年 6月  
近畿地方整備局



近畿地方整備局

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、受発注者双方に最低7割、極力8割程度の接触機会の低減が求められており、例年に比べて、入札契約事務作業が遅れる可能性。
- そのため、入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応を行い、受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力。
- 併せて、「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底。

<入札契約>	<b>入札契約手続き全般の柔軟な対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長</li> <li>・公告から入札までの期間の短縮（入札調書と技術資料提出時期の緩和）</li> <li>・ヒアリングの原則省略</li> </ul>
	<b>発注ロットの拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分任官契約の適用を3億円から4.5億円まで拡大</li> <li>・難易度が比較的低い工事は上位等級工事への参入、比較的高い工事は下位等級工事への参入を可能</li> </ul>
	<b>施工体制確認型など入札手続きの緩和</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難易度が低い工事について同種工事の実績の確認をしたうえで、価格競争の適用等</li> </ul>
	<b>概算数量発注の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な概算数量の設定や条件明示の徹底により、適切に設計変更</li> </ul>
	<b>維持修繕工事における不調・不落対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会条件の厳しい工事を受注した企業に他の工事へのインセンティブを付与する「社会的条件評価型」の試行</li> </ul>
<設計積算>	<b>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用の適切な設計変更</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費</li> <li>・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料</li> <li>・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用</li> <li>・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用</li> <li>・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費</li> </ul>
<施工段階>	検査、打合せ等の実施に当たっては、可能な限り電話、インターネット等を活用 <b>工事書類や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の積極的活用</b>
<成績評定>	感染拡大防止を図るために柔軟な対応を行った場合でも <b>成績評定で適切に評価</b> ・感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整する 等



# 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月14日変更)

## 朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィカメラによる体温計測



現場



事務所

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

## 現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



空気清浄機を設置



# 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例

## 食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化  
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション(アクリル板等)による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去(ペーパータオルの利用等) 等



休憩室の窓の常時開放

**休憩・昼食時 着席禁止**

【新型コロナウイルス感染症対策】  
休憩時間の分散化・濃厚接触の防止のため  
間隔を開けて座りましょう

【1班目】 【9:45~10:15】 【11:30~12:30】 【14:45~15:15】	【2班目】 【10:15~10:45】 【12:30~13:30】 【15:15~15:45】
---	--

手洗い・うがい、マスク等の対策をお願いします。

時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

## 現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行  
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底  
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行  
(室内作業や型枠組立、内装工事など) 等



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

○ 直轄工事・業務では、感染拡大防止のために必要と認められる対策について、精算時に契約変更を実施。  
※以下の例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

(設計変更の対象とする対策の例)



「3密」の中での打合せ  
⇒現場事務所の拡張



インカム



シールドヘルメット



作業時のマスク着用



消毒液の設置



サーモグラフィー体温計



労働者宿舎（↑外観、  
→共用スペース）  
⇒近隣宿泊施設の確保



Webカメラを活用した  
遠隔による現場確認



各種対応の詳細については、関連通知文書を以下のページに掲載しております。

↓ 直轄工事及び業務の新型コロナウイルス感染症対策 通知文書

[https://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08\\_hy\\_000025.html](https://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08_hy_000025.html)

また、新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応についても以下のページに掲載しております。

↓ 新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応

[https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri\\_tk\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html)

令和2年 6月

# 近畿ブロック発注者協議会の運営

令和 2年 6月  
近畿地方整備局





1. 令和2年度近畿ブロック発注者協議会実施体制
2. 近畿ブロック地域発注者協議会 成果
3. 令和2年度近畿ブロック発注者協議会スケジュール

#### 照会事項①

4. 近畿ブロック発注者協議会 指標及び目標値(案)

#### 照会事項②

5. 令和2年度近畿ブロック発注者協議会重点取組テーマ(案)

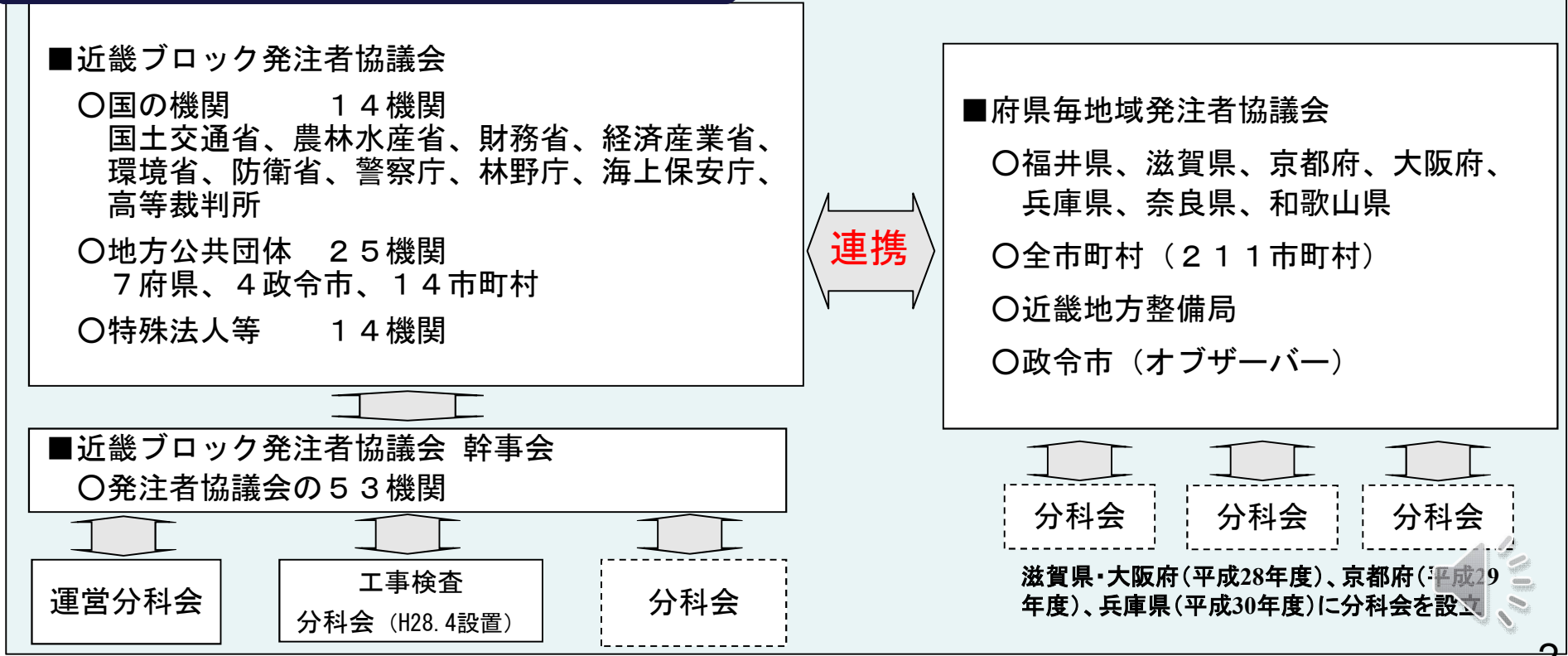
# 令和2年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

## ■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

## ■近畿ブロック発注者協議会の構成図



## ○全国統一指標、発注見通しの統合公表の取組状況ともに改善

### ◆成果

#### ■全国統一指標（平成29年度より）

##### ①適正な予定価格の設定

- 最新の積算基準と基準対象外の要領を整備

65% (H29.7)  95% (R2.2)

- 最新単価を用いて積算を実施

77% (H29.7)  91% (R2.2)

##### ②適切な設計変更

- 設計変更ガイドラインを策定、活用

19% (H29.7)  55% (R2.2)

##### ③施工時期の平準化（件数）

- 平準化率0.6以上の機関数

46% (H29.7)  49% (R1.6)

#### ■発注見通しの統合公表（平成29年7月より）

- 参加団体の割合

5% (H30.9)  100% (R1.7)

### ◆近畿地方整備局の取組

- 地域発注者協議会への地整職員の出席  
具体的な課題等の把握を行うとともに、積極的に情報提供や意見交換を実施
- 近畿ブロック発注者協議会にあわせ局長と参加市町村長との意見交換会を開催
- 地整工事検査への自治体職員の臨場  
H30 7工事（府県11名、市町村3名）
- 自治体総合評価審査委員へ地整職員の派遣  
自治体からの依頼に応じ、管内事務所から職員を委員として派遣
- 自治体への出前講座の実施  
H30 53名派遣（32府県、21市町村）



《和歌山県地域発注者協議会の開催状況》

# 令和2年度近畿ブロック発注者協議会スケジュール

	平成31年度・令和元年度				令和2年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
・協議会		☆8/6				☆7月(書面)		
・幹事会		☆7/13	☆10/18			☆6月(書面)		
・運営分科会	☆5/18			☆3月(書面)				
・工事検査分科会	☆5/18			☆3月(書面)				
各府県地域発注者協議会								
・福井県		☆8/19協	☆10/30協					
・滋賀県	☆5/27協	☆8/9分	☆11/7分	☆1/24分				
・京都府		☆7/30協	☆10/28幹	☆2/27分				
・大阪府		☆8/2協	☆10/31協					
・兵庫県		☆8/5分	☆10/31協	☆2/7分				
・奈良県		☆8/8分	☆10/31協					
・和歌山県	☆5/13幹	5/24協 ☆7/18幹	☆10/29幹		☆4月(書面)			

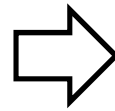
※ 協:協議会、幹:幹事会、分:分科会

## 運営分科会・工事検査分科会 合同分科会 (R2.3 書面開催)

- ・品確法運用指針の改正
- ・近畿ブロック発注者協議会の運営
- ・令和2年度重点取組テーマ

## 協議会 (R2.7 書面開催予定)

- ・品確法運用指針の改正
- ・新・全国統一指標及び地域独自指標
- ・近畿ブロック発注者協議会の運営
- ・令和2年度重点取組テーマ



## 幹事会 (R2.6 書面開催)

- ・品確法運用指針の改正
- ・新・全国統一指標及び地域独自指標
- ・近畿ブロック発注者協議会の運営
- ・令和2年度重点取組テーマ



## 照会事項①

近畿ブロック発注者協議会 指標及び目標値(案)

---

## 工事

### ①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の全ての工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

※コリンズデータを用いて前年度実績により算出

### ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の全ての工事に対する週休2日対象工事の設定割合  
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、  
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

### ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の価格競争で発注する全ての工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合  
(県域単位で公表)

※価格競争:価格のみで落札者を決定する方式

## 測量、調査及び設計(業務)

### ①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の全ての業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※テクリスデータ等を用いて集計時の前年度実績により算出

### ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の価格競争で発注する全ての業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合  
(県域単位で公表)

※価格競争:価格のみで落札者を決定する方式

## 新・全国统一指標

### 1. 【地域平準化率（施工時期の平準化）】

地域平準化率（施工時期の平準化） 工事及び業務

工事については国等・府県・市町村の全ての工事の稼働件数から算出した平準化率を指標とする。

（地域ブロック単位・府県域単位で公表）

業務については国等・府県・政令市の全ての業務の第4四半期履行期限設定割合を指標とする。

（地域ブロック単位・府県域単位で公表）

※コリンズ(工事)、テクリス(業務)データより算出。

### 2. 【週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）】

週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・府県・政令市の全ての工事に対する週休2日対象工事の設定割合を指標とする。

（地域ブロック単位・府県域単位で公表）

※入札契約適正化法等に基づく実態調査データより算出。

### 3. 【低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）】

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策） 工事及び業務

府県・市町村の価格競争で発注する全ての工事に対する低入札価格調査基準又は

最低制限価格の設定割合を指標とする。（府県域単位で公表）

※入札契約適正化法等に基づく実態調査データより算出。

## 地域独自指標

### 4. 【適切な設計変更（ガイドライン策定・活用状況）】

設計変更にかかるガイドライン策定・活用状況 工事

府県・市町村の設計変更に係るガイドラインの策定・活用状況を指標とする。

※地方整備局実施アンケートより算出。

# 各指標の目標値(案)①

## 1. 目標値設定基本方針

以下の基本方針に従って、各指標の目標値を設定する。また、各目標値に対する実績値を毎年の発注者協議会等で公表する。

- (地域ブロック) : 全国平均と基準値(R1実績値)を比較し、基準値が全国平均未満であれば、全国平均を目標値とし、基準値が全国平均以上であれば、基準値以上を目標値とする。
- (府県域) : 府県域内の国等、都道府県、政令市及び市区町村の各全国平均未満の機関は各全国平均以上を目標値とし、各全国平均以上の機関は基準値以上を目標値とする。

※1 平準化率の基準値の算出時期が毎年4月から6月となり、当年の平準化率をさげるのは困難となるため、平準化率については、当年の平準化率の目標値は、前々年の基準値から設定する。(例 R2の平準化率の目標値の場合、H30の基準値を用いて設定)

### (事例) 地域平準化率 (施工時期の平準化)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{4~6月期の工事平均稼働件数}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象 : 契約金額500万円以上の工事  
稼働件数 : 当該月に工期が含まれるもの

※地域ブロック単位 : 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4～6月期の平均稼働件数)}}{\text{(年度の平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象：契約金額500万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

## 平準化率イメージ(概念)

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4～6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

各月稼働件数の年度平均

4～6月稼働件数の平均

4～6月期の平均稼働件数(2件)

年度の平均稼働件数(2.75件)

## 2. 各指標の目標値

### (1) 【地域平準化率（施工時期の平準化）】 <新・全国统一指標>

#### 地域平準化率(施工時期の平準化) 工事

- ・(地域ブロック単位) 目標値: 全国平均が**0.71**であり、基準値(**0.72**)以上を目標値とする。

地域ブロック	地域平準化率	対象範囲
北海道	0.71	北海道
東北	0.73	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、山形県、福島県
関東	0.68	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.78	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.76	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.70	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75	沖縄県

全国平均(地域ブロック):0.71<0.72(近畿ブロック) → 目標値 0.72以上となる。

# 各指標の目標値(案)③

・(府県域単位) 以下のとおり目標値を設定する。

目標値：各機関毎に基準値が全国平均(※)未満であれば、  
全国平均(※)以上。基準値が全国平均(※)以上であれば、  
基準値以上とする。

※各機関毎の全国平均値

国(特殊法人等含)	<b>0.83</b>	都道府県	<b>0.76</b>
政令市	<b>0.70</b>	市区町村	<b>0.63</b>

機関名		実績値	目標値
国(特殊法人等含)	全国平均	<b>0.83</b>	
	国土交通省 近畿地方整備局	0.74	<b>0.83</b>
	本州四国連絡高速道路(株)	0.94	<b>0.94</b>
都道府県	全国平均	<b>0.76</b>	
	福井県	0.69	<b>0.76</b>
	大阪府	0.79	<b>0.79</b>
政令市	全国平均	<b>0.70</b>	
	京都市	0.69	<b>0.70</b>
	堺市	0.80	<b>0.80</b>
市区町村	全国平均	<b>0.63</b>	
	滋賀県大津市	0.82	<b>0.82</b>
	大阪府和泉市	0.59	<b>0.63</b>

# 各指標の目標値(案)④

## 地域平準化率(履行期限の分散) 業務

- ・(地域ブロック単位) 目標値: 基準値が**0.53**であり、全国平均(**0.51**)以下を目標値とする。
- ・(府県単位) 基準値等が作成中のため、基準値作成後、設定方針に沿って、地域ブロック・府県単位での目標値を設定し、次回協議会に諮る。  
 目標値: 基準値が各全国平均(※)以下であれば、基準値以下を目標値とする。  
 基準値が各全国平均(※)超過していれば、全国平均(※)以下を目標値とする。

※各機関毎の全国平均値(作成中)

国(特殊法人等含) \* \* \*      都道府県      \* \* \*  
 政令市      \* \* \*      市区町村      \* \* \*

地域ブロック	第4四半期納期率	対象範囲
北海道	0.68	北海道
東北	0.53	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.51	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.48	新潟県、富山県、石川県
中部	0.48	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.53	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.47	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.48	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.47	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.54	沖縄県

**全国平均(地域ブロック): 0.51 < 0.53(近畿ブロック) → 目標値 0.51以下となる。**



## (2) 【週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)】<新・全国统一指標>

基準値等が作成中のため、基準値作成後、設定方針に沿って、地域ブロック・府県域単位の目標値を設定し、次回協議会に諮る。

### 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

(地域ブロック単位) 目標値: 基準値(作成中)

(府県域単位) 国、都道府県及び政令市ごとにそれぞれの全国平均(※)から以下のとおり目標値を設定する。

目標値: 基準値が各全国平均(※)未満であれば、各全国平均(※)以上。基準値が各全国平均(※)以上であれば、基準値以上とする。

### ※各機関毎の全国平均値(作成中)

国(特殊法人等含む)	* * *
都道府県	* * *
政令市	* * *

(3) 【低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ﾀﾞﾝﾌﾞﾝｸﾞ対策)】<新・全国統一指標>  
 業務の基準値が作成中のため、設定方針に沿って、業務の府県域単位の  
 目標値を設定し、次回協議会に諮る。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(適正な工期設定)

(府県域単位) 工事・業務とも国、都道府県、政令市及び市区町村ごとにそれぞれの  
 全国平均(※)から以下のとおり目標値を設定する。

目標値: 基準値が各全国平均(※)未満であれば、各全国平均(※)  
 以上。基準値が各全国平均(※)以上であれば、基準値  
 以上とする。

※各機関毎の全国平均値(作成中)

都道府県	* * *
政令市	* * *
市区町村	* * *

$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注工事件数)}}$$

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
 に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データを活用  
 ※平成30年度工事実績

※県域単位: 各都道府県管内の都道府県、  
 市区町村発注の全ての工事を足し合わせて  
 算出

## (4) 【適切な設計変更(ガイドライン策定・活用状況)】<地域独自指標>

府県・政令市はガイドラインの策定・活用が行われており、市町村について設定する。  
 また、市町村の全国平均を作成中であるため、設定方針に沿って目標値を設定し、  
 次回協議会に諮る。

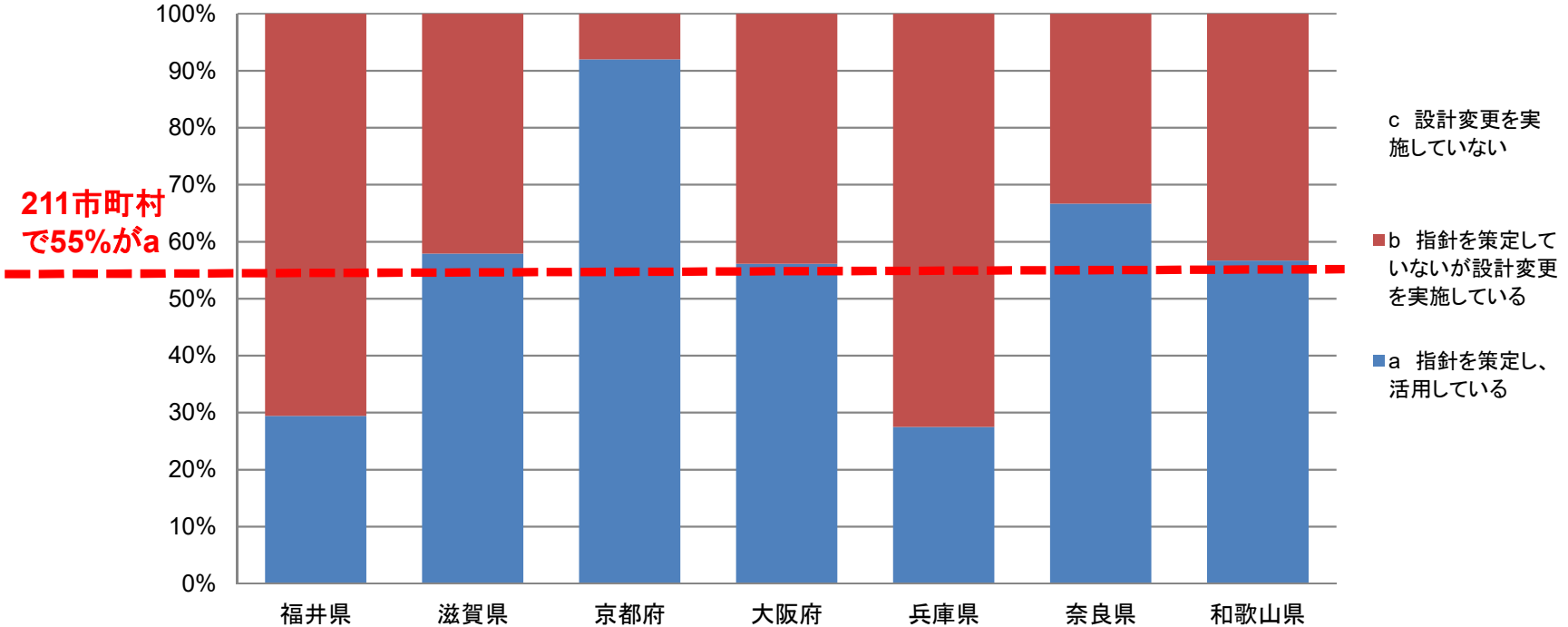
### 設計変更にかかるガイドライン策定・活用状況 工事

府県・市町村の設計変更に係るガイドラインの策定・活用状況を指標とする。

(府県域単位)工事 目標値： 府県域単位の設定機関の割合について基準値が  
 全国平均以上であれば、基準値以上を目標値とし、全国平均  
 未満であれば、全国平均を目標値とする。

## 近畿ブロック内の設計変更ガイドライン策定状況

(令和2年2月現在)



## 照会事項②

令和2年度近畿ブロック発注者協議会重点取組テーマ(案)

---

# 令和2年度近畿ブロック発注者協議会重点取組テーマ(案)

府県名	取組テーマ	選定理由	目標とするレベル
福井県	工事関係書類の削減・簡素化	働き方改革に資する取り組みであるため。	2割削減(令和元年度比)
	週休2日の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事を4週8休工事とする。
	工事評定の見直し	維持修繕工事は評定が低い傾向があり、受注意欲が高まるような評価項目の見直しが必要と思われる。	出来形の評価項目を別紙のとおり改正予定。
滋賀県	工事関係様式の統一化・標準化	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	管内全市町を対象に取組を進める。
京都府	ICT小規模施工の積算基準の設定	建設業界の働き方改革及び担い手確保の方策として情報通信技術の活用は重要な取組みであり、今後、府県市の施工数量に対応した積算基準の改定が必要と考えているため。	ICT小規模施工(土工500m <sup>3</sup> 以下)の積算基準の設定
	工事書類の統一化・簡素化	受発注者の負担軽減を図り、働き方改革に資する取組みと考えているため。	統一化・簡素化書類のさらなる拡大と市町村の参加
大阪府	週休2日(4週8休)の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取組と考えているため。	原則全工事を週休2日(4週8休)対象工事とする。
兵庫県	週休2日の促進	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事で4週8休取得率の向上を目指す。
	平準化の促進	「発注者の責務」である公共工事等の施工時期等の平準化を進める必要があるため。	全市町「さしすせそ」に取組む。 発注者協議会等で管理
奈良県	調査設計の品質確保の取組	品確法の改正に伴う取組事項に位置付けられているため	高度な技術を要する業務に対し、技術提案を求める
	調査設計の履行時期の平準化への取組	品確法の改正に伴う取組事項に位置付けられているため	上半期に集中する発注時期を平準化させる
和歌山県	建設工事に係る委託業務のダンピング対策	改正品確法により測量・設計等の委託業務も対象となったため	最新の国土交通省算出式を採用
京都市	週休2日の促進	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事で4週8休取得率の向上を目指す
大阪市	施工時期の平準化の取組	地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化を促し、公共工事の品質確保を図るうえで重要と考えているため。	更なる債務負担行為および余裕期間制度を活用し、5ヶ年を目標に国が示す参考指標の平準化率0.8を目指す。
	週休2日の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事を対象とする週休2日モデル工事において、実施件数の向上をめざす
神戸市	週休2日の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため	原則、全工事を週休2日対象工事とする (災害復旧工事等を除く)
堺市	週休2日の取組	建設業界の働き方改革及び担い手確保に資する取り組みと考えているため。	原則全工事を週休2日対象工事とする。

週休2日の取組(7団体),

工事関係書類の統一化・簡素化(3団体),

工事・調査の平準化(3団体)

別紙-3.2

**福井県 別紙**

審査項目別運用表

(第三次評定者)

審査項目	a(+10)	a'+(+7.5)	b(+5.0)	b'+(+2.5)	c(0)	d(-10)	e(-20)
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ (土木工事) 1. 出来形  加減点	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。
	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 理由:						
	①規格値が設計値以上 浚渫工・防食工… ②実測値を設計値とする場合 断面修復工・法面工… ③既成型枠使用の場合 消波ブロック・法枠工…						
	書類削減にならない ⇒項目の削除、修正が必要 (評価実績もほとんどない)						
	評価方法 ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木・農林等の工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。						
	※ ばらつきの判断は別紙-7参照。						

次の場合、従来はc評価で運用(加点なし)  
⇒出来形のバラツキにならないので  
50~80%として、評価(bかb')

取り壊し工、残土運搬工等の出来形のない工事  
⇒従来より評定なし

## 1. 重点取組テーマ(事務局案:①～④を重点取組テーマとする。)

### ①週休2日の促進

別添の評価指標を設定し、促進を図る。

### ②工事及び業務の平準化

工事の平準化率、業務の第4四半期工期設定割合を評価指標に設定し、推進する。

### ③適切な設計変更

ガイドライン策定や活用状況等を評価指標に設定し、推進する。

### ④工事関係書類の統一化・簡素化等

各機関の工事関係書類の状況を調査し、分科会の取組テーマとする。

### □その他

上記以外の提案のあった「工事評定の見直し」、「ICT小規模施工の積算基準の設定」、「調査設計の品質確保の取組」、「建設工事に係る委託業のダンピング対策」については、提案者と調整しながら分科会の取組テーマとする。

## 2. 週休2日の促進

評価指標は以下のとおり

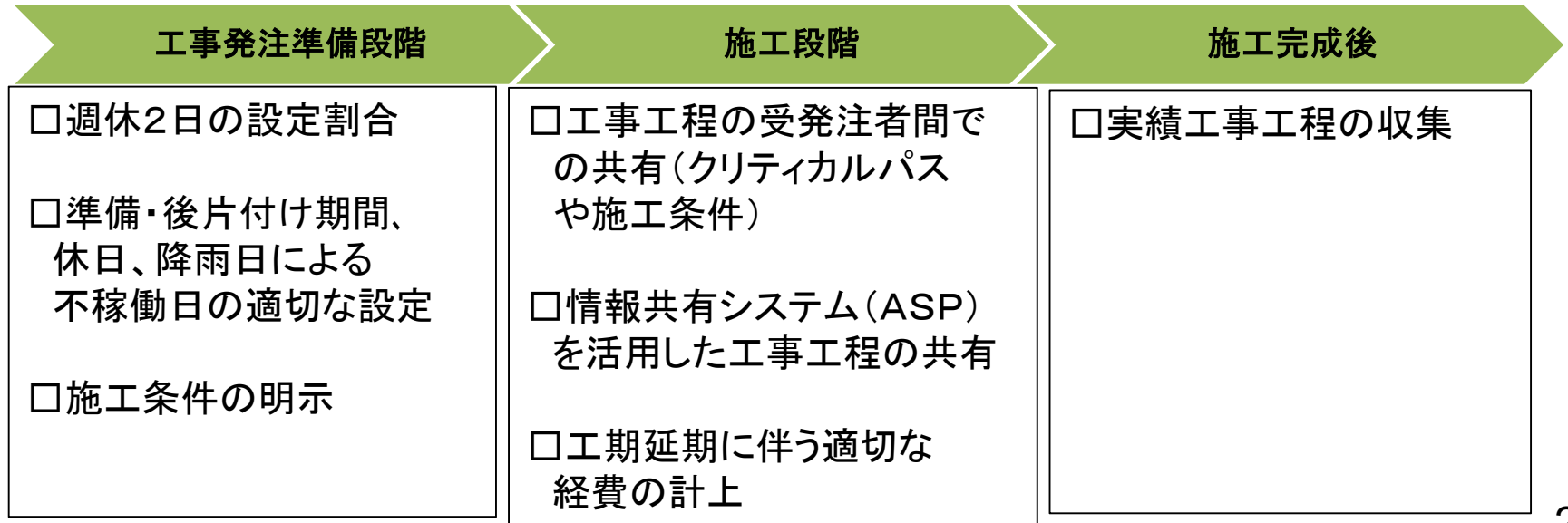
### [工事発注準備段階]

- 評価指標1: 週休2日の設定割合
- 評価指標2: 準備・後片付け期間、休日・降雨日による不稼働日の適切な設定
- 評価指標3: 施工条件の明示

### [施工段階]

- 評価指標4: 工事工程の受発注者間での共有(クリティカルパスや施工条件等)

## 各工程での配慮・取組事項





## 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領(改正案)

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長(課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

この要領は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

この要領は、令和2年 7月から施行する。

## 第4条関係(委員)

会 長	国土交通省 近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省 近畿農政局 農村振興部長
副 会 長	代表府県部長
委 員	警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省 近畿財務局 管財部長
	財務省 大阪国税局 総務部次長
	農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 近畿運輸局 総務部長
	国土交通省 大阪航空局 空港部長
	国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省 近畿地方環境事務所長
	防衛省 近畿中部防衛局 調達部長
	大阪高等裁判所 会計課長
	福井県 土木部長
	滋賀県 土木交通部長
	滋賀県 農政水産部長
	京都府 建設交通部長
	京都府 農林水産部技監
	大阪府 都市整備部長
	大阪府 環境農林水産部長
	兵庫県 県土整備部長
	兵庫県 農政環境部長
	奈良県 県土マネジメント部長
	奈良県 農林部長
	和歌山県 県土整備部長
	和歌山県 農林水産部長

京都市 建設局長  
大阪市 建設局長  
堺市 建設局長  
神戸市 建設局長  
福井市長  
池田町長  
東近江市長  
豊郷町長  
綾部市長  
井手町長  
松原市長  
忠岡町長  
伊丹市長相生市長  
佐用町長  
奈良市長  
高取町長  
有田市長橋本市長  
みなべ町長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長  
本州四国連絡高速道路(株) 経営計画部長  
阪神高速道路(株) 技術部長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 館長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 総務部長  
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長  
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長  
日本下水道事業団 近畿総合事務所 事務所長

## 第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長  
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長  
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長  
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長  
 財務省 大阪国税局 営繕監理官  
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長  
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長  
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長  
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官  
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長  
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長  
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長  
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長  
 大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長  
 滋賀県 土木交通部 技術管理課長  
 滋賀県 農政水産部 農政課長  
 京都府 建設交通部 建設交通部理事(指導検査課長)  
 京都府 農林水産部 農村振興課長  
 大阪府 都市整備部 事業管理室 技術管理課長  
 大阪府 環境農林水産部 検査指導課長  
 大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課長  
兵庫県 農政環境部 農政企画局 総務課長  
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長  
奈良県 農林部 農村振興課長  
和歌山県 県土整備部 技術調査課長  
和歌山県 県土整備部 公共建築課長  
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長  
京都市 建設局 監理検査課長  
大阪市 建設局 工事監理担当課長  
堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)  
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)  
福井市 財政部長  
池田町 町土整備課長  
東近江市 契約検査課長  
豊郷町 企画振興課長  
綾部市 監理課長  
井手町 理事(建設課長)  
松原市 総務部契約検査室長  
忠岡町 総務課長  
伊丹相生市 総務部副参事(契約・検査担当)財政部財政課長  
佐用町 総務課長  
奈良市 契約課長  
高取町 総務課長  
有田橋本市 総務課長  
みなべ町 総務課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長  
本州四国連絡高速道路(株) 経営計画部 技術管理課長  
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所  
研究支援推進部 研究支援課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 総務部 契約課長  
(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・品質管理課長

(国研)日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 事業管理部調達課長

日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長

## 「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

### 記

#### 第3条関係

##### 【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

#### 第4条、第7条関係

##### 【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

<del>平成25年度</del>	<del>和歌山県</del>
<del>平成26年度</del>	<del>兵庫県</del>
<del>平成27年度</del>	<del>大阪府</del>
<del>平成28年度</del>	<del>京都府</del>
<del>平成29年度</del>	<del>滋賀県</del>
<del>平成30年度</del>	<del>福井県</del>
令和元年度	奈良県
令和 2年度	和歌山県
令和 3年度	兵庫県
令和 4年度	大阪府
令和 5年度	京都府
令和 6年度	滋賀県
令和 7年度	福井県
令和 8年度	奈良県
令和 9年度	和歌山県



令和2年 6月

# 令和元年度近畿ブロック発注者協議会の取組み

令和 2年 6月  
近畿地方整備局

# 令和元年度近畿ブロック発注協の取組み

## 1. 【適切な設計変更】 <全国統一指標>

- ⇒ 変更手続の円滑な実施を目的として、ガイドライン（設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針）の策定に努め、これを活用する。
- ⇒ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

## 2. 【施工時期等の平準化】 <全国統一指標>

- ⇒ 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。

## 3. 【適切な予定価格の設定】 <全国統一指標>

- ⇒ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。
- ⇒ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

## 4. 【ダンピング対策】

- ⇒ ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

## 5. 【入札契約方式の選択】

- ⇒ 各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、適用する。

各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価落札方式の適応を検討する。

# 適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

## 運用指針本文:

- 変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

## 【指標】 品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【定義】 関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

## 【指標分類】

- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施。
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施。
- c: 設計変更を実施していない。



- 【近畿目標】
- ・府県・政令市のガイドラインの活用状況について確認。
  - ・すべての市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図れるように推進を図る。

# 適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

## 【現状】

### 府 県

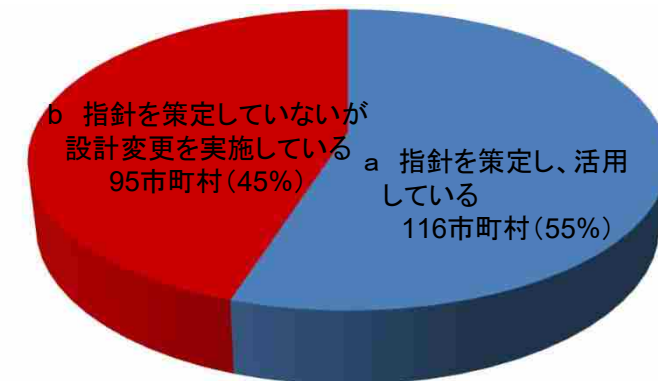
- 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

### 政令指定都市

- 全政令指定都市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

### 市町村

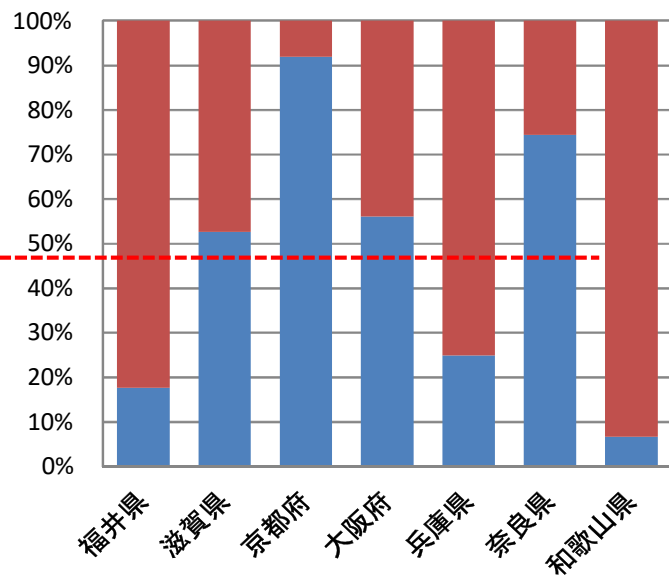
- 全ての市町村で設計変更を実施していると回答(入契法調査)
- ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施  
100市町村(47%)R1.6 ⇒ 116市町村(55%)R2.2
- 策定していないが設計変更を実施  
111市町村(53%) R1.6 ⇒ 95市町村(45%)R2.2



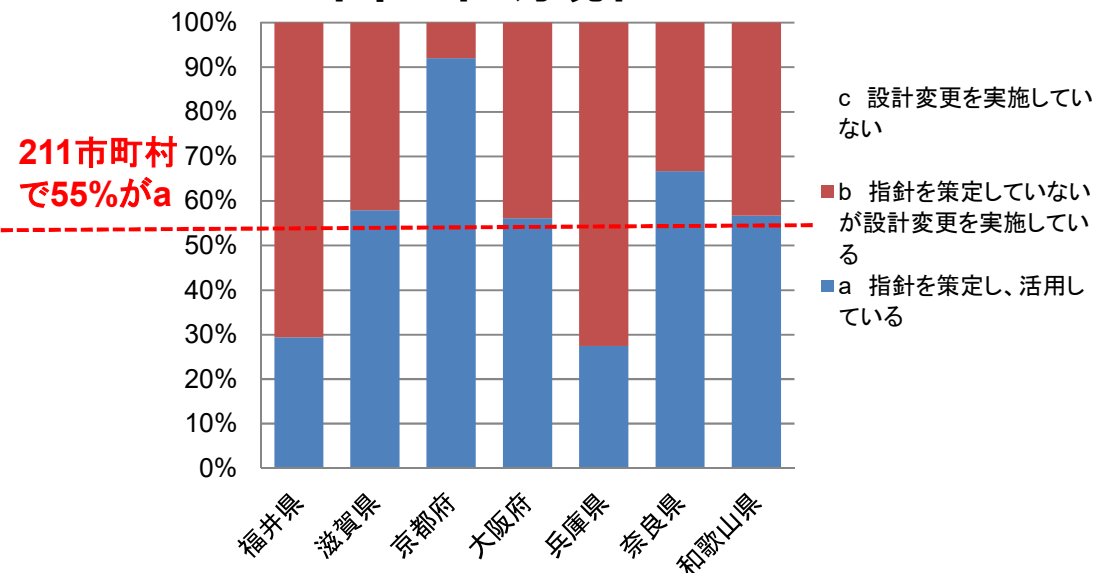
市町村におけるガイドラインの策定状況はH31.1からR1.6で44%から47%に増加。

⇒ 「設計変更ガイドラインの策定」について、引き続き推進を図る。

### 令和元年6月現在



### 令和2年2月現在



地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

[www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf](http://www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf)

## ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

## ② (し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

## ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

## ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

## ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

# 施工時期等の平準化

## 【現状】

府県・政令指定都市

- ①債務負担行為の活用は100%実施。
- ②柔軟な工期設定は73%（令和元年6月調べ）⇒82%（令和2年2月調べ）に上昇。
- ③速やかな繰越し手続き73%（令和元年6月調べ）⇒73%（令和2年2月調べ）を維持。
- ④積算の前倒し73%（令和元年6月調べ）⇒91%（令和2年2月調べ）に上昇。
- ⑤早期執行のための目標設定73%（令和元年6月調べ）⇒91%（令和2年2月調べ）に上昇。

## 施工時期等の平準化【府県・政令市】

	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋						
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越し手続き	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定	R2年度設定目標	R1年度設定目標
						平準化率0.8	-
福井県	○	○	○	○	○	平準化率0.8	-
滋賀県	○	○	○	○	○	平準化率85%以上	2か年分の発注見通しの作成により、令和元年度の工事および委託の平準化率を80%以上とする
京都府	○	○	○	○	○	検討中	上半期約500億円の発注目標
大阪府	○	○	○	○	○	-	上半期契約率83%を目標として設定
兵庫県	○	○	○	○	○	未定	上半期発注70%(予定)
奈良県	○	○	○	○	○	設計金額5千万円以上の工事について、工程上やむを得ないものなどを除いて上半期契約	-
和歌山県	○	○	○	○	○	検討中	63.6%
京都市	○	○	○	○	○	検討中	検討中
大阪市	○	○	○	○	○	R5年度を目標に国が示す参考指標の平準化率0.8を目指す。	5ヶ年を目標に国の平準化率0.8を目指す。
堺市	○	○	○	○	○	目標値は特に定めないが、早期発注に努める。	統一的な目標設定はしていないが、各所属にて執行管理している。
神戸市	○	○	○	○	○	未定	上半期発注66%
合計	11	9	8	10	10		
取組実施率	100%	82%	73%	91%	91%		

## 施工時期等の平準化【市町村】

	「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋				
	①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越し手続き	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定
福井県内	7	0	13	5	10
滋賀県内	2	2	2	10	17
京都府内	12	2	17	19	16
大阪府内	14	2	2	10	7
兵庫県内	29	7	17	13	29
奈良県内	4	6	15	7	14
和歌山県内	5	2	10	13	29
合計	73	21	76	77	122
取組実施率	35%	10%	36%	36%	58%

令和2年2月調べ



# 施工時期等の平準化

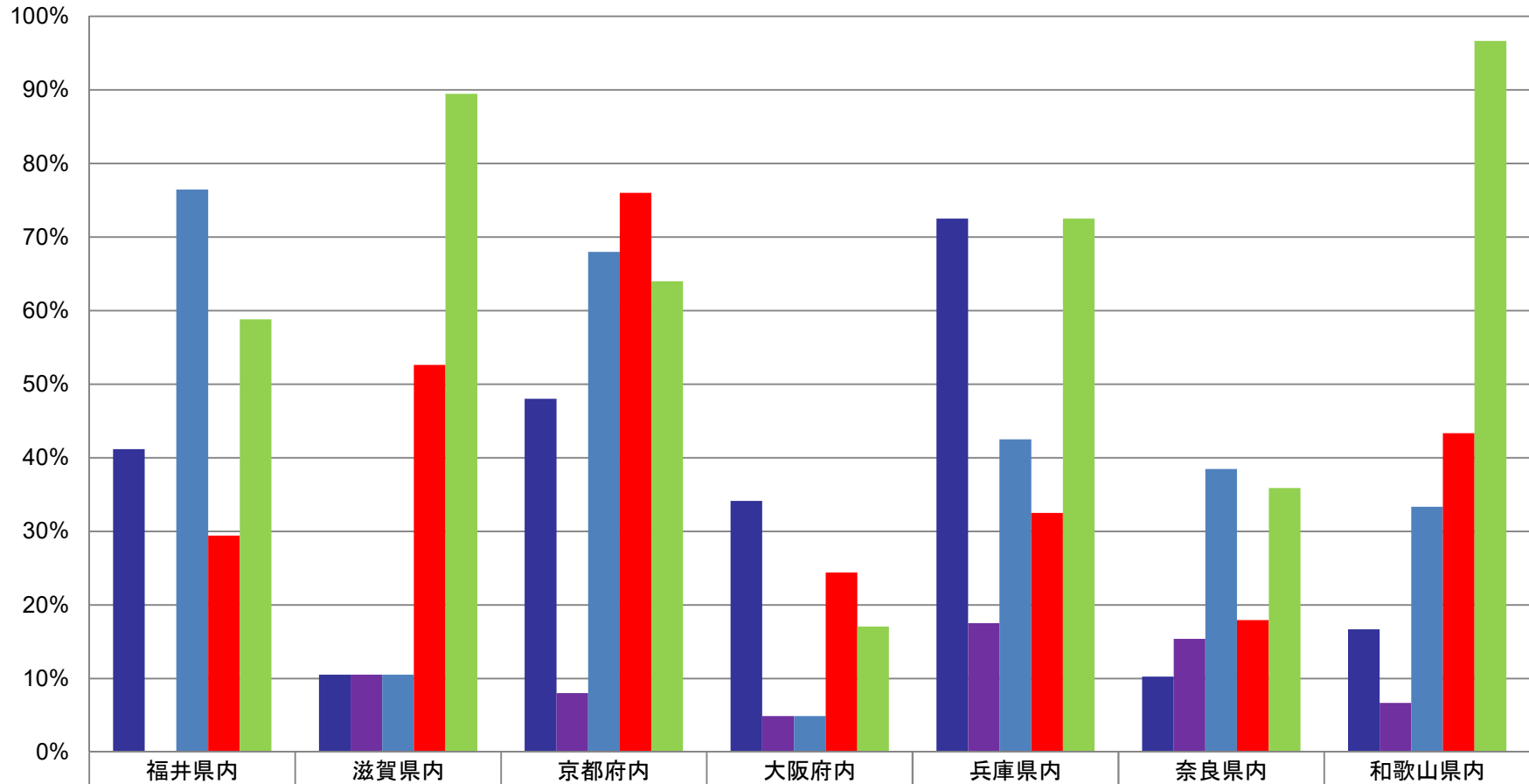
## 【現状】

市町村

- ①債務負担行為の活用34%(令和元年6月調べ)⇒35%(令和2年2月調べ)に上昇。
- ③速やかな繰越手続 36%(令和元年6月調べ)⇒36%(令和2年2月調べ)を維持。
- ⑤早期執行の目標設定56%(令和元年6月調べ)⇒58%(令和2年2月調べ)に上昇。

平準化率(項目実施率)【211市町村】

令和2年2月調べ



■ ①債務負担行為の活用	41%	11%	48%	34%	73%	10%	17%
■ ②柔軟な工期の設定	0%	11%	8%	5%	18%	15%	7%
■ ③速やかな繰越手続	76%	11%	68%	5%	43%	38%	33%
■ ④積算の前倒し	29%	53%	76%	24%	33%	18%	43%
■ ⑤早期執行のための目標設定	59%	89%	64%	17%	73%	36%	97%

# 適正な予定価格の設定(積算基準)

## 運用指針本文:

- 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。

## 【指標】 最新の積算基準の運用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

### 【定義】

- ・ 最新の積算基準:1年(営繕の場合は2年)以内に更新されている積算基準。
- ・ 基準対象外(小規模土工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか。

### 【指標分類】

- a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領(※)を整備し、活用。
  - b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領(※)は整備していない。
  - c:その他。
- ※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。

- ✓ 積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積り等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。



【近畿目標】 全ての市町村において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備(b)』が約1割あり、引き続き要領の整備について推進を図る。



# 適正な予定価格の設定(積算基準)

## 【現状】

府 県

- 全府県で最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

政令指定都市

- 全政令指定都市で、最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領も整備している。

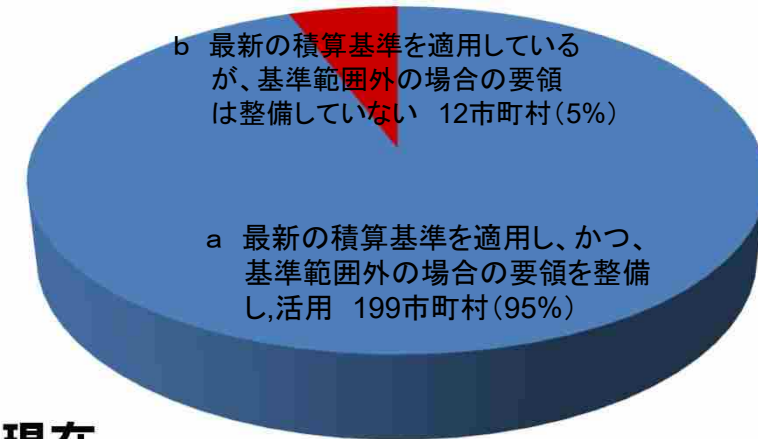
市町村

- 積算基準適用範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。  
199市町村(95%)R2.2

令和2年2月現在

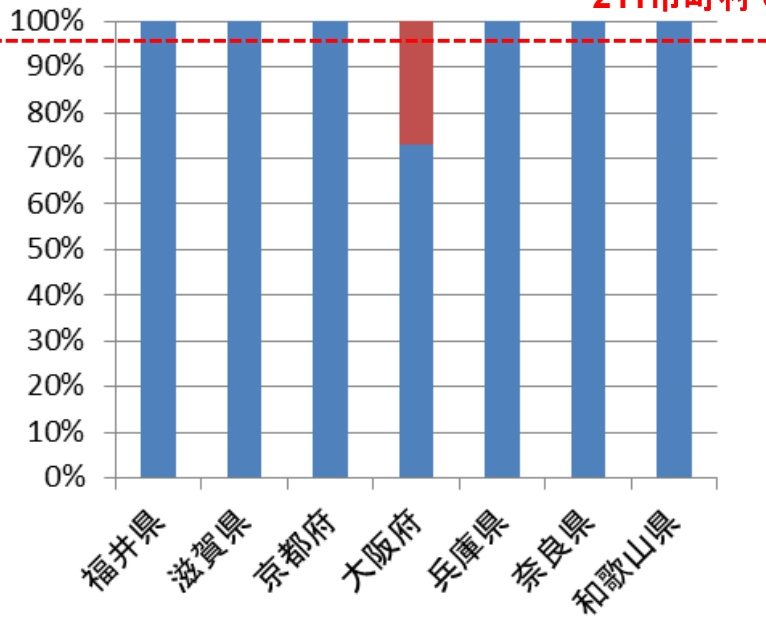
市町村における基準範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)が整備されているのは95%。

⇒ 引き続き「要領」の作成に向け推進を図る。



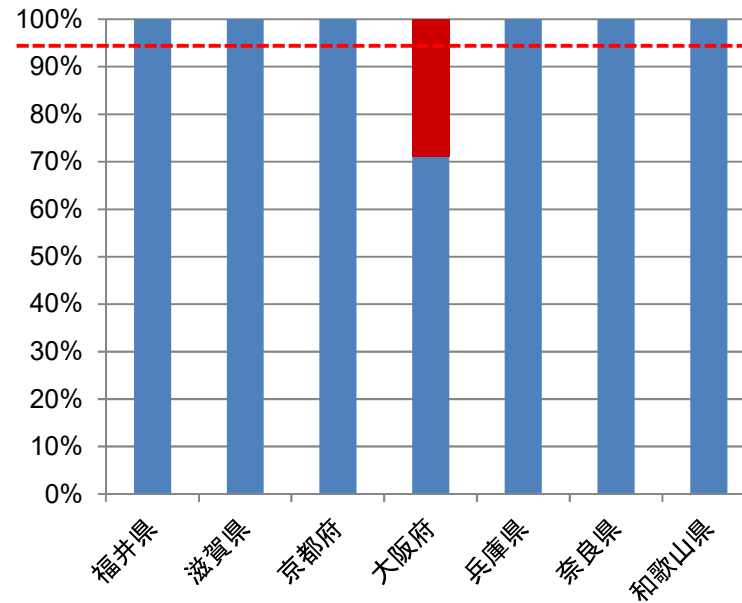
令和元年6月現在

211市町村で95%がa



令和2年2月現在

211市町村で95%がa



- b 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない
- a 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し、活用

# 適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

## 運用指針本文:

- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

## 【指標】 単価の更新頻度

## 【定義】 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。

※ 対象は、物価資料等に掲載のあるものとする。

## 【指標分類】

- a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)。
- b: 3ヶ月以内。 c: 6ヶ月以内。 d: 12ヶ月以内。 e: それ以上。

- ✓ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。



- 【近畿目標】 6ヵ月以上単価を見直していない市町村もあり、市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。

# 適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

## 【現状】

府 県

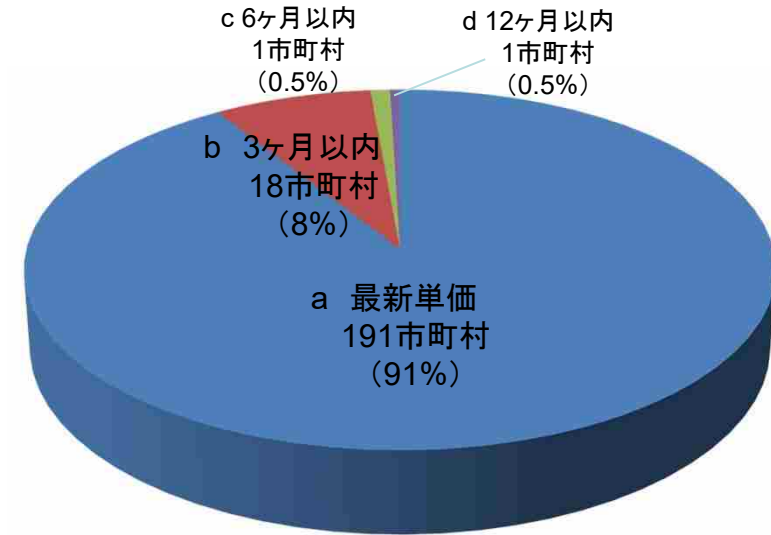
- 全府県で最新単価を使用している。

政令指定都市

- 全政令指定都市で最新単価を使用している。

市町村

- 最新単価を使用している  
**191市町村(91%)R2.2**
- 府県によりバラツキが見られる。



各府県間で単価の更新頻度状況に乖離が見られる。

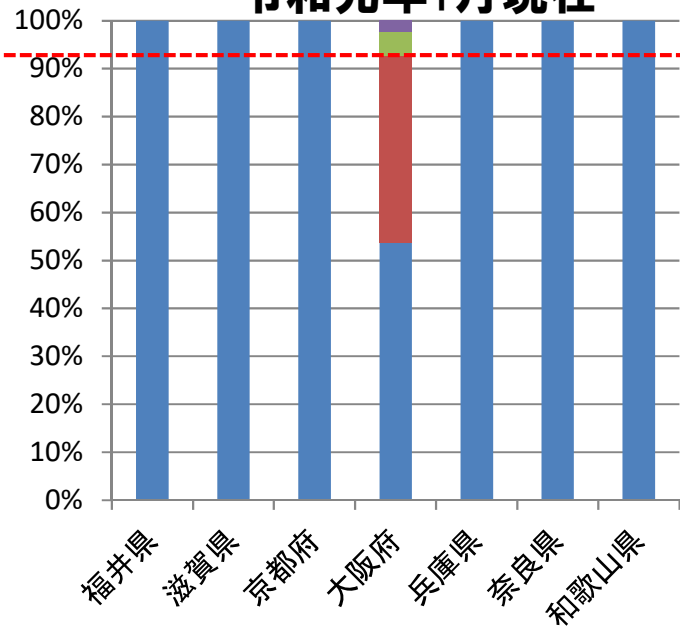
⇒ **最新単価の活用を推進**

平成31年1月現在

※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり、発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)ある場合  
⇒ a:最新単価 に計上

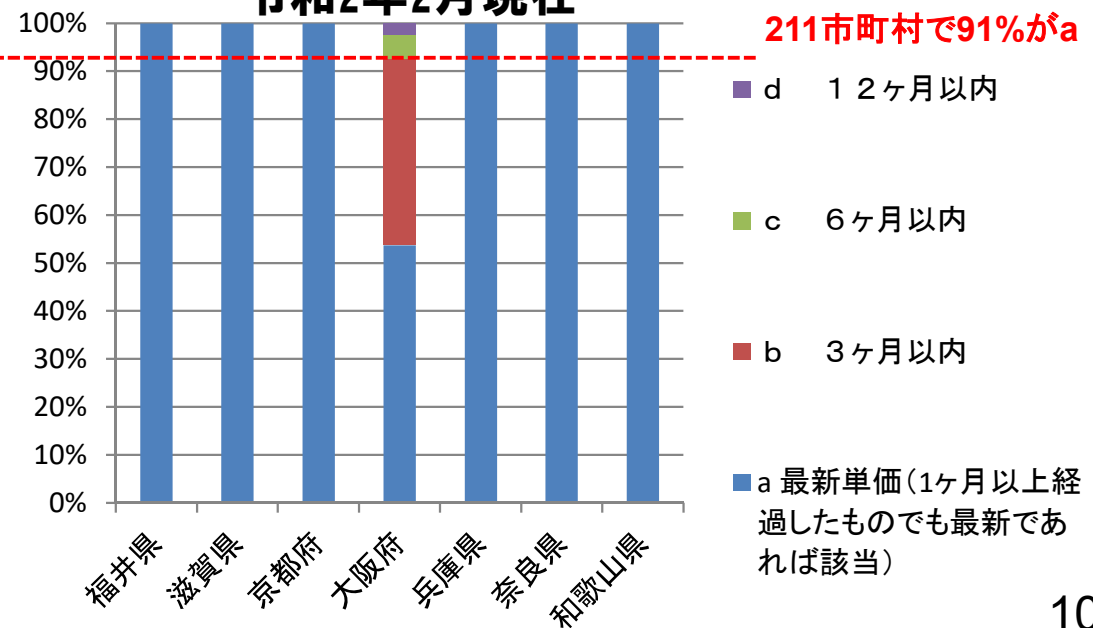
### 令和元年1月現在

211市町村で91%がa



### 令和2年2月現在

211市町村で91%がa



## 運用指針本文:

- ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- ✓ 低入札価格調査制度の調査基準価格は中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)、最低制限価格においては中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)を参考に適切に見直す。

## 【指標分類】

(基準価格算定モデル(公契連モデル式の時点))

a:最新モデル(H31またはH29)同等。b:旧モデル(H28以前)同等。c:その他(非公表・独自モデル等)

(見直し予定)

a:H31.4までに見直し。b:見直し時期未定。c:見直し予定なし、または非公表



**【近畿目標】** 中央公契連モデルの見直しを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改訂等により適切に見直す。

## 【現状】

### 府 県・政令指定都市

- 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している。

### 市町村

- 1市が最低制限価格のみ導入(R1.6調べ)⇒低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用(R2.2調べ)【米原市】

## 近畿ブロック発注者協議会調べ (R2. 2)

府県・政令指定都市を除く

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
低入札価格調査制度のみ導入	0	0	0	0	0	1	0	1
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	7	5	5	16	15	7	10	65
最低制限価格制度のみ導入	10	14	20	25	25	31	20	145
いずれの制度も導入していない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村数	17	19	25	41	40	39	30	211

# ダンピング受注の防止(基準価格を公契連最新モデル【H31またはH29】に更新活用)

府 県・政令指定都市

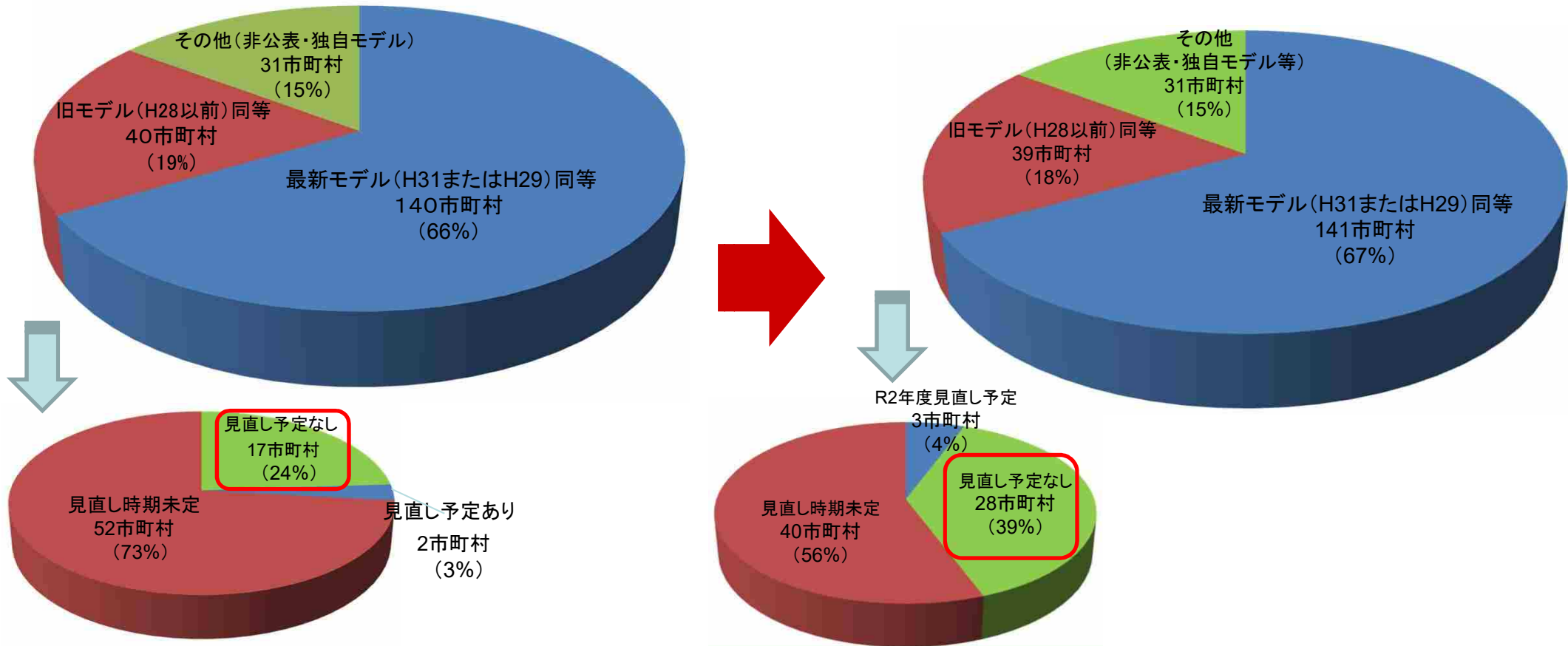
- すべての府県・政令市で最新モデル(H31またはH29)を使用している。

市町村

- 最新モデル(H31またはH29)を使用している  
140市町村(66%)R1.6 ⇒ **141市町村(67%)R2.2**
- 旧モデル(H28以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村  
17市町村(24%)R1.6 ⇒ **28市町村(39%)R2.2**

令和元年6月現在

令和2年2月現在



⇒ 「最新モデルへの見直し予定のない市町村に対し、「適切な見直し」について引き続き推進を図る。

## 運用指針本文:

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し**技術提案を求めるよう努める**。(※)

公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

(※)各地方公共団体で作成のガイドラインに規定された総合評価落札方式の対象となる工事



## 【近畿目標】

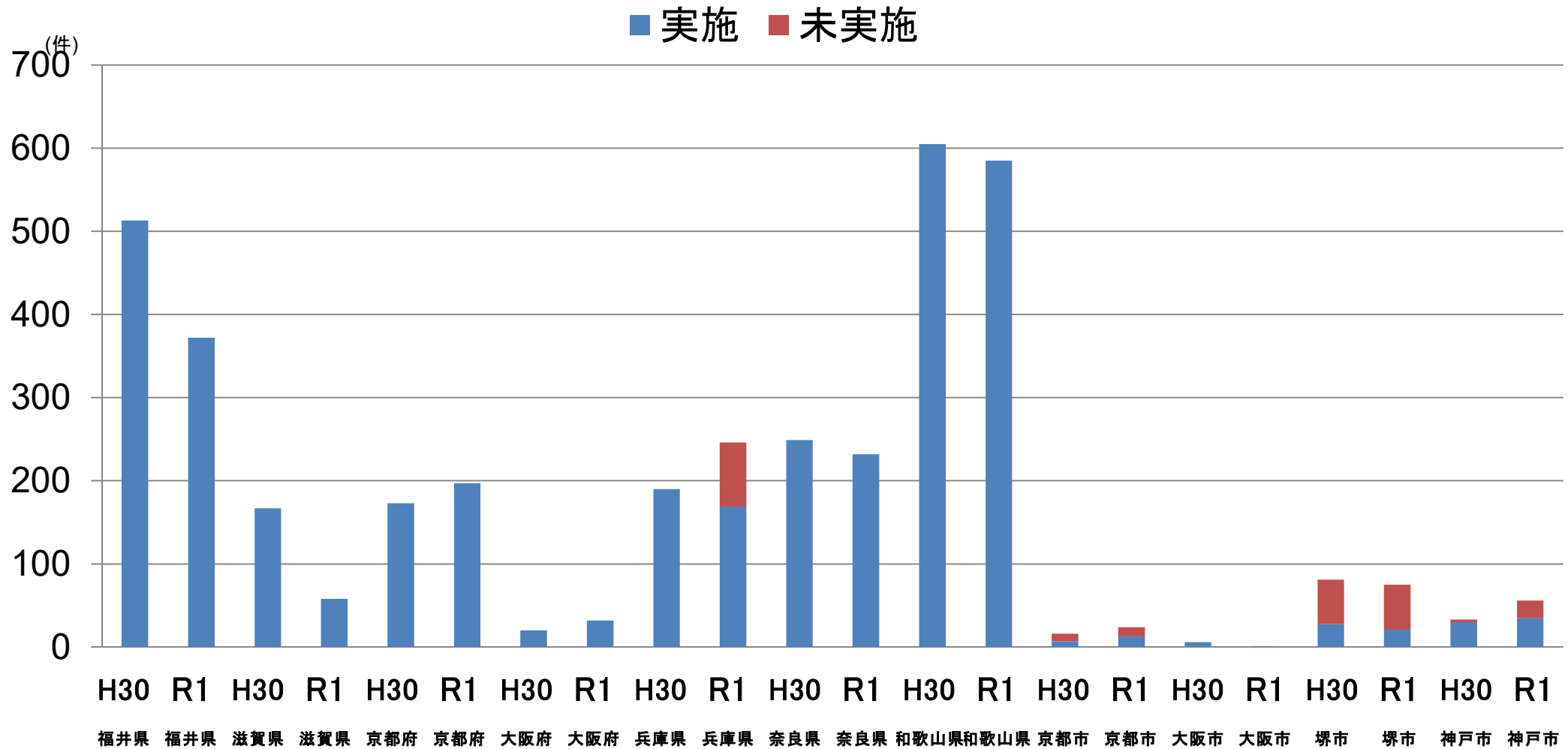
○府県政令市においては、各団体で策定しているガイドラインに基づく発注方式を選択することを推進する。

- ・ **一定規模以上の発注金額等(各府県市町村のガイドラインにおいて総合評価落札方式で発注することを規定されている金額等の条件)の場合、総合評価落札方式を原則として、工事件数、実施率を拡大する。**

○市町村においては、工事難易度・金額等から価格以外の性能を求める余地が少ないことから、市町村向け簡易型等の導入など、各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

# 入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

近畿ブロック発注者協議会調べ(R2.2)



未実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0	0	0	9	11	0	0	53	54	3	21
実施	513	372	167	58	173	197	20	32	190	169	249	232	605	7	13	6	1	28	21	30	35
実施率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	69	100	100	100	44	54	100	100	35	28	91	63



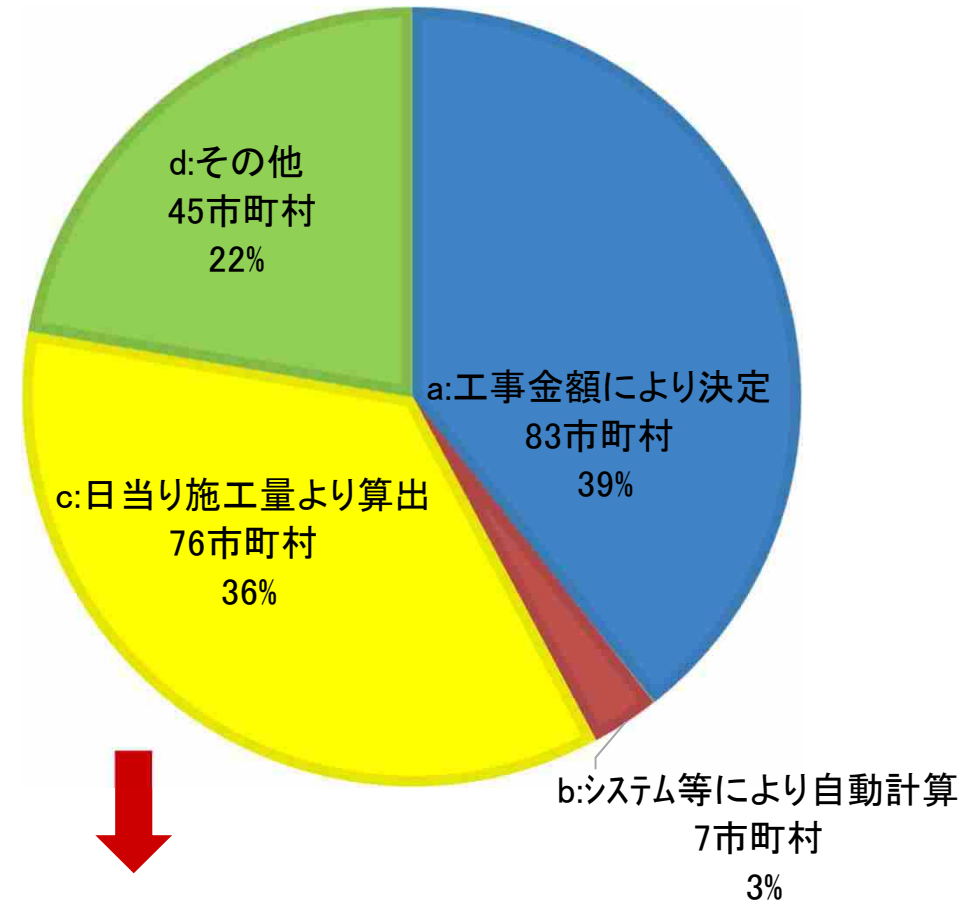
# 週休2日の取組みに関するアンケート

## 1. どのような方法で工期を算定されていますか

### 府県・政令市

	どのような方法で工期を算定されていますか	
	【プルダウン選択式】 a:工事金額により決定 b:システム等により自動計算 c:日当り施工量より算出 d:その他	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容
福井県	c:日当り施工量より算出	工事金額、施工量、工種等から算定
滋賀県	c:日当り施工量より算出	
京都府	c:日当り施工量より算出	・標準作業量から施工するのに必要な日数を算出する。 ・工事価格1億円以下の工事については、国交省の標準工期試算式を用いて算定
大阪府	c:日当り施工量より算出	作業日当り標準作業量により算出
兵庫県	d:その他	設計額・工種・施工量等から算定
奈良県	b:システム等により自動計算	
和歌山県	d:その他	予定価格1億円以下は工事金額毎に定められた標準工事日数により決定。 予定価格一億円超えは積み上げにより決定。
京都市	d:その他	計算式により算定
大阪市	c:日当り施工量より算出	
堺市	c:日当り施工量より算出	日当り施工量から基準工期を算出し、雨休率、準備後片付期間を考慮して決定
神戸市	d:その他	積み上げにより算定

### 市町村



#### 【d:その他 45市町村の主な内容(抜粋)】

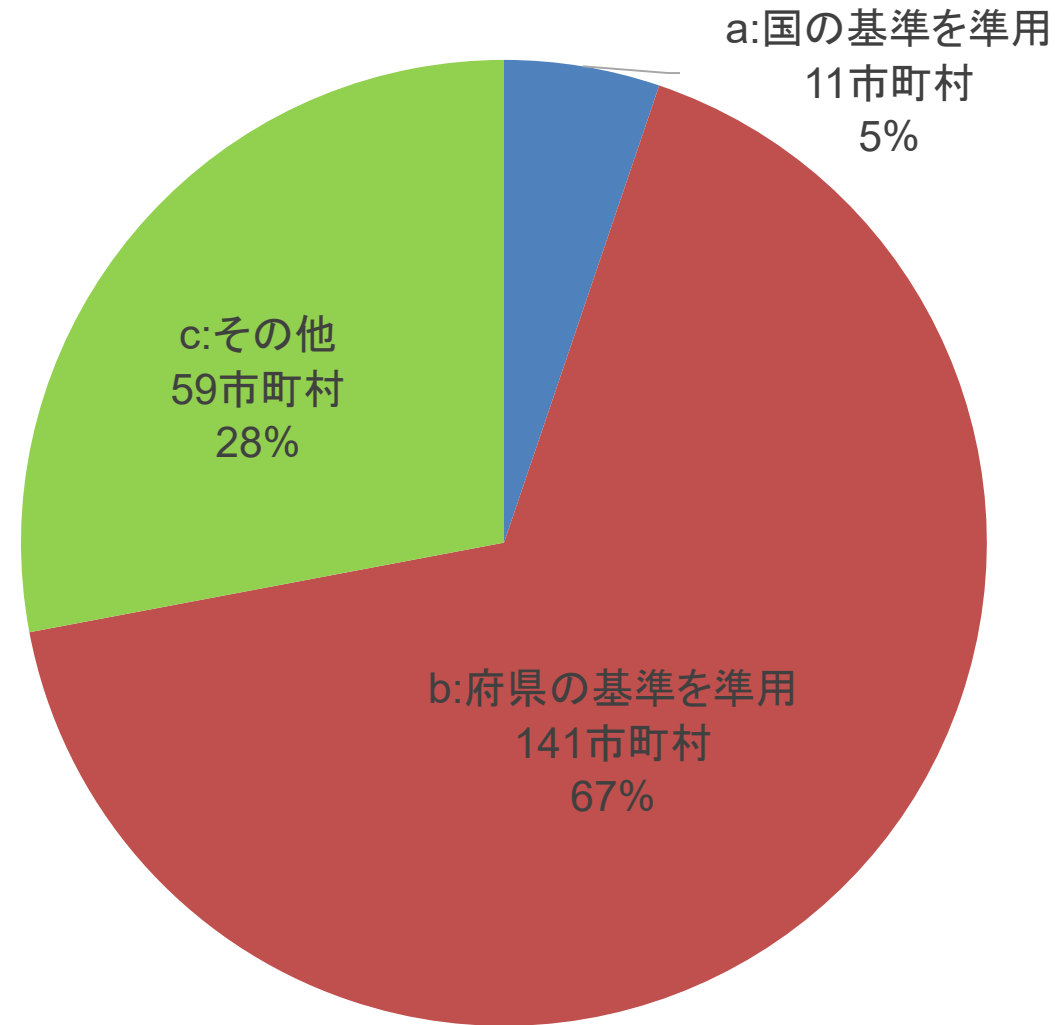
- ・金額や現場状況等により決定(経験)・・・6市町村
- ・設計額・工種・施工量等から算定・・・19市町村
- ・国や県の基準書等を参考に算出・・・15市町村

## 2. 工期算定にあたり使用している基準について教えてください。

府県・政令市

市町村

	【プルダウン選択式】	【自由記述欄】
	a:国の基準を準用 b:府県の基準を準用 c:その他	その他を選択された場合は具体的な内容
福井県	b:府県の基準を準用	
滋賀県	a:国の基準を準用	
京都府	a:国の基準を準用	
大阪府	a:国の基準を準用	
兵庫県	a:国の基準を準用	
奈良県	a:国の基準を準用	
和歌山県	c:その他	県独自調査に基づき決定
京都市	a:国の基準を準用	
大阪市	a:国の基準を準用	
堺市	a:国の基準を準用	
神戸市	c:その他	国の基準を参考に、本市としての工期設定の考え方を作成し使用している。



## 3. 週休2日の取組状況について教えてください。

### 府県・政令市

	週休2日の取組状況について教えてください。		【自由記述欄】 (週休2日の取組実績が「ある」と回答いただいた場合のみ、回答ください) 週休2日にかかる費用計上を行った工事はありますか。また、その場合どのような算定方法で計上されていますか。
	【プルダウン選択式】 a:具体的には何もしていない b:令和元年〇件程度実施 c:その他	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容 (bを選択された場合もこちらに具体的な件数を記載してください)	
福井県	b:令和元年〇件程度実施	受注者希望(4週8休)48件 発注者指定(完全週休)12件	令和元年5月から発注者指定(完全週休2日)のみ国と同率補正。受注者希望では工事成績評価の評価のみ
滋賀県	b:令和元年〇件程度実施	274件実施 ・受注者希望型 230件 ・発注者指定型 44件	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
京都府	b:令和元年〇件程度実施	9件実施(完了4件、施工中5件)	現場閉所を確認の上、実績に応じて費用を計上
大阪府	b:令和元年〇件程度実施	465件	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
兵庫県	b:令和元年〇件程度実施	704件	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
奈良県	b:令和元年〇件程度実施	40件	
和歌山県	b:令和元年〇件程度実施	17件(R2.1月末時点)	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
京都市	b:令和元年〇件程度実施	発注者指定型 1件	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
大阪市	b:令和元年〇件程度実施	原則全工事を対象	費用計上は未実施(実施検討中)
堺市	c:その他	令和2年度より受注者希望方式にて実施予定(国方式による経費補正あり)	
神戸市	c:その他	本市が発注する土木工事は全件を週休2日の対象として取り組んでいる。	現在、週休2日にかかる費用計上は行っていない。令和2年度以降に費用計上できるよう手続きを進めている。算定方法は国の基準に準じている。

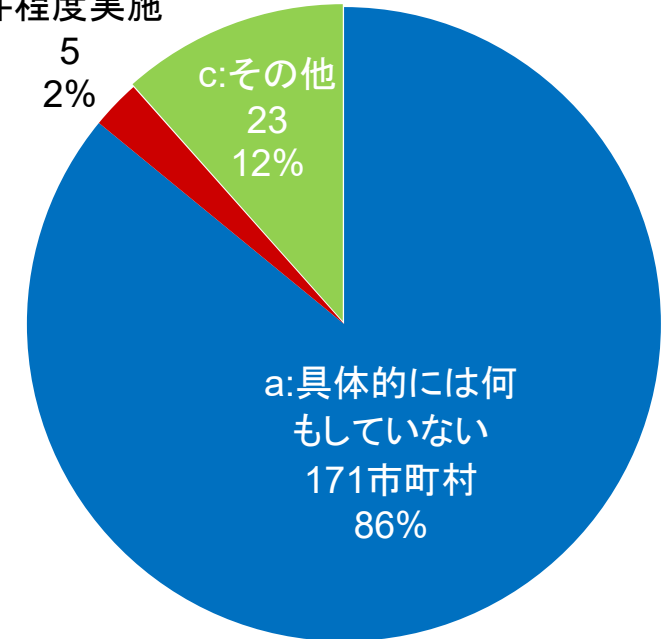
### 市町村

無回答: 12 市町村

b:令和元年〇件程度実施

5  
2%

c:その他  
23  
12%



### 週休2日の取組状況

- ・ 導入済(予定含) . . . . . 9市町村  
(大津市、吹田市、門真市、阪南市、豊岡市、西脇市、宍粟市、美方郡香美町、桜井市)
- ・ 導入検討中 . . . . . 5市町村  
(福井市、豊中市、高槻市、和歌山市、日高郡日高川町)

令和2年6月

# 基準・要領・システム等の標準化・共有化

令和 2年 6月  
近畿地方整備局

## 工事成績評定基準の統一化・標準化

- ✓ 国と府県の工事成績評定基準は大枠では標準化されているが、考査項目別運用表の個別項目については必ずしも標準化されていない。
- ✓ 試行としてH28年度は兵庫県、H29年度は和歌山県・大阪市と個別項目のすり合わせを実施
- ✓ R2年度に残り1府県・1政令市において実施予定

## 工事関係様式の統一化・標準化

- ✓ 受注者の省力化を考慮し、工事関係様式の標準化を検討
- ✓ 試行としてH28年度は和歌山県、H29年度は京都府・奈良県・神戸市と工事様式のすり合わせを実施
- ✓ R2年度に残り5府県・1政令市において実施予定

## 地方公共団体等への技術支援

- ✓ 出前講座（適正な検査と工事成績評定について 等）
  - ・ H30年度出前講座の開催状況：8団体で433名の参加
  - ・ R1年度出前講座の開催状況：6団体で314名の参加
- ✓ 自治体職員の本官工事検査への臨場立会
  - ・ R1年度臨場立会実績：16件8自治体(24名)参加

◆【工事監督検査基準・様式の標準化・統一化】として、下記についてH28より検討。

①『工事成績評定基準』（考査項目別運用表の統一化・標準化）

②『工事関係様式』（工事関係様式の統一化・標準化）

◆H29より他府県・政令市に展開。

◆H30はすべての地方公共団体との工事関係様式について統一化を実施。

◆R1以降は運用状況を確認し、課題を把握したうえでフォローアップを行う。

## 【今後のスケジュール】

項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
◆『工事成績評定基準』 (考査項目別運用表の統一化・標準化)	各府県・政令市とのすり合わせ						
	兵庫県	和歌山県、大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪市、奈良県、京都市、神戸				
				標準化(地方公共団体運用開始)			
				課題の抽出			
				フォローアップ			
◆『工事関係様式』 (様式の統一化・標準化)	各府県・政令市とのすり合わせ						
	和歌山県	京都府、奈良県、神戸市	福井県、滋賀県、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市				
				標準化(地方公共団体試行)			
				課題の抽出			
				フォローアップ、本運用			

# 工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【運用開始予定時期】

府県・政令市	工事検査基準等の統一化・標準化 【R3年度内に運用開始を目標】		工事関係様式の統一化・標準化 【R2年度内に運用開始を目標】	
	福井県	H30実施	現行98% H31.4運用開始済み	H30実施
滋賀県	H30実施	現行99% -	H30実施	現行87%→見直し予定97% R2.4運用開始済み
京都府	H30実施	現行98% R2.1運用開始済み	H29実施	現行81%→見直し予定87% 契約部局と調整予定
大阪府	H30実施	現行85%→見直し予定98% 連続性・公平性が課題	H30実施	現行94% R2.4運用開始済み
兵庫県	H28実施	現行100% H30.4運用開始済み	H30実施	現行90% H30.10運用開始済み
奈良県	H30実施	現行100% H31.4運用開始済み	H29実施	現行100% H31.4運用開始済み
和歌山県	H29実施	現行98% R1.6運用開始済み	H28実施	現行84%→見直し予定97% R2.7運用開始予定
京都市	H30実施	現行99% R1.10運用開始済み	H30実施	現行94% R1.10運用開始済み
大阪市	H29実施	現行100% -	H30実施	現行52%→見直し予定74% R2.10:見直し予定65%、R3.4:見直し予定74%
堺市	H30実施	現行92%→見直し予定99% R3.4運用開始に向け調整中	H30実施	現行97% R1.11運用開始済み
神戸市	H30実施	現行98% H31.4運用開始済み	H29実施	現行90% H30.4運用開始済み

■ : 運用開始済み(9/11地方公共団体)

■ : 運用開始済み(8/11地方公共団体)

※R2.1からの時点更新部分は赤字(R2.6時点)



# 工事検査関係講習会開催状況

## H30年度 工事検査関係講習会開催状況

自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を実施。8団体へ8回、合計433名が受講。

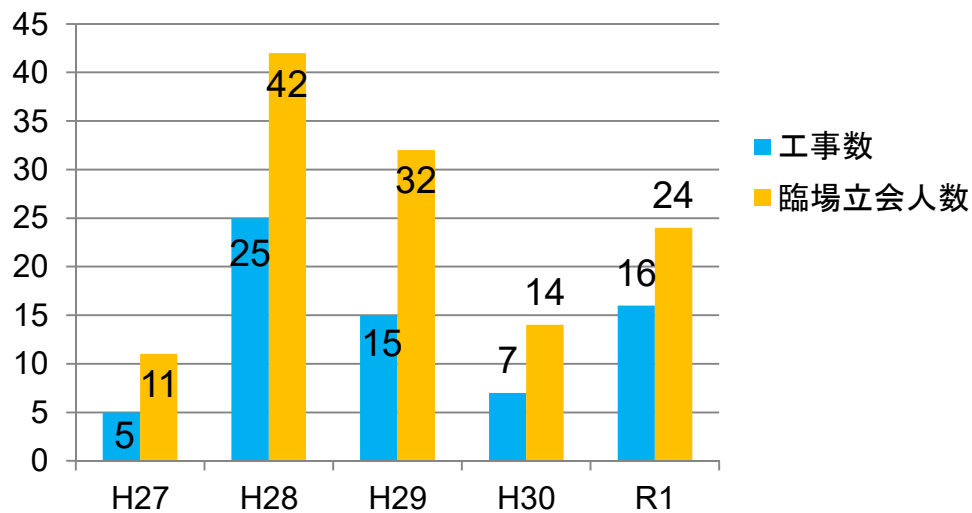
依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
兵庫県	平成30年 6月21日	18	兵庫県に入庁2年目の職員
伊賀市	平成30年 6月27日	25	伊賀市の工事監督及び検査を担当する職員
奈良県	平成30年 6月29日	64	土木工事検査を担当する県職員及び市町村職員
和歌山県	平成30年 8月 1日	77	和歌山県の土木・農林関係公共工事の検査業務に従事する技術職員
尼崎市	平成30年 9月13日	51	尼崎市の技術職員
大阪市	平成30年 9月20日	34	工事請負契約の監督事務に従事する職員
大阪府市町村公共 工事検査業務連絡 協議会	平成30年11月 1日	85	大阪府内自治体の公共工事の検査業務に従事する職員
福井県	平成31年 1月21日	79	福井県及び、福井県内市町職員

## R1年度 工事検査関係講習会開催状況

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
奈良県	令和元年 6月 7日	43	土木工事検査を担当する奈良県職員及び県内市町村職員
和歌山県	令和元年 7月23日	53	和歌山県の土木・農林関係公共工事の検査業務に従事する技術職員
大阪市	令和元年 9月 5日	39	大阪市の工事監督に従事する職員(監督を補助する職員も含む)
大阪府市町村公共工事検査業務連絡協議会	令和元年10月25日	87	大阪府内市町村の公共工事検査に従事する職員
奈良県 技術研究発表会	令和元年11月11日	53	県技術職員を対象に「i-Constructionの推進と監督・検査について」講演
兵庫県	令和元年12月4日	39	兵庫県工事検査室職員、県内土木事務所副所長

# 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会

## R1年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会



### R1年度

(1月末現在)

番号	年月日	工事	発注事務所	臨場立会者	人数
1	R1.7.19	施設撤去工事 【ICT検査】	淀川	奈良県	1
				和歌山県	1
2	R1.7.29	河川工事(堤防整備) 【ICT検査】	淀川	奈良県	1
				和歌山県	1
				滋賀県	1
3	R1.8.1	橋梁上部工事	兵庫	堺市	1
				京都市	1
4	R1.8.21	橋梁上部工事	紀南	和歌山県	1
5	R1.8.22	橋梁上部工事	紀南	和歌山県	1
6	R1.8.29	橋梁下部工事	奈良	和歌山県	1
7	R1.8.30	橋梁下部工事	紀南	和歌山県	2
8	R1.8.30	橋梁下部工事	奈良	奈良県	1
				和歌山県	1
9	R1.9.10	法面工事 【ICT検査】	足羽川	福井県	2
10	R1.10.11	河道掘削工事 【ICT検査】	淀川	兵庫県	1
11	R1.10.16	砂防工事	六甲砂防	神戸市	1
12	R1.10.18	橋梁上部工事 (工場検査)	福井	和歌山県	1
13	R1.11.7	河川工事(水路拡幅) 【ICT検査】	和歌山	和歌山県	1
14	R1.11.8	橋梁上・下部工事	豊岡	兵庫県	1
15	R1.12.11	道路改良工事 【ICT検査】	福井	福井県	2
16	R2.1.7	橋梁上部工事	豊岡	兵庫県	1
合計					24

令和 2年 6月

# 工事及び業務における 発注情報の一括公表の取組み

---

令和 2年 6月  
近畿地方整備局

## (これまでの経緯)

平成29年 7月 近畿地方整備局ホームページにて工事発注情報の一括公表を開始  
 令和 1年 6月 改正品確法成立・施行  
 令和 1年 7月 近畿ブロック全発注機関が発注情報一括公表に参画が決定  
 令和 2年 1月 発注関係事務の運用に関する指針(品確法運用指針)改正  
 (Ⅱ.2.2-1業務発注準備段階に業務発注見通しの公表について記載)

## (今後のスケジュール)

令和 2年 7月頃迄 業務発注見通し情報を国、府県、市町村、特殊法人へ提供依頼  
 令和 2年 8月頃迄 近畿地方整備局ホームページに業務発注情報のページを新設  
 令和 2年 9月頃 令和2年度の業務発注見通しの公表を開始

## 業務発注見通し公表様式(案)

### ■ 建設コンサルタント業務等

公表項目								
発注機関名	担当事務所 (課)名	業務名称	入札契約 方式	業務区分	入札予定 時期	履行期間	業務概要	備考

# 施工時期の平準化について

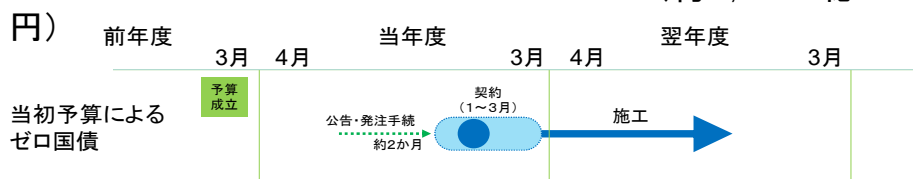
適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

## 平準化に向けた取組み

①2か年国債※1の更なる活用  
適正な工期を確保するための2か年国債の規模を維持

	H28	H29	H30	R1
全国	約700億円	約1,500億円	約1,740億円	約2,098億円
うち、近畿	約35億円	約197億円	約156億円	約254億円

②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定  
平準化に資する『ゼロ国債』を昨年度より引き続き設定  
(約1,095億円)



	H29	H30	R1
全国	約1,567億円	約1,345億円	約1,095億円
うち、近畿	約143億円	約151億円	約103億円

③地域単位での発注見通しの統合・公表  
国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、令和元年度内に市町村を含めた250機関全ての実施を目指す

### ※滋賀県内の発注の見通し

- 平成31年3月1日以降に公表する見込みの工事を記載しています。
  - 予定価格が250万円を超える「土木」「建築」の工事を記載しています。
  - ここに記載する内容は、平成31年3月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。各発注機関毎の情報更新履歴等は「※注意事項②」の通りです。
  - 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお問い合わせください。
- 各発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

近畿電力整備局	近畿財務局	奈良国立博物館	滋賀県
近畿運輸局	大阪府知事	京都国立近代美術館	
大阪府知事	近畿経済産業局	国立国際美術館	
第五管区海上保安本部	近畿管区警察庁	奈良文化財研究所	
第八管区海上保安本部	国立行政法人水産資源機構 関西支社	近畿総合・環境情報センター 大阪3支	
近畿農政局	西日本高速道路(株)関西支社	都市再生機構 西日本支社	
近畿中国森林管理団	東洋建設(株)高速道路(株)	日本電子力研究開発機構	
近畿中部助産院	阪神高速道路(株)	日本電子力研究開発機構	
近畿電力建設事務所	新関西国際空港(株)	日本電子力研究開発機構	
大阪高等裁判所	京都国立博物館	日本電子力研究開発機構	

□追加の発注機関一覧(ページへ飛ぶことができます。)

大津市	豊津市	野洲市	彦根市	大上郡豊原町
津市	守山市	高島市	湯浅町	大上郡中川町
高島市	高島市	高島市	高島市	大上郡多賀町
近江八幡市	近江市	近江市	近江市	

④地方公共団体等への取組要請  
各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

発注者協議会等において要請

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

近畿地方整備局HP <http://www.kkr.mlit.go.jp/> H29.7.18より公開

## 発注入札情報

### 発注の見直し

- 建設工事及び建設コンサルタント等の発注見直し（入札情報サービス（PPI））
- 建設工事及び建設コンサルタント等の発注見直し（登録関係）
- 近畿地方 各発注機関の発注見直し**
- 近畿地方 各発注機関の発注見直し（リンク）
- 物品・役務の一般競争による発注の見直し

HOME > 発注・入札情報 > 近畿地方 各発注機関の発注見直し

### 発注情報一括公表の取組

- ※参画機関一覧表※ PDF
- ※注意事項※ PDF
- 福井県
  - 【発注見直し取りまとめ版：福井県内発注工事】 PDF
- 滋賀県
  - 【発注見直し取りまとめ版：滋賀県内発注工事】 PDF
- 京都府
  - 【発注見直し取りまとめ版：京都府内発注工事】 PDF
- 大阪府**
  - 【発注見直し取りまとめ版：大阪府内発注工事】 PDF**

#### 発注・入札情報

- 発注・入札情報
- 発注・入札情報（港湾関係）
- 入札参加者の皆さまへ
- 有資格業者の皆さまへ
- その他





# 近畿地整管内発注情報統合状況

## <参考例：大阪府内の発注情報 統合公表資料>

四半期毎に情報を更新  
(4月、7月、10月、1月)

### ※大阪府内の発注の見直し

- 平成31年4月1日以降に公告する見込みの工事を記載しています。
- 予定価格が250万円を超える「土木」、「建築」の工事を記載しています。
- ここに記載する内容は、平成31年4月1日現在の見直しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。各発注機関毎の情報更新頻度等は「※注意事項※」の通りです。
- 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願い致します。

□各発注期間の見直し公表ページはこちら（詳細については、こちらをご覧ください。）

近畿地方整備局	近畿府務局	奈良国立博物館	大阪府
近畿運輸局	大阪国稅局	京都国立近代美術館	大阪市
大阪航空局	近畿経済産業局	国立国際美術館	大阪府交通局
第五管区海上保安本部	近畿管区警察局	奈良文化財研究所	堺市
第八管区海上保安本部	独立行政法人水資源機構 関西支社	新造建設・建設情報産業支援機構 大阪支社	
近畿農政局	西日本高速道路(株)関西支社	都市再生機構 西日本支社	
近畿中国森林管理所	本州四国連絡高速道路(株)	日本原子力研究開発機構	
近畿中部防衛局	阪神高速道路(株)	日本下水道事業団近畿・中国総合事務所	
近畿地方環境事務所	新関西国際空港(株)		
大阪高等裁判所	京都国立博物館		

追加の発注機関一覧（ページへ飛ぶことができます。）

<a href="#">岸和田市</a>	<a href="#">守口市</a>	<a href="#">岡内農野市</a>	<a href="#">門真市</a>	<a href="#">交野市</a>	<a href="#">奈良郡飽束町</a>
<a href="#">豊中市</a>	<a href="#">枚方市</a>	<a href="#">和泉市</a>	<a href="#">堺市</a>	<a href="#">大阪狭山市</a>	<a href="#">奈良郡田原町</a>
<a href="#">池田市</a>	<a href="#">茨木市</a>	<a href="#">太宰市</a>	<a href="#">高石市</a>	<a href="#">阪田町</a>	<a href="#">奈良郡磯城町</a>
<a href="#">吹田市</a>	<a href="#">八尾市</a>	<a href="#">和泉市</a>	<a href="#">藤井寺市</a>	<a href="#">三島郡島本町</a>	<a href="#">奈良内郡太子町</a>
<a href="#">泉大津市</a>	<a href="#">泉佐野市</a>	<a href="#">箕面市</a>	<a href="#">東大阪市</a>	<a href="#">豊能郡豊能町</a>	<a href="#">奈良内郡河内町</a>
<a href="#">高槻市</a>	<a href="#">富田林市</a>	<a href="#">柏原市</a>	<a href="#">泉南町</a>	<a href="#">豊能郡古市町</a>	<a href="#">奈良内郡千早赤松村</a>
<a href="#">墨江町</a>	<a href="#">津田川町</a>	<a href="#">羽曳野市</a>	<a href="#">四條畷市</a>	<a href="#">奈良郡三好町</a>	

地区名	発注機関名	担当事務所(課)名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(他)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
大阪府	近畿地方整備局	大和川河川事務所	道里小野地区高規格堤防対策地工事	大阪府堺市西区新港新地先	大阪府堺市堺区道里小野町地先	一般競争入札	一般土木工事	第4四半期	約6ヶ月	盛土工20,000m <sup>3</sup> 、盛土材改良40,000m <sup>3</sup>	2億円以上3億円未満	
大阪府	近畿地方整備局	淀川河川事務所	毛馬排水機場上屋外修繕工事	大阪府大阪市北区長柄第3丁目地先		一般競争入札	建築工事	第1四半期	約3ヶ月	{毛馬排水機場}上屋修繕1式、{淀川大堰操作室}上屋修繕1式	3,000万円未満	
大阪府	近畿地方整備局	浪速国道事務所	浪速国道事務所管内整備工事	大阪府四條畷市下田原地先	和歌山県和歌山市大谷地先	一般競争入札	一般土木工事	第1四半期	約11ヶ月	道路土工1式、舗装工1式、舗装工1式、排水構造物工1式、防護構工1式、河川土工1式、水繕工1式、取除工1式	2億円以上3億円未満	

# 近畿地整管内 一括公表拡大(参画団体一覧表)

令和元年7月29日現在

	発注 機関数	うち 参画数	参 画	未参画数	未 参 画
国	14	14	近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿中部防衛局、近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、大阪高等裁判所	0	
県	7	7	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0	
政令市	4	4	京都市、大阪市、堺市、神戸市	0	
市町村 ※政令市を除く	211	211	<p>■福井県内 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町</p> <p>■滋賀県内 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町</p> <p>■京都府内 福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町</p> <p>■大阪府内 岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> <p>■兵庫県内 姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町</p> <p>■奈良県内 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村</p> <p>■和歌山県 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町</p>	0	
特殊法人等	14	14	(独)水資源機構、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、新関西国際空港(株)、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(国)日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証本部、(地)日本下水道事業団、(独)都市再生機構	0	
計	250	250		0	



令和2年 6月

# 人口10万人以上自治体の平準化ヒアリング

令和 2年 6月  
近畿地方整備局

## 地方公共団体における平準化の取組の更なる推進

### 発注関係事務の運用に関する指針

地域発注者協議会等において、地域の実情を踏まえ、施工時期の平準化の取組状況等について、先進事例を共有するとともに、他の発注者の状況も把握できるよう公表に努める。（運用指針 P11\_18-23行）

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準更なる平準化の推進が必要

[※平準化率(件数)は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55(H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

#### 取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底  
(中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、監理課長等会議(8ブロック)等)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

#### 平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ
  - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
  - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
  - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

## 地方公共団体における平準化の取組の更なる推進

- ◆主 旨：平成30年度に実施した管内工事を対象に電子検査を実施した  
工事の現場代理人  
にアンケートを実施し、課題及び好事例を抽出し、関係者に展開  
することで、システム  
運用の効率化を図る。
- ◆調査期間：令和元年 1月24日～2月7日
- ◆回 答 者：1月24日 滋賀県：草津市、東近江市、彦根市  
2月 5日 福井県：福井市  
2月 5日 和歌山県：和歌山市  
2月 6日 京都府：宇治市  
2月 7日 大阪府：大東市、八尾市、富田林市  
2月 7日 奈良県：奈良市、橿原市  
2月 7日 兵庫県：宝塚市、明石市、伊丹市、西宮市
- ◆アンケート項目：・現在の平準化率が高い・低い要因  
・「さしすせそ」の取組・課題及び今後の取組 等  
(別紙調査票のとおり)

# 平準化率の定義

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4~6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対 象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

## 平準化率イメージ(概念)

各月の工事稼働件数の合計

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4~6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月稼働件数の年度平均

4~6月稼働件数の平均

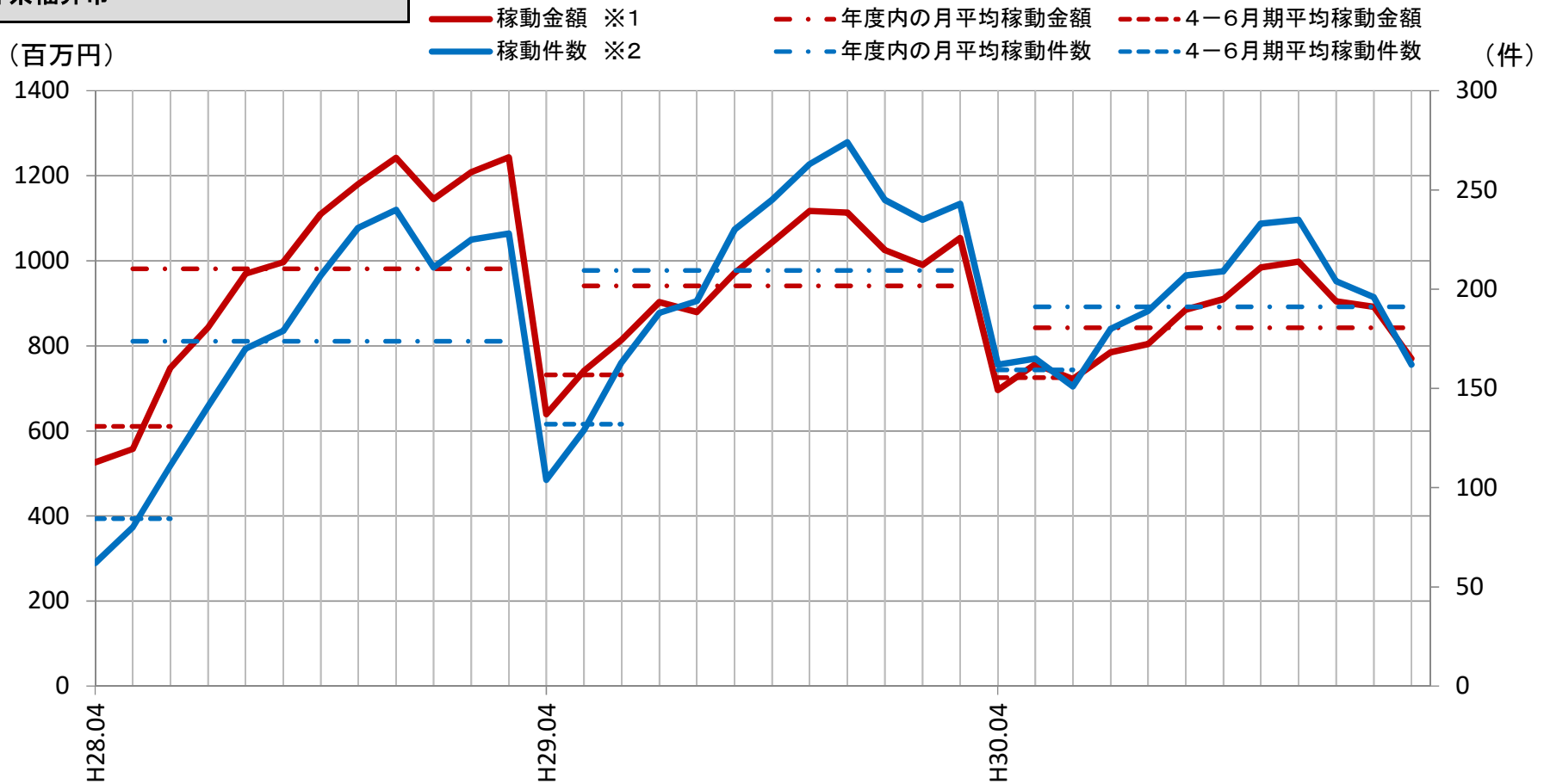
4~6月期の平均稼働件数(2件)  
 年度の平均稼働件数(2.75件)

# 発注工事の月ごとの稼働状況



コリンズ登録データからJACICが作成  
(2019/4/23時点 データ)

福井県福井市



4-6月平均／当年度月平均			
	H28	H29	H30
件数	0.49	0.63	0.83
金額	0.62	0.78	0.86

※1 稼働金額…工期に当該月が含まれている工事ごとに請負金額(税込)を工期(月数)で除した金額を総計した金額  
 ※2 稼働件数…工期に当該月が含まれている工事の総件数

## 平準化の推進に向けた取組

※以下各質問について、土木及び建築工事について回答願います。

福井 市・区

平成29年度 平準化率 件数: 0.63 金額: 0.78

平成30年度 平準化率 件数: 0.83 金額: 0.86

## 平準化率が高い要因

- ・1～3月の発注件数・金額の割合が比較的多く、結果的に繰越している場合が多い。
- ・平成28年度3月補正予算(国補正予算)による3月末契約、平成29年度3月補正予算(国補正予算、台風21号関連の災害復旧事業)による3月末契約が多い。

## 平準化の推進に向けた取組

	取組状況	現状の取組・課題	平準化の推進に向けた今後の取組
(さ) 債務負担行為の活用	×	債務負担行為は現時点では設定していない。工事発注課からの活用要望もなく、複数年工事は継続費で対応している。	改正品確法を受け、債務負担行為の実施に向けて研究を進める。
(し) 柔軟な工期の設定	×	余裕期間制度について、令和2年度からの試行に向けて検討している。	令和2年度発注工事から余裕期間制度を試行し、本格実施につなげる。
(す) 速やかな繰越手続	×	繰越は、年度末の3月議会での承認により行っている。	改正品確法を受け、速やかな繰越手続の実施に向けて研究を進める。
(せ) 積算の前倒し	○	発注前年度に設計・積算を完了させ、年度当初に発注している課がある(下水管路課、ガス・水道整備課)。	今後も、現状の取組を継続する予定。
(そ) 早期執行のための目標設定	○	設計金額が130万円を超える工事について、発注工事予定表を年4回公表している。また、近畿地方整備局による発注情報一括情報の取組に参画している。	今後も、現在行っている発注工事予定の公表を継続する。
それ以外の工夫	×	無し。	無し。

建設業界からの取組に対する評価や要望について

発注の平準化及び適正な工期の設定に努めるよう要望を受けている。

その他留意事項

無し。

【総括】評価・課題・今後の対応方針

- ・改正品確法を受け、債務負担行為や速やかな繰越手続を活用した平準化の実施に向けて研究を進める。
- ・余裕期間制度について試行を実施するとともに、適正な工期設定も進める。
- ・庁内の工事発注課に、平準化の意義や取組事例を説明して、可能な取組を進める。

ヒアリング実施者(所属)近畿地方整備局営繕部 (氏名)足立 幸彦  
(所属)近畿地方整備局建政部 (氏名)萩永 宣之  
(所属)近畿地方整備局企画部 (氏名)千葉 泰三  
都道府県同席者(所属)福井県土木部土木管理課 (氏名)坂口 正雄  
(所属)福井県土木部土木管理課 (氏名)小柳 勝

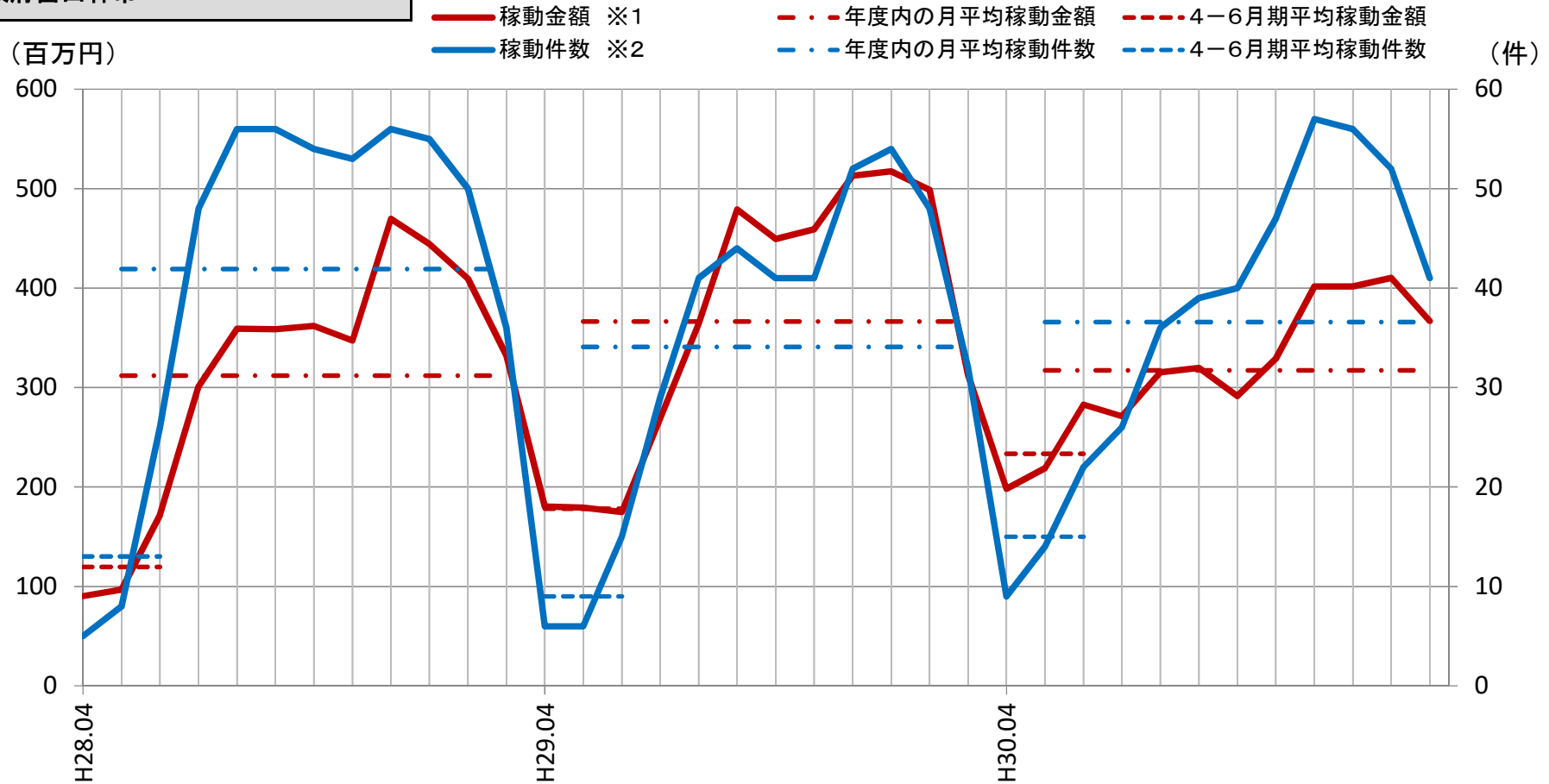
ヒアリング対応者(所属)福井市財政部財政課 (氏名)堀 晃一郎  
(所属)福井市財政部契約課 (氏名)三上 和也  
(所属)福井市工事・会計管理部技術管理課 (氏名)久保 敦俊

# 発注工事の月ごとの稼働状況



コリンズ登録データからJACICが作成  
(2019/4/23時点 データ)

大阪府富田林市



4-6月平均／当年度月平均			
	H28	H29	H30
件数	0.31	0.26	0.41
金額	0.38	0.49	0.74

※1 稼働金額…工期に当該月が含まれている工事ごとに請負金額(税込)を工期(月数)で除した金額を総計した金額  
 ※2 稼働件数…工期に当該月が含まれている工事の総件数



## 平準化の推進に向けた取組

※以下各質問について、土木及び建築工事について回答願います。

大阪府富田林市

平成29年度 平準化率 件数: 0.26 金額: 0.49

平成30年度 平準化率 件数: 0.41 金額: 0.74

## 平準化率が高い要因

- ・工事の内容・規模等により、継続費等による複数年度工事を行っている為、平準化率(金額)が高くなったと思われる。
- ・年度当初(5・6月)に契約した工事や緊急を要する工事の発注がある為、平準化率(件数)が高くなったと思われる。

## 平準化の推進に向けた取組

	取組状況	現状の取組・課題	平準化の推進に向けた今後の取組
(さ) 債務負担行為の活用	×	年度をまたぐ工事については継続費等により行っており、積極的な債務負担行為の活用は行っていない。	関係担当部局と調整の上、検討していく。
(し) 柔軟な工期の設定	×	工事発注部局において、工事の内容・規模等に基づいて工期を算定している。発注時期についても内容・規模を考慮している。	関係担当部局と調整の上、検討していく。
(す) 速やかな繰越手続	×	時期については、工事の内容・規模による為、工事発注部局で判断しているが例年年度末の2月頃から手続をしている。	関係担当部局と調整の上、検討していく。
(せ) 積算の前倒し	△	各工事発注部局において、4月(年度当初)の単価等を採用している。また、工事の内容・規模等も考慮し、単価決定後、設計・積算を行い発注している。	関係担当部局と調整の上、検討していく。
(そ) 早期執行のための目標設定	△	工事の内容・規模等に応じて、工事発注部局等で発注時期を設定している。早期執行の為の目標設定はしていない。	関係担当部局と調整の上、検討していく。
それ以外の工夫			

## 建設業界からの取組に対する評価や要望について

今のところ、業界からは平準化の取組に対する要望等はない。

## その他留意事項

市としての取組方針や目標設定は立てていないが、工事発注部局において早期発注に取組んでいる案件もある。  
台風等の自然災害による緊急を要する工事がある場合、平準化率(件数)が大きく変動する。  
H31(R1)年度についても、継続費による複数年工事の対象工事がある為、平準化率(金額)は高くなると思われる。

## 【総括】評価・課題・今後の対応方針

取組が遅れているため、部局を横断した平準化に向けた意識改革が必要と考える。

ヒアリング実施者(所属)企画部

(所属)企画部技術管理課

(所属)営繕部

(所属)建政部建設産業第一課

(所属)建政部建設産業第一課

(氏名)林 和彦

(氏名)千葉 泰三

(氏名)足立 幸彦

(氏名)山崎 博文

(氏名)萩永 宜之

ヒアリング対応者(所属)富田林市総務部契約検査課 (氏名)檀上 清彦

(所属)富田林市総務部財政課 (氏名)矢野 恵一

(所属)富田林市まちづくり政策部道路交通課 (氏名)井上 保

都道府県同席者(所属)大阪府技術管理課

(所属)大阪府技術管理課

(所属)大阪府事業企画課

(氏名)大塚

(氏名)中野

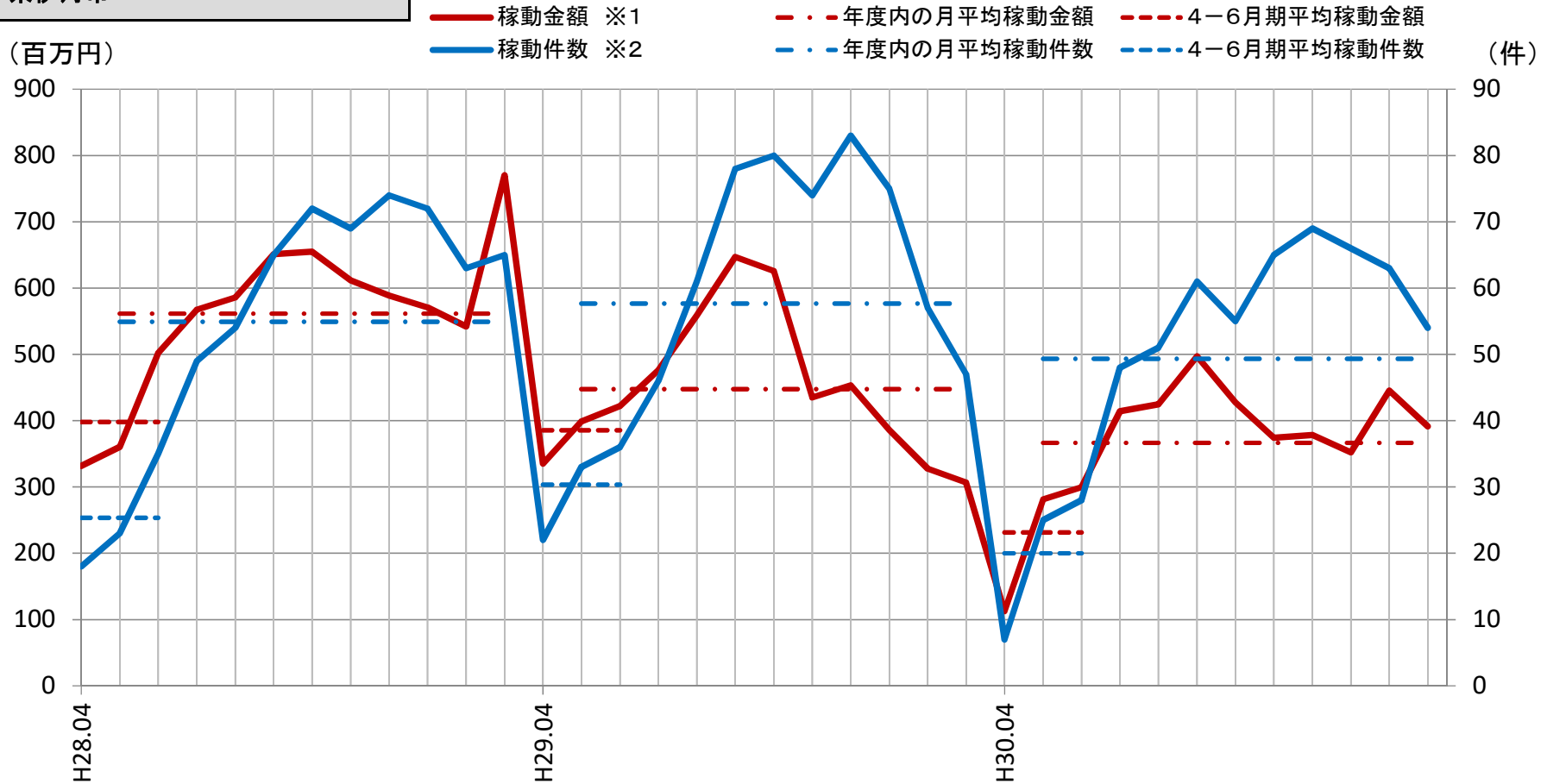
(氏名)平井

# 発注工事の月ごとの稼働状況



コリンズ登録データからJACICが作成  
(2019/4/23時点 データ)

兵庫県伊丹市



4-6月平均／当年度月平均			
	H28	H29	H30
件数	0.46	0.53	0.41
金額	0.71	0.86	0.63

※1 稼働金額…工期に当該月が含まれている工事ごとに請負金額(税込)を工期(月数)で除した金額を総計した金額  
 ※2 稼働件数…工期に当該月が含まれている工事の総件数

## 平準化の推進に向けた取組

※以下各質問について、土木及び建築工事について回答願います。

伊丹市

平成29年度 平準化率 件数: 0.53 金額: 0.86

平成30年度 平準化率 件数: 0.41 金額: 0.63

## 平準化率が低い要因

国の補助金を受けての学校大規模改造工事等を3月契約で発注することが多いことから、4～6月の稼働金額が比較的高くなっていることが考えられる。上記以外の案件については、予算単年度主義の原則に則って繰越・債務負担行為となっている一部の案件を除き、4月以降の入札公告としているため、4～6月の稼働件数が低くなっていると考えられる。

## 平準化の推進に向けた取組

	取組状況	現状の取組・課題	平準化の推進に向けた今後の取組
(さ) 債務負担行為の活用	×	債務負担行為の承認には議会の議決が必要であり、交付金の内示率の見合い上、活用が難しい。また、建設業界のためにかかる制度を活用するには議員・市民の理解が必要である。	予算編成時からの調整が必要であり、契約担当だけで実施できるものではないため、政策調整部局を含めた各部局との調整を検討していきたい。
(し) 柔軟な工期の設定	×	市受注業者は中小企業が多く、適正な労務計画を立てるスキルを有していないため、余裕期間制度はなじまない。また、請負業者主導になるため、多々の業務を抱える工事担当者への負担も懸念される。	左記の課題もあり、他都市の動向を図りながら検討したい。
(す) 速やかな繰越手続	○	気象や用地等、不測の事態が発生した場合、繰越手続を実施している。	同左。
(せ) 積算の前倒し	○	各事業課において、設計・積算作業を速やかに実施し、年度当初の発注に努めている。	同左
(そ) 早期執行のための目標設定	×	庁内で公共工事の進捗について総括的に管理する部局がないため適切な目標設定が困難である。	市全体としての調整が必要になるため、政策調整部局を含めた各部局との調整を検討していきたい。
それ以外の工夫	○	4, 7, 10月の発注予定の作成時期に契約担当課長から工事担当課長に対し、平準化の取り組みに関する資料を提供し意識付けを行っている。	同左。

## 建設業界からの取組に対する評価や要望について

平準化に関する要望はありません。

## その他留意事項

○契約担当課では各課の工事発注時期や予算の取り方に関与できないため、早期執行の目標の設定や平準化の把握は困難である。については、しかるべき部署(あるいは担当)の創設等がなければ平準化の推進は困難である。契約担当はもとより政策調整部局や財政部局への国からの積極的な働きかけをしていただきたい。

○債務負担行為はそもそも長期にわたる工事年度をまたぐものを想定した制度であり、特定の業界のためだけに「活用」という形で制度を利用するには、議会はもとより市民理解も必要である。

○契約担当課は工事案件だけでなく、委託・物品の入札処理もあり工事発注にだけ多くの労力と時間を割けない。また、入契法の調査についてもかなりの大容量となり、契約担当課の負担となっている。

## 【総括】評価・課題・今後の対応方針

ヒアリング実施者(所属)企画部技術管理課 (氏名)古賀 聡明  
 (所属)企画部技術管理課 (氏名)千葉 泰三  
 (所属)営繕部技術・評価課 (氏名)長濃 明生  
 (所属)建政部建設産業第一課 (氏名)山崎 博文

都道府県同席者(所属)兵庫県技術企画課 (氏名)福崎  
 (所属)兵庫県技術企画課 (氏名)三好

ヒアリング対応者(所属)伊丹市総務部契約・検査課 (氏名)松本 嘉博  
 (所属)伊丹市総務部契約・検査課 (氏名)稲本 真治  
 (所属)伊丹市都市交通部道路室道路保全課 (氏名)宇高 正晴  
 (所属)伊丹市都市交通部道路室道路保全課 (氏名)西 隼一郎